

# 環境影響評価調査実施計画書提出書

平成25年9月9日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所 静岡県富士市桑崎512  
富士製紙協同組合  
氏 名 理事長 山 崎  
電 話 (0545) 21-3336



静岡県環境影響評価条例第15条第2項の規定により、下記の対象事業に係る環境影響評価調査実施計画書を作成しましたので、同条第4項の規定により、別添のとおり提出します。

記

対象事業の名称

富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業

(焼却施設の変更の事業)



富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業  
(焼却施設の変更の事業)に係る  
環境影響評価調査実施計画書

平成25年 9月

富士製紙協同組合



## 目 次

### 第1章 事業計画の概要

1. 1 事業者の氏名及び住所	1- 1
1. 2 対象事業の名称	1- 1
1. 3 対象事業の目的及び内容	1- 1
1. 対象事業の目的	1- 1
2. 対象事業の内容	1- 1

### 第2章 事業実施区域及びその周辺の概況

2. 1 事業実施区域及びその周辺の範囲	2- 1
1. 地域特性及び事業特性を把握した範囲	2- 1
2. 事業実施位置及びその周辺の範囲	2- 1
2. 2 地域の自然的状況に係る項目	2- 3
1. 気象	2- 3
2. 河川・地下水	2- 9
3. 地形・地質	2- 15
4. 動植物	2- 18
5. 景観	2- 31
6. 野外レクリエーション他	2- 33
2. 3 地域の社会的状況に係る項目	2- 35
1. 行政区画	2- 35
2. 人口	2- 37
3. 集落の状況	2- 38
4. 産業	2- 39
5. 交通	2- 44
6. 土地利用	2- 48
7. 施設等の設置状況	2- 50
8. 水域とその利用	2- 53
9. 文化財等	2- 54
10. 各種開発計画等の策定状況	2- 57
11. 水道事業計画等	2- 58
12. 環境保全対策の状況	2- 59
2. 4 環境関係法令等による規制等の状況	2- 63
1. 大気汚染	2- 63
2. 騒音	2- 66

3. 振動	2- 75
4. 悪臭	2- 81
5. 水質汚濁	2- 83
6. 土壤汚染	2- 94
7. 自然環境保全に係る地域の指定状況	2- 96
2. 5 生活環境の状況	2- 99
1. 大気質	2- 99
2. 騒音	2-111
3. 振動	2-114
4. 悪臭	2-114
5. 水質	2-114
6. 土壤	2-117

### 第3章 環境影響評価項目の選定

3. 1 環境影響評価実施区域	3- 1
3. 2 環境影響評価項目の選定	3- 3
1. 環境影響要因の抽出	3- 3
2. 環境影響評価項目の選定	3- 3

### 第4章 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

4. 1 大気質	4- 1
1. 調査の手法	4- 1
2. 予測の手法	4- 11
3. 評価の手法	4- 11
4. 2 音(騒音)	4- 12
1. 調査の手法	4- 12
2. 予測の手法	4- 16
3. 評価の手法	4- 16
4. 3 振動	4- 17
1. 調査の手法	4- 17
2. 予測の手法	4- 18
3. 評価の手法	4- 19
4. 4 臭い(悪臭)	4- 20
1. 調査の手法	4- 20
2. 予測の手法	4- 23
3. 評価の手法	4- 23

4. 5 水質（水の濁り） .....	4- 24
1. 調査の手法.....	4- 24
2. 予測の手法.....	4- 27
3. 評価の手法.....	4- 27
4. 6 地下水（地下水の水質） .....	4- 28
1. 調査の手法.....	4- 28
2. 予測の手法.....	4- 30
3. 評価の手法.....	4- 30
4. 7 動物・植物・生態系（植物） .....	4- 31
1. 調査の手法.....	4- 31
2. 予測の手法.....	4- 32
3. 評価の手法.....	4- 33
4. 8 景観.....	4- 34
1. 調査の手法.....	4- 34
2. 予測の手法.....	4- 36
3. 評価の手法.....	4- 36
4. 9 廃棄物(産業廃棄物) .....	4- 37
1. 調査の手法.....	4- 37
2. 予測の手法.....	4- 37
3. 評価の手法.....	4- 37
4. 10 地球環境(温室効果ガス) .....	4- 38
1. 調査の手法.....	4- 38
2. 予測の手法.....	4- 38
3. 評価の手法.....	4- 38
4. 11 配慮項目（地域交通） .....	4- 39
1. 調査の手法.....	4- 39
2. 予測の手法.....	4- 40
3. 評価の手法.....	4- 40
4. 12 環境影響評価の項目に係る現地調査、予測及び評価手法の一覧.....	4- 41

添付資料 1 事業実施区域周辺で確認された種(文献調査 確認種リスト)

    哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類(蝶類)

添付資料 2 静岡県で確認された国が指定する絶滅危惧 I A 類、 I B 類、 II

添付資料 3 最大着地濃度出現地点の算出式及び設定条件

添付資料 4 「富士製紙協同組合焼却施設 4 号機設置事業環境影響評価方法書」に関する  
知事の意見及び事業者の見解

# 第1章 事業計画の概要



## 第1章 事業計画の概要

### 1. 1 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：富士製紙協同組合

理事長 山崎 豊

住所：静岡県富士市桑崎 512 番地

### 1. 2 対象事業の名称

富士製紙協同組合焼却施設 4号機設置事業

### 1. 3 対象事業の目的及び内容

#### 1. 対象事業の目的

本事業は、岳南第一製紙協同組合との合併に伴う汚泥(ペーパースラッジ)の処理量増加に対応するため、汚泥(ペーパースラッジ)の焼却施設を増設するものである。

### 2. 対象事業の内容

#### (1) 対象事業の実施場所

富士市桑崎字山寺 495 番地 1

#### (2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設(焼却施設の変更の事業)

#### (3) 対象事業の規模

##### a. 計画施設

焼却施設：処理能力 600 t / 日

##### b. 処理対象物

汚泥(ペーパースラッジ)

#### (4) 対象事業実施区域

事業実施位置は、図 1-3-1 及び図 1-3-2 に示すとおりであり、富士山、愛鷹山山麓の緩やかな傾斜地に位置している。計画面積は、約 0.8ha である。なお、周辺の山林は開発しない。

(5) その他の対象事業の内容に関する事項

a. 焼却施設の概要

① 焼却施設の設備概要

焼却施設の設備概要は、表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 焼却施設の設備概要

区分	既 設			新 設
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
処理能力※ <sup>1</sup>	180 t /日	180 t /日	180 t /日	600 t /日
設置数	1 基	1 基	1 基	1 基
形式	流動床炉	流動床炉	流動床炉	流動床炉
品目	汚泥	汚泥	汚泥	汚泥
運転時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間
年間運転日数	330 日	330 日	330 日	330 日
排ガス量	26, 580Nm <sup>3</sup> /h	26, 580Nm <sup>3</sup> /h	26, 580Nm <sup>3</sup> /h	約 55, 000Nm <sup>3</sup> /h
煙突	30.0m(共通)		30.0m	約 40.0m
付帯設備	乾燥施設	乾燥施設	乾燥施設	発電設備※ <sup>2</sup>
工程排水	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない
煤塵発生量	40 t /日	40 t /日	40 t /日	120 t /日
煤塵の処理方法	リサイクル 又は埋立処分	リサイクル 又は埋立処分	リサイクル 又は埋立処分	リサイクル 又は埋立処分
排ガス対策	バグフィルター	バグフィルター	バグフィルター	バグフィルター
搬入車両	90 台/日			70 台/日
操業年月	昭和 55 年 12 月	昭和 55 年 12 月	平成 4 年 12 月	—

※1 No. 1 ~No. 3 焼却施設のうち、1 基は点検で停止するため、常時稼働する焼却施設の能力は 960 t /日となる。

※2 発電設備の能力は 2, 400kWh を計画している。

## ② 焼却施設(既設)のばい煙発生状況

焼却施設(既設)のばい煙発生状況は、表 1-3-2 に示すとおりである。

表 1-3-2 焼却施設(既設) のばい煙発生状況

測定項目・号機		測定年月								
		平成 21 年			平成 22 年			平成 23 年		
		2 月	8 月	11 月	2 月	8 月	11 月	2 月	8 月	11 月
ダ才キシ類 (ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N)	1	0.033	0.032	0.05	0.026	0.089	0.063	0.034	0.022	0.18
	2	0.020	0.017	0.018	0.044	0.069	0.021	0.041	0.063	0.028
	3	0.027	0.014	0.008	0.018	0.035	0.028	0.046	0.03	0.015
硫黄酸化物 (ppm)	1	2未満	2未満	2未満	2	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
	2	2未満	2未満	2未満	2	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
	3	2未満	2	2未満	2	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
ばい煙 (g/m <sup>3</sup> N)	1	0.007	0.003	0.001	0.001	0.033	0.037	0.015	0.012	0.01
	2	0.008	0.009	0.001	0.001	0.010	0.010	0.013	0.010	0.01
	3	0.002	0.001	0.001	0.001	0.013	0.010	0.040	0.029	0.039
塩化水素 (ppm)	1	—	—	7	—	5	—	5.0未満	5.0未満	—
	2	—	—	6	—	5	—	5.0未満	5.0未満	—
	3	—	—	4	—	5.8	—	5.4未満	8.8未満	—
窒素酸化物 (ppm)	1	67	70	77	66	57	78	37	62	54
	2	71	69	78	83	65	72	61	64	50
	3	57	62	60	60	47	66	38	77	71

### b. 公害防止

当該事業場から発生する二次公害を防止するため、最新の技術を採用し、公害防止関係法令を遵守する。

**c. 安全衛生管理**

建築基準法、消防法等の関連法規に準拠し、災害要因(特に地震、火災、台風)に対する安全性に十分留意する。

環境に関する関連法規に準拠して安全・衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう空調換気、騒音・振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度の確保及び適切なスペースの確保に留意する。

**d. 省エネルギー**

余熱利用を推進し、場内消費エネルギーの低減を図る。

**e. 用水**

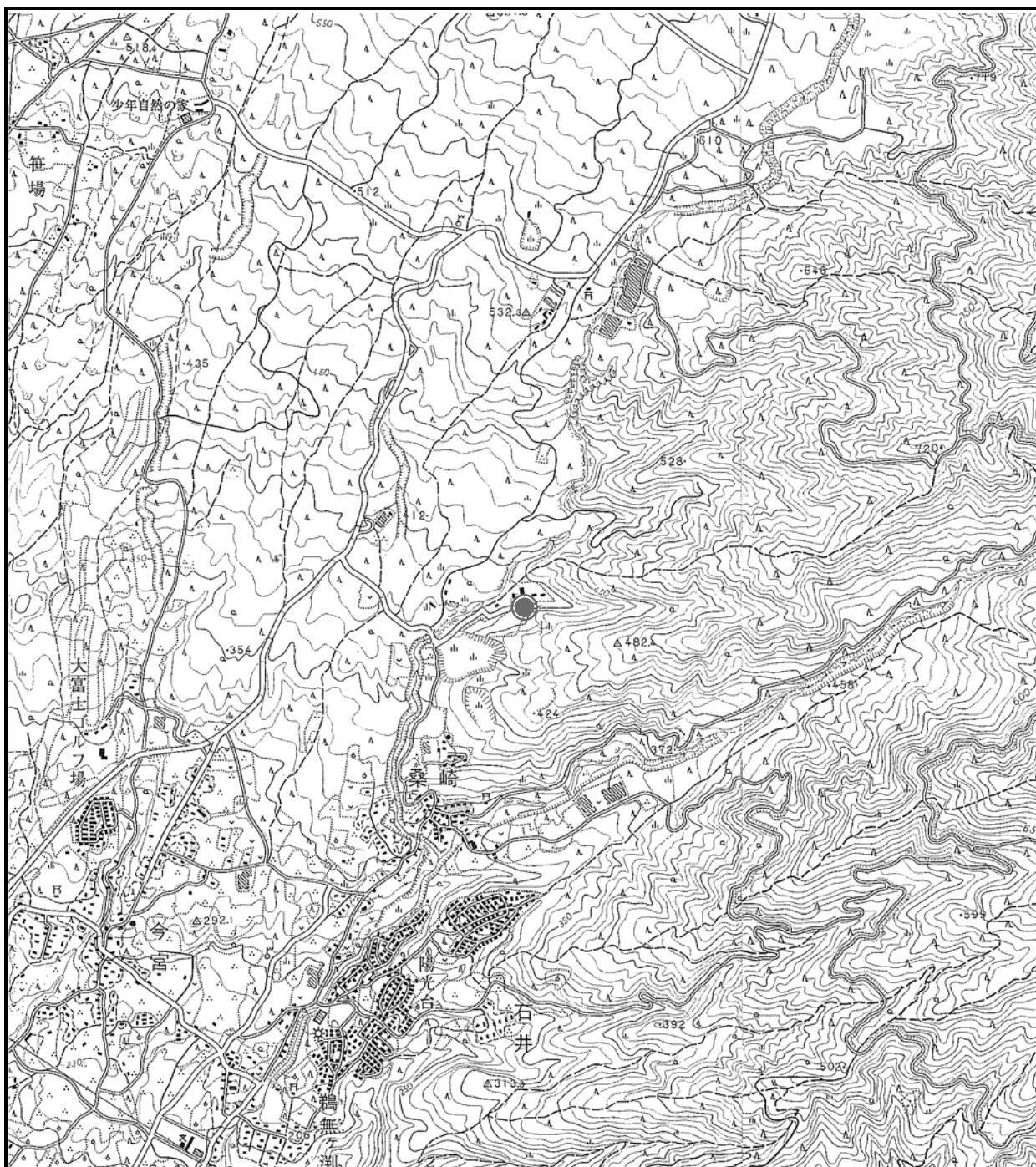
自家用井戸を使用する計画である。使用量は、最大  $5\text{ m}^3/\text{日}$  を計画している。

**f. 排水処理**

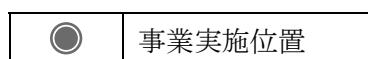
生活排水は、既存の処理施設にて処理する計画である。

雨水排水は、既存の雨水排水路を経由して千束川に放流する計画である。

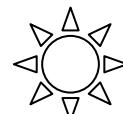
工事排水は、調整池へ溜め、上澄水を放流する。



凡 例



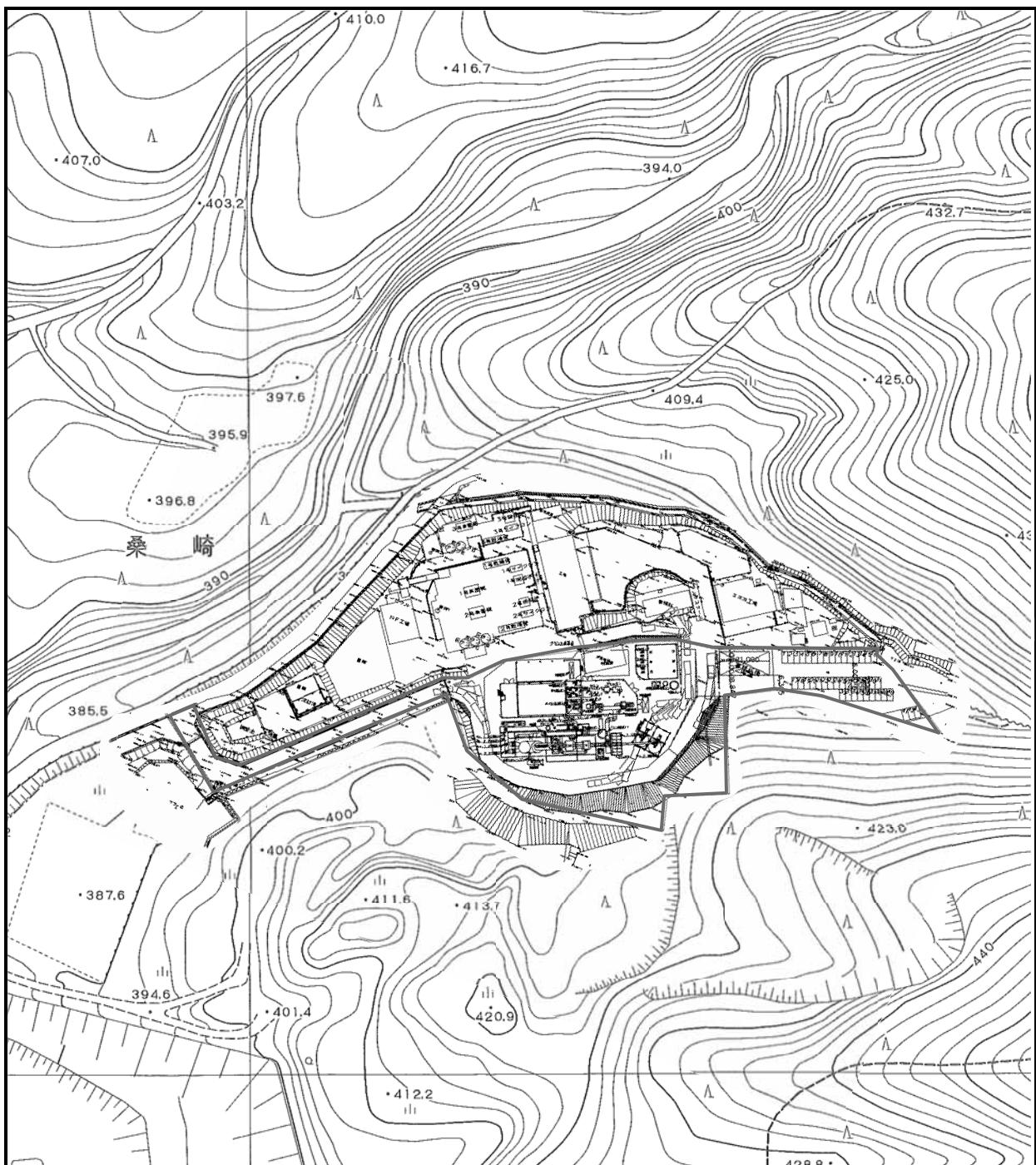
N



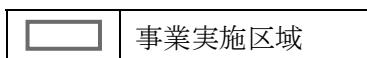
0 500 1,000m

1:25,000

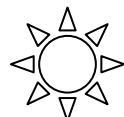
図 1-3-1 事業予定地の位置



凡 例



N



0 50 100m  
1:2,500

図 1-3-2 事業実施区域

## **第2章 事業実施区域及びその周辺の概況**



## **第2章 事業実施区域及びその周辺の概況**

### **2-1 事業実施区域及びその周辺の範囲**

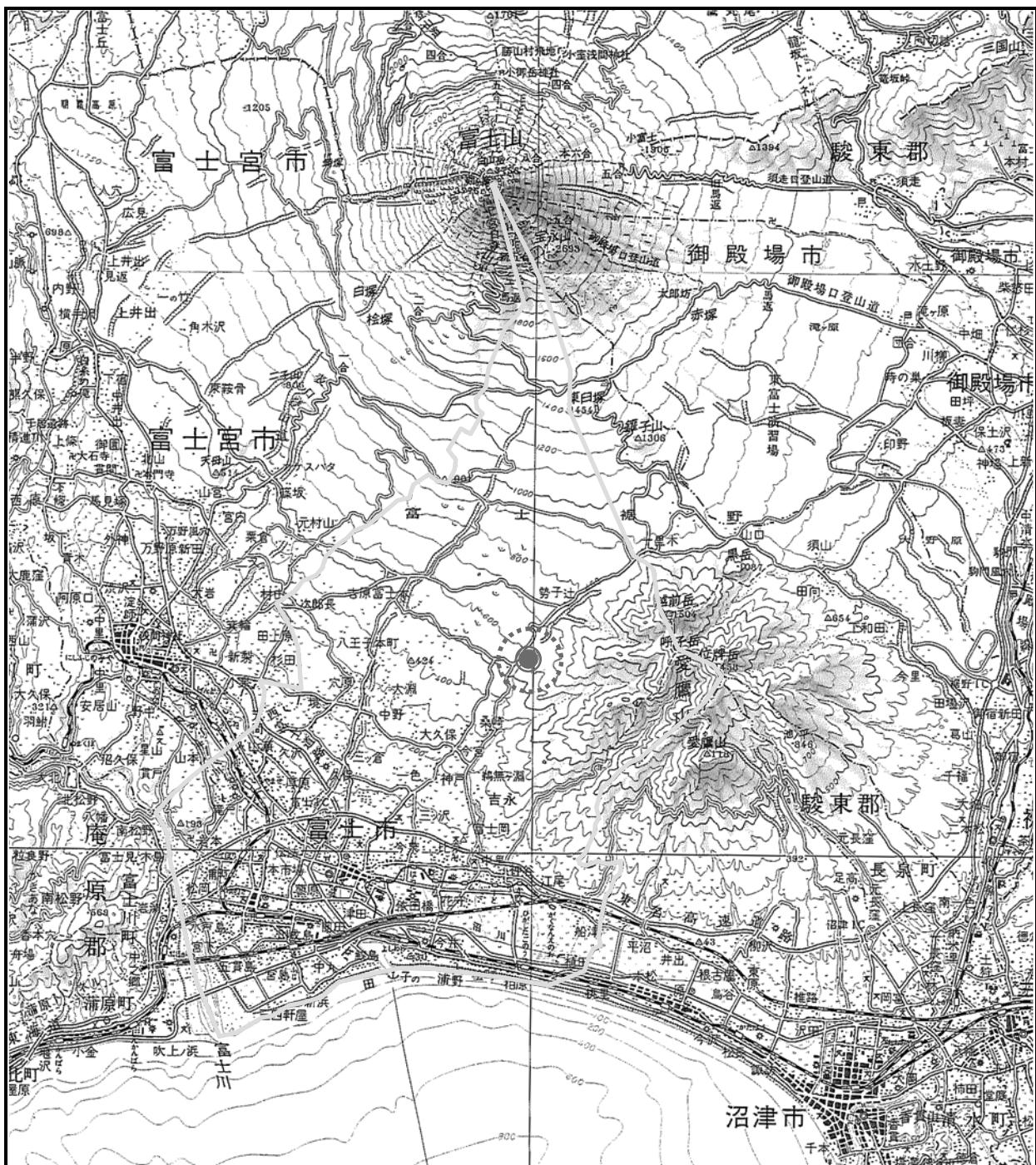
#### **1. 地域特性及び事業特性を把握した範囲**

地域特性及び事業特性の把握の範囲は、統計資料等が市単位で把握されているため、富士市域とした。

#### **2. 事業実施位置及びその周辺の範囲**

事業実施位置及びその周辺の範囲は、最大着地濃度地点が事業実施位置から約900mと予想されるため、半径1.0kmの範囲とした。

地域特性及び事業特性、事業実施位置及びその周辺の範囲は、図2-1-1に示すとおりである。



凡 例

	事業実施位置
-----	事業実施位置及びその周辺の範囲
———	地域特性及び事業特性を把握した範囲

N



0 4 8km  
1:200,000

図 2-1-1 事業実施位置及びその周辺の範囲等

## 2. 2 地域の自然的状況に係る項目

### 1. 気象

富士市消防本部における過去5年間(平成19~23年)の観測結果は、表2-2-1に示すとおりである。気温は年平均16.7~16.9°C、年間降水量は1,717.0~2,805.0mm、平均風速は3.1~3.3m/sである。

月別気象の変動は、図2-2-1及び図2-2-2に示すとおりである。

表2-2-1 気象の概要：富士市消防本部(富士市永田町1-100)

年	気温(°C)			平均風速 (m/s)	降雨量 (mm)
	平均	最高	最低		
平成19年	16.7	33.7	-0.4	3.2	1,743.5
平成20年	16.7	33.4	-1.3	3.1	1,717.0
平成21年	16.7	33.1	-1.0	3.1	2,014.0
平成22年	16.9	35.3	-2.1	3.3	2,488.0
平成23年	欠測あり	欠測あり	欠測あり	3.1	2,805.0

出典：富士市消防本部情報指令課資料

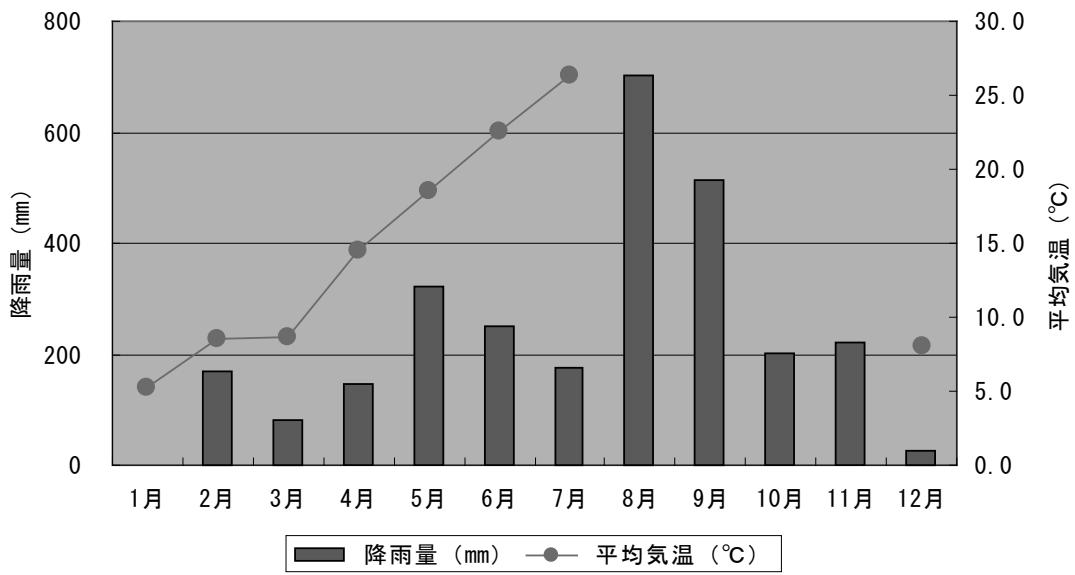


図 2-2-1 気象(降雨量・平均気温)の月変動(平成 23 年：富士市消防本部)

※ 平成 23 年 8 月～11 月の平均気温は欠測

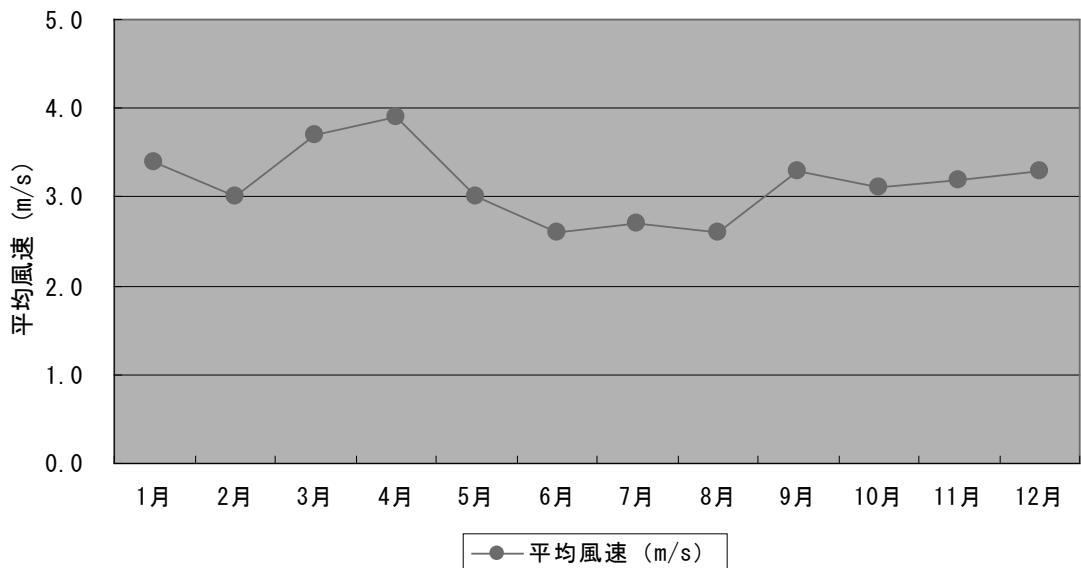


図 2-2-2 気象(平均風速)の月変動(平成 23 年：富士市消防本部)

富士市域の風向風速観測所の内、事業実施位置に近い観測所には大淵中学校・青少年センター・吉原第三中学校がある。各風向風速観測地点、風配図は、図 2-2-3、図 2-2-4(1)、図 2-2-4(2)及び図 2-2-4(3)に示すとおりである。



凡 例

	事業実施位置
①	大淵中学校
②	青少年センター
③	吉原第三中学校
④	富士市消防本部

N



0 1 2km

1:50,000

図 2-2-3 事業実施位置に近い風向  
風速観測地点

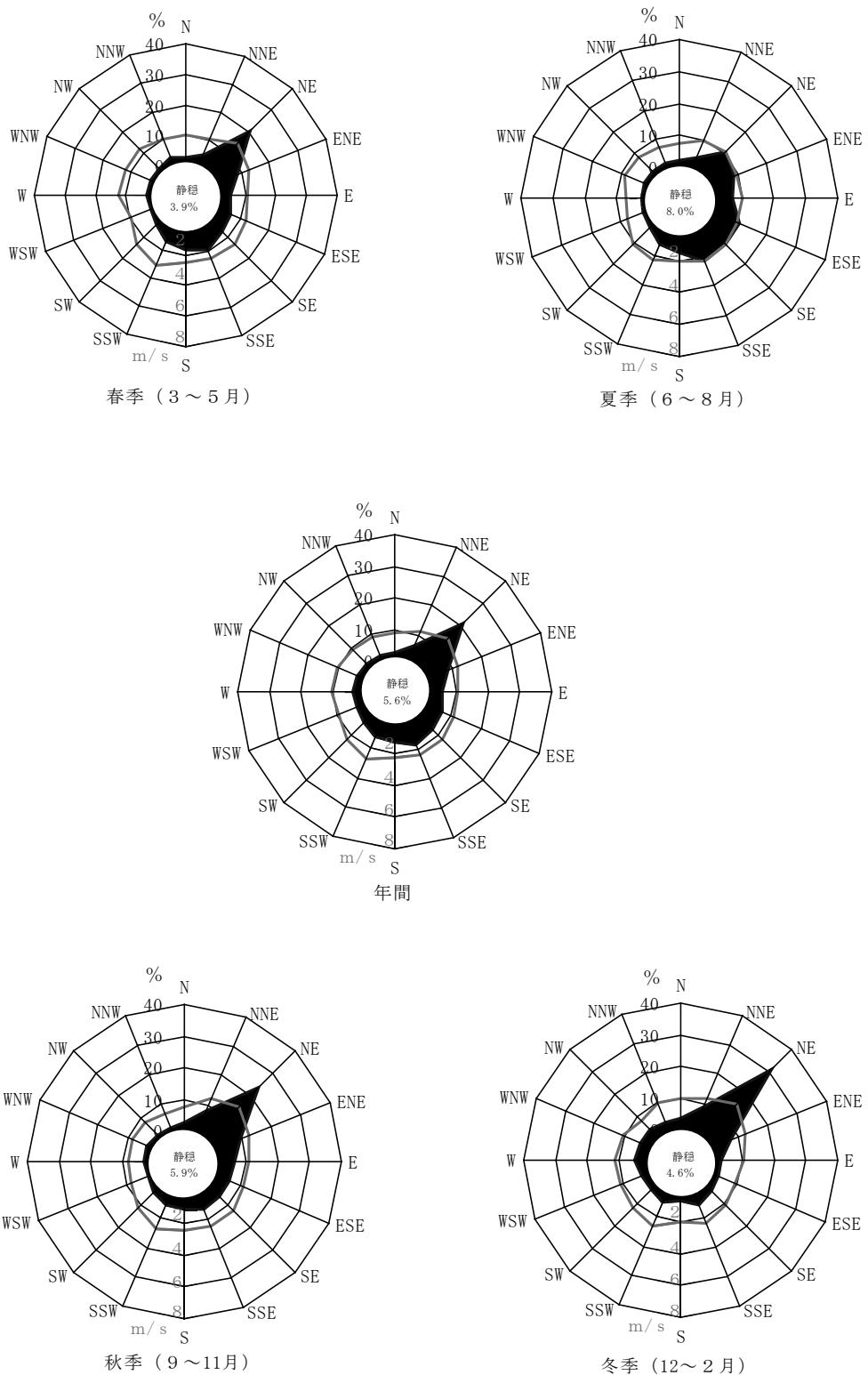
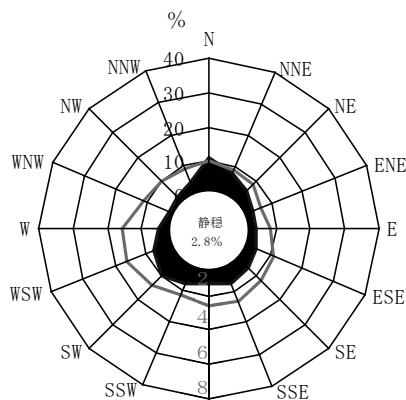
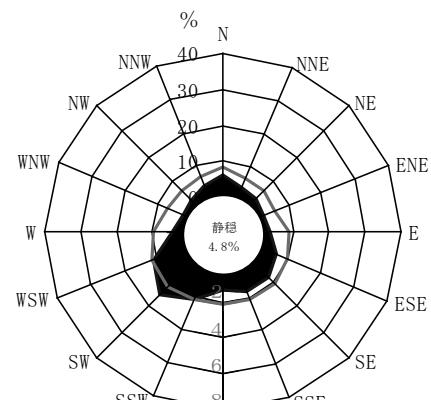


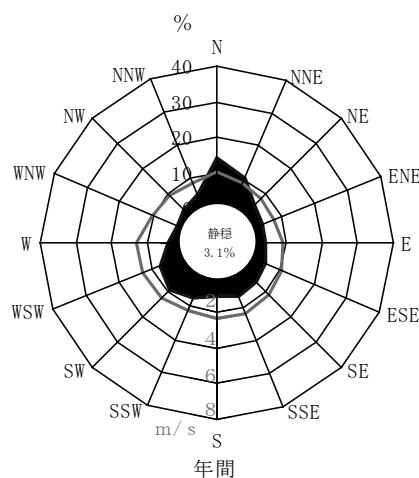
図 2-2-4(1) ①大淵中学校の風配図(平成 23 年度)



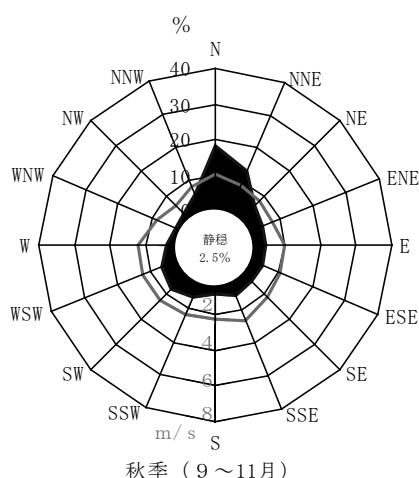
春季（3～5月）



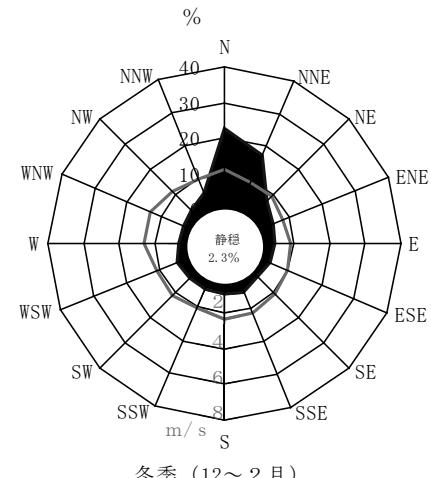
夏季（6～8月）



年間



秋季（9～11月）



冬季（12～2月）

図 2-2-4(2) ②青少年センターの風配図(平成 23 年度)

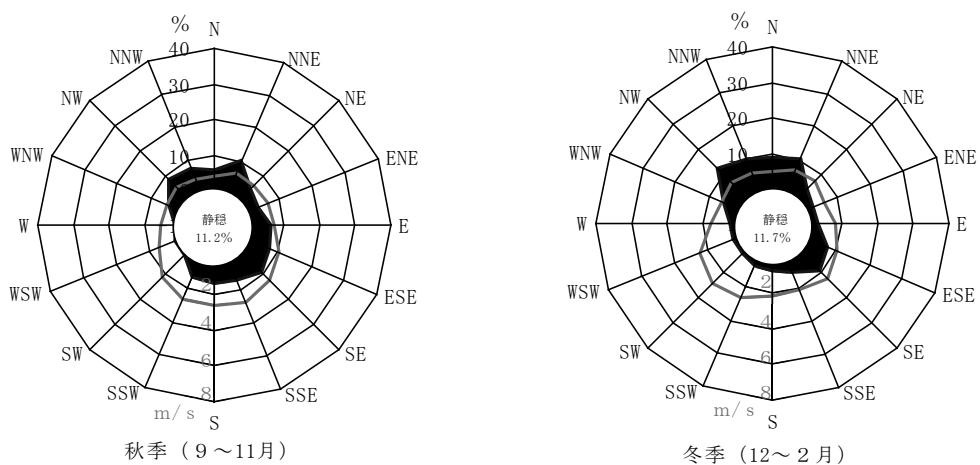
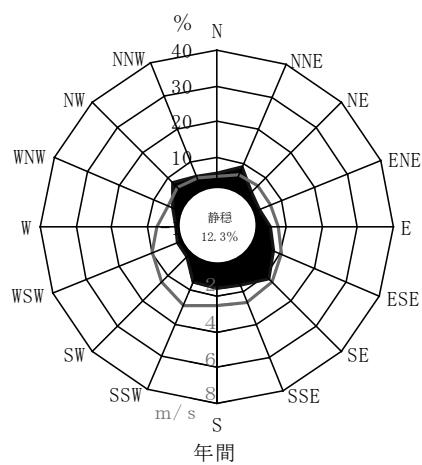
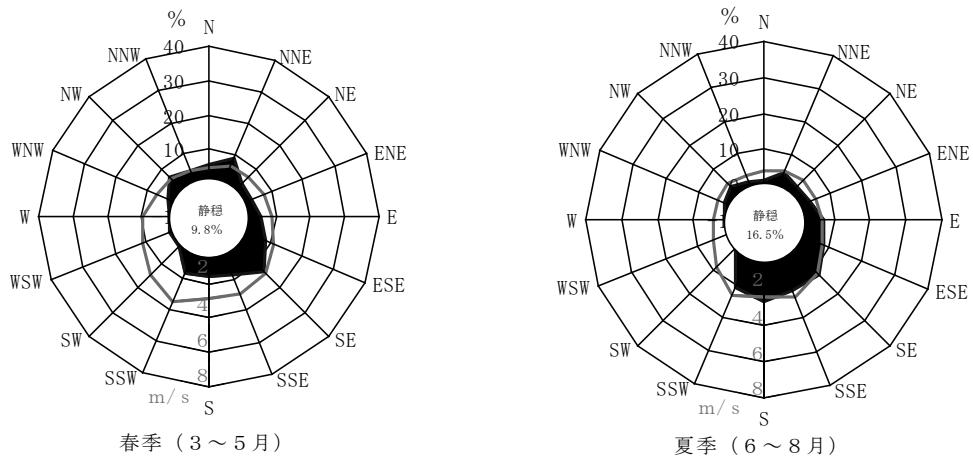


図 2-2-4(3) ③吉原第三中学校の風配図(平成 23 年度)

## 2. 河川・地下水

### (1) 河川

事業実施位置周辺における主な河川とその概要は、表 2-2-2 及び図 2-2-5 に示すところである。事業実施位置付近には赤淵川支流である普通河川の千束川、花沢川及び東沢が流れている。

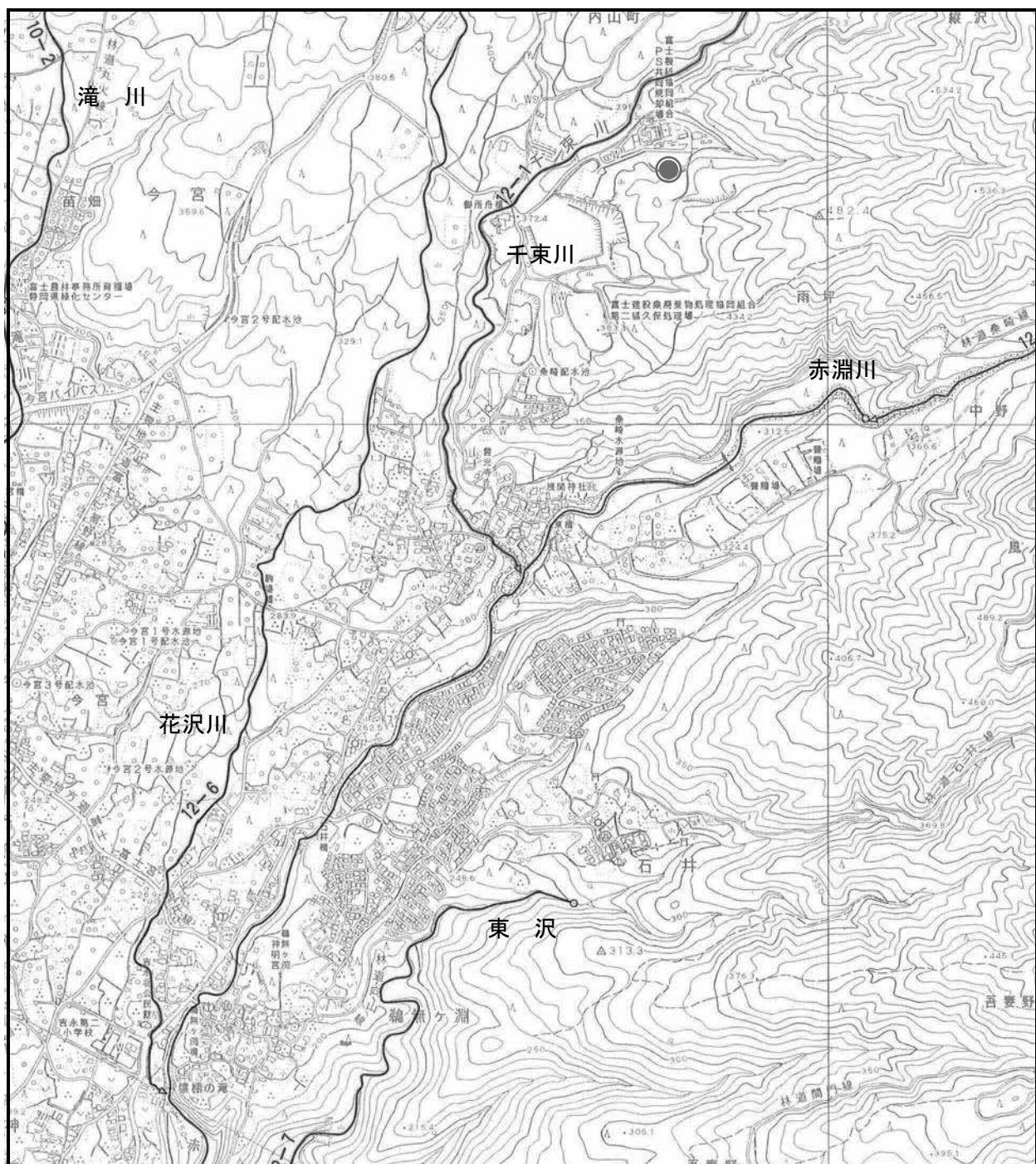
赤淵川は延長 9,400m(一級河川部分)及び 2,100m(準用河川部分)、であり、準用河川部分の流域面積は 30.0km<sup>2</sup>である。

表 2-2-2 事業実施位置付近の主な河川の概要

水 系	名 称	延長(m)	管理区分
富士川	赤 淀 川	9,400	一級河川
		2,100	準用河川
	滝 川	7,440	一級河川
		7,020	準用河川
	千 束 川	—	普通河川
	花 沢 川	—	普通河川
	東 沢	—	普通河川

注) 平成 22 年 4 月 30 日現在

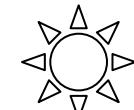
出典 : 静岡県河川指定調書(静岡県交通基盤部河川砂防管理課)



凡 例

	事業実施位置
	普通河川
	準用河川
	一級河川

N



0 0.3 0.6km  
1:15,000

図 2-2-5 事業実施位置周辺における河川図

出典：富士川河川図其二(平成 21 年 10 月 富士市役所)を基に作成

## (2) 地下水

事業実施位置周辺の地下水位観測地点及び湧水池は、図 2-2-6 及び図 2-2-7 に示すとおりである。

昭和 50 年以降の経年変化でみると、少雨であった昭和 59 年を境に、それまで上昇傾向にあった水位は低下を続けたが、昭和 63 年頃から再び上昇に転じ、以降目立った変化はなく推移していた。全国的な渇水に見舞われた平成 6 年以降は低下を続けたが、平成 10 年以降の水位は回復傾向にある。(図 2-2-8 参照)

平成 22 年と平成 23 年の地下水位を年平均値で比較すると、岳南 2 号井と岳南 3 号井、岳南 6 号井の観測井すべてで、それぞれ 0.17m、0.18m、0.22m 上昇している。

平成 23 年の岳南 2・3・6 号井の地下水位観測記録は、表 2-2-3 に示すとおりである。なお、富士市は「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づく規制地域である。

表 2-2-3 地下水位観測記録(平成 23 年 1 ~12 月) 単位 : m

岳南 2 号井

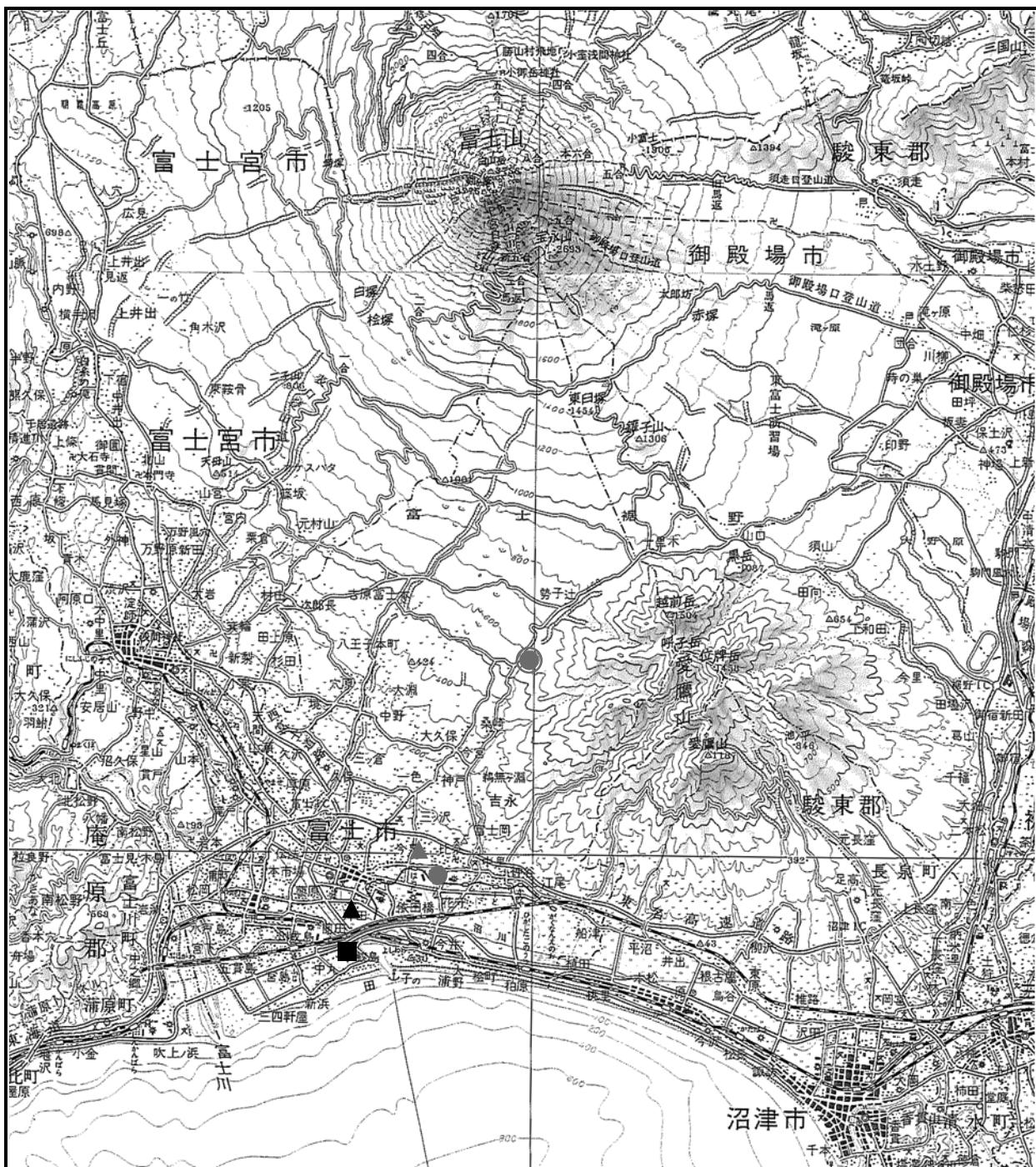
月	平均	最高	最低
1	5.41	5.91	4.89
2	5.32	5.66	4.82
3	5.40	5.81	4.99
4	5.42	5.81	5.02
5	5.46	5.89	4.96
6	5.55	5.86	5.11
7	5.53	5.92	5.06
8	5.53	5.91	5.13
9	5.61	6.06	5.22
10	5.52	5.87	4.98
11	5.49	5.80	4.97
12	5.51	5.87	5.04
年間	5.48	6.06	4.82
前年比	0.17	—	—

岳南 3 号井

月	平均	最高	最低
1	4.76	5.24	4.39
2	4.61	4.81	4.29
3	4.53	4.79	4.19
4	4.40	4.63	4.11
5	4.52	4.87	4.19
6	4.73	4.93	4.43
7	4.70	4.93	4.34
8	4.75	5.23	4.41
9	5.00	5.24	4.68
10	4.83	5.12	4.51
11	4.84	5.08	4.60
12	4.88	5.18	4.60
年間	4.71	5.24	4.11
前年比	0.18	—	—

岳南 6 号井

月	平均	最高	最低
1	—	—	—
2	4.03	4.23	3.87
3	4.03	4.36	3.84
4	3.96	4.13	3.81
5	3.93	4.32	3.66
6	3.96	4.00	3.96
7	4.01	4.21	3.70
8	3.99	4.54	3.79
9	4.10	4.32	3.91
10	4.10	4.35	3.95
11	4.12	4.27	3.98
12	4.17	4.34	3.60
年間	4.04	4.65	3.60
前年比	0.22	—	—



凡 例

●	事業実施位置
■	地下水位観測地点 (岳南2号)
▲	地下水位観測地点 (岳南3号)
●	地下水位観測地点 (岳南6号)
▲	湧水地

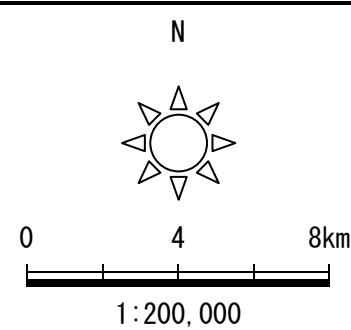


図 2-2-6 地下水位観測地点及び湧水地

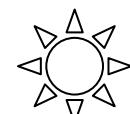
出典：富士市の環境(平成 24 年)



凡 例

	事業実施位置
	湧水地

N



0 1 2km

1:50,000

図 2-2-7 事業実施位置周辺の  
湧水地

出典：富士市の環境(平成 24 年)

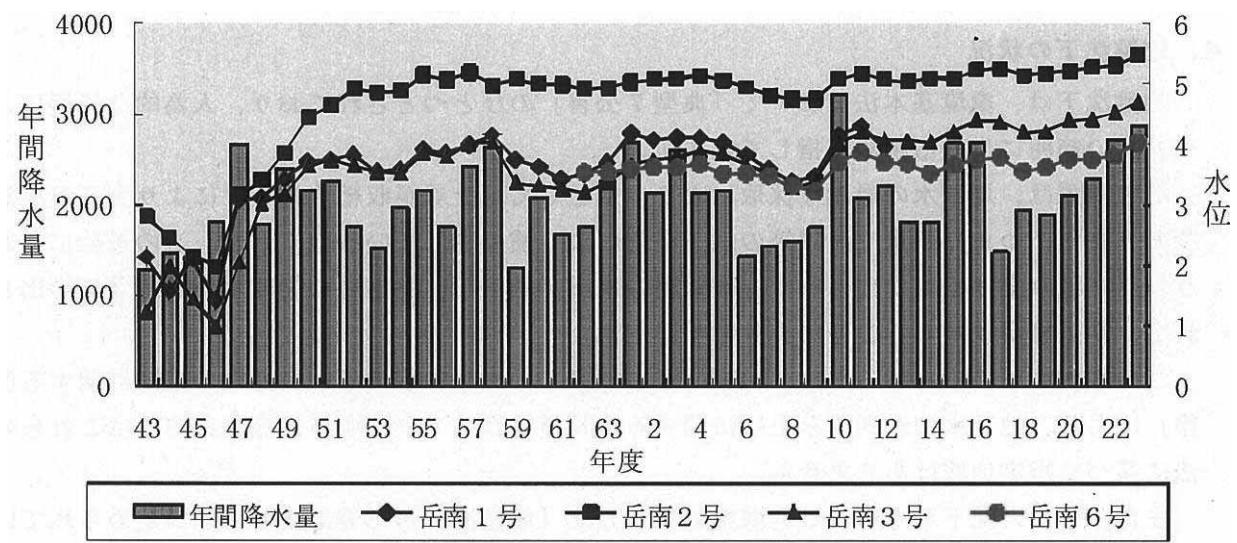


図 2-2-8 地下水と降水量の経年変化

出典：富士市の環境(平成 24 年)

岳南 1 号井は平成 12 年に廃止

### 3. 地形・地質

#### (1) 地形

「ふじ・あしたか山麓の地域環境」（平成2年3月、富士愛鷹山麓地域環境調査研究委員会）によれば、富士市域は、その地質的成り立ちにより、「星山丘陵」、「愛鷹山地」、「富士山斜面」、「海岸平野」に4区分される。事業実施位置は「富士山斜面」と「愛鷹山地」の境界付近に位置する。（図2-2-9参照）

「富士山斜面」は、富士火山体の南側の部分であるが、富士市域の面積の過半を占めている。富士山は数万年前の古富士火山の上に、1万数年前以降の新富士火山が重なることによってできあがっている。古富士火山の噴出物は、「古富士泥流」と呼ばれる混沌とした、淘汰の悪い堆積物であり、巨礫から砂・粘土までを含んでいる。しかし、古富士泥流の中には、少なくとも1枚の熔岩がはさまることが判っている。

新富士火山の噴出物は1万数千年前の大淵熔岩の溶出に始まり、熔岩流を主体として古富士泥流を覆っている。新富士火山の熔岩は、古期、中期、新期に分けられているが、古期の熔岩は、富士山斜面を麓まで流下し、さらに、現在の海岸平野の地下にまで存在が認められている。一方、中期及び新期の熔岩は、主に中腹以上の斜面に分布している。

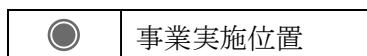
海岸平野は標高約30m以下の地域を占めている。西半分は富士川の扇状地であり、東半分は海岸に沿って発達した砂丘の後背湿地である。

#### (2) 地質

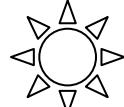
富士市では、南部に沖積層が広がっており、北部では熔岩が大部分を占めている。事業実施位置付近の地質は綿帽子橋溶岩流(Wm)及び曾比奈溶岩流I<sub>1</sub>(So1<sub>1</sub>)であり、その周辺に愛鷹ローム層(Im)、勢子辻溶岩流(Se)が広がっている。（図2-2-10参照）



凡 例



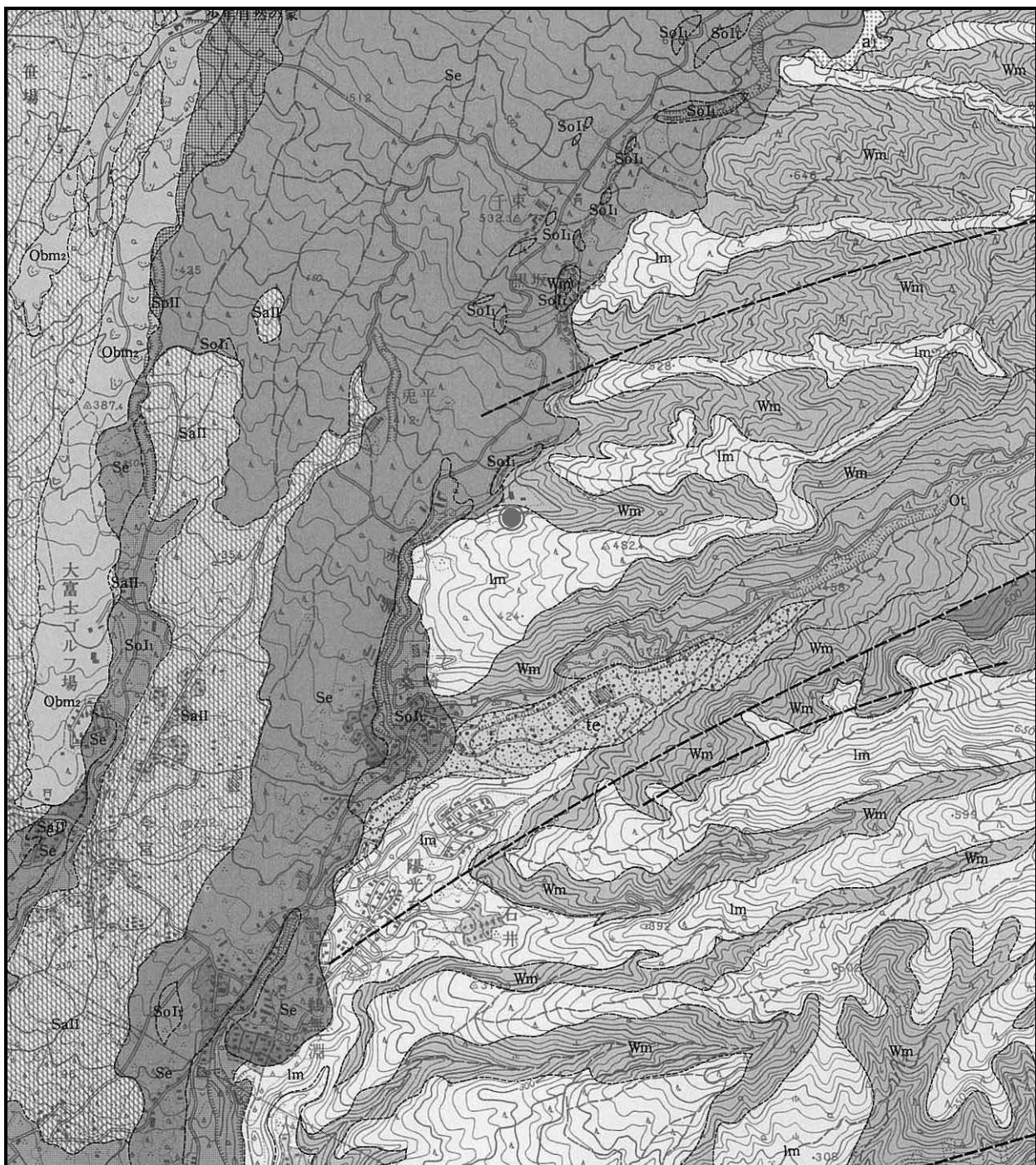
N



0 4 8km  
1:200,000

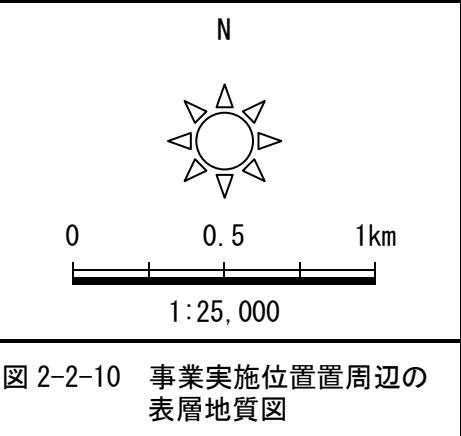
図 2-2-9 富士市域の地形による  
地域区分図

出典：ふじ・あしたか山麓の地域環境(平成2年3月、富士愛鷹山麓地域環境調査研究委員会)



凡例

●	事業実施位置	te	段丘堆積物層
Wm	綿帽子橋溶岩流		
Im	愛鷹ローム層		
Sol <sub>1</sub>	曾比奈溶岩流 I <sub>1</sub>		
Sa II	笹場溶岩流 II		
Se	勢子辻溶岩流		
Obm <sub>2</sub>	大淵丸尾溶岩流 II		



出典：「富士市地質図」（昭和 61 年 富士市）

## 4. 動植物

### (1) 植物

#### a. 現存植生

##### ① 文献調査・聞き取り調査\*

「富士市の自然 富士市域自然調査報告書」(昭和 61 年 富士市)及び「富士市域植物仮目録 2004」(平成 16 年 中山芳明・細倉哲穂)を整理した。

確認種内訳及び保全対象種は表 2-2-4 及び表 2-2-5 に示すとおりである。ただし、確認種は事業実施位置及び周辺の記録ではなく、富士市全域での記録である。

\*「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

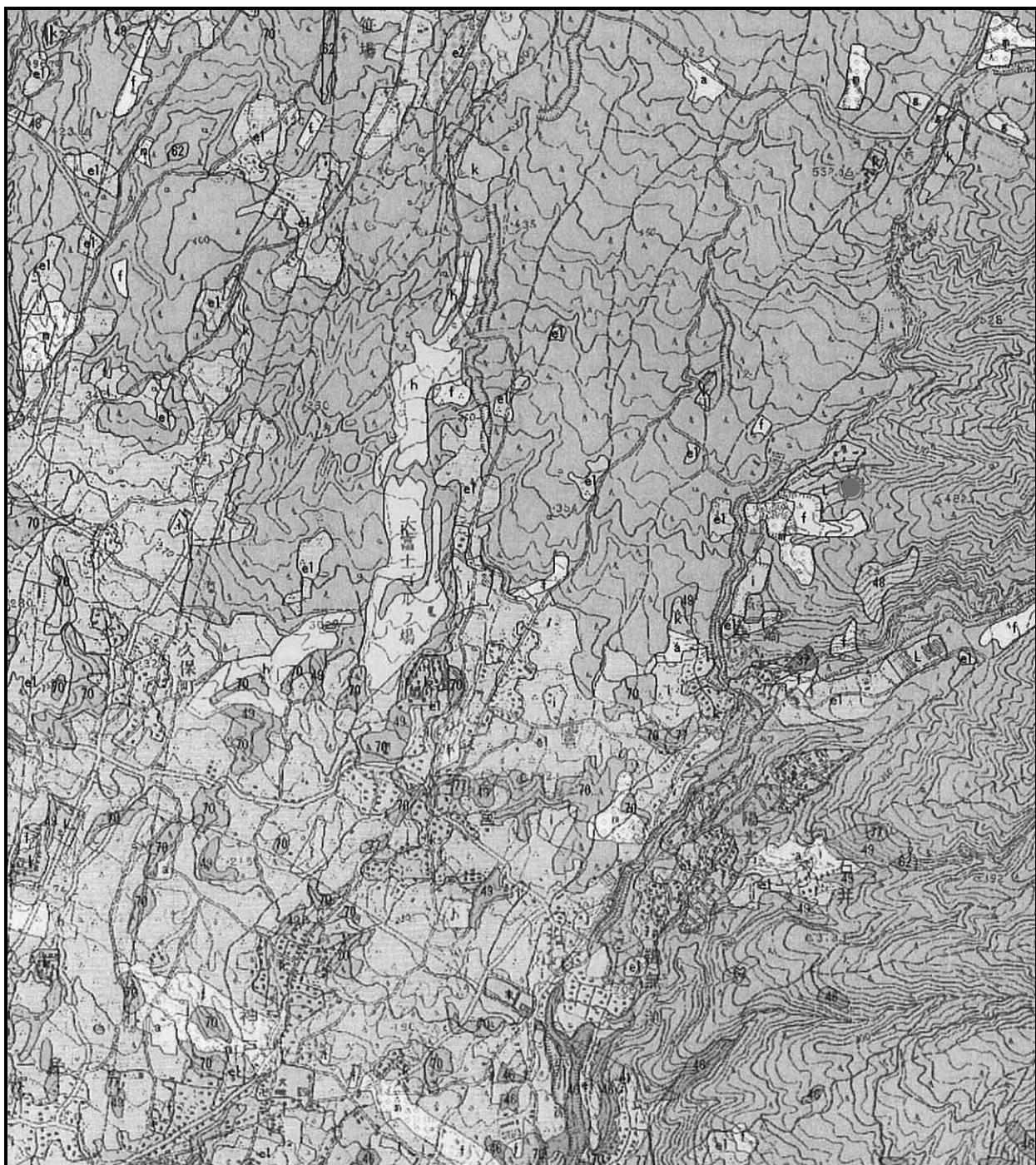
表 2-2-4 確認種内訳(植物)

分類群		科数	種類数
シダ植物		23	230
種子植物	裸子植物	6	23
	被子植物	双子葉植	25
		单子葉植	458
合 計		76	1,984

表 2-2-5 聞き取り調査により確認された保全対象種(植物)

科名	種名	静岡県版 RDB	環境省 RL
ラン	サルメンエビネ	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 II類
ボタン	ベニバナヤマシャクヤク	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II類
サクラソウ	サクラソウ	絶滅危惧 I B類	準絶滅危惧
マツバラン	マツバラン	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
シシラン	タキミシダ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I B類
ウマノスズクサ	ズソウカンアオイ	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
マメ	レンリソウ	絶滅危惧 II類	—
グミ	ハコネグミ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
キキョウ	ツルギキョウ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
キク	ヒメヒゴタイ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
キク	コウリンカ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
ラン	ナツエビネ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
ラン	ナギラン	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
ウマノスズクサ	オトメアオイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
バラ	サンショウバラ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類
ツツジ	アシタカツツジ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類
シソ	ミヅコウジュ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
キク	タテヤマギク	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類
ラン	エビネ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ラン	キンラン	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類
ラン	タシロラン	準絶滅危惧	準絶滅危惧
スマレ	ヒメスマレサイシン	情報不足	—
ウラボシ	アオネカズラ	部会注目種	—
キキョウ	シデシャジン	部会注目種	—
ユリ	アマナ	部会注目種	—
ユリ	カタクリ	部会注目種	—

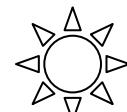
なお、「第6回自然環境保全基礎調査(植生調査)、第7回自然環境保全基礎調査(植生調査) 現存植生図 入瀬山、愛鷹山」(平成16年度 環境省)によれば、事業実施位置及び周辺の現存植生は、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雜草群落である。(図2-2-11 参照)



凡 例

●	事業実施位置	■	茶畠
■	シイ・カシ二次林	■	常緑果樹園
■	クヌギ-コナラ群集	■	市街地
■	オニシバリ-コナラ群	■	緑の多い住宅地
■	伐採跡地群落(VII)	■	工場地帯
■	スキ・ヒノキ・ヤツリ植林		
■	竹林		
—	ゴルフ場・芝地		
	路傍・空地雑草群落		

N



0 0.5 1km  
1:25,000

図 2-2-11 事業実施位置周辺の現存植生図

出典：第6回自然環境保全基礎調査(植生調査)、第7回自然環境保全基礎調査(植生調査)

現存植生図 入瀬山、愛鷹山(平成16年度、環境省)

## ② 現地調査※

現地調査範囲は、事業実施位置に隣接した森林及び残地森林とした。ただし、北側は既存事業場であるため、現地調査を行わなかった。

現地調査範囲を環境により4つに区分(f-1～f-4)して行った。(図2-2-12参照)

その結果、「f-4」において「エビネ」と「クロヤツシロラン」(いずれも静岡県版レッドデータブック掲載種)が確認された。同植物が確認された位置は図2-2-13に示すとおりである。

しかし、自生地が事業実施位置外の林内にあり、日照や水分条件などの変化がないため、影響を及ぼす可能性は少ないと考えられる。

なお、「エビネ」は上層木が茂る林内に生育するため、上層木が枯れ、日照や水分条件などが変化しないよう、可能な限り注意することが必要である。そのため、上層木については事後調査の対象として注視していく。

※「平成23年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成24年3月 富士常葉大学)

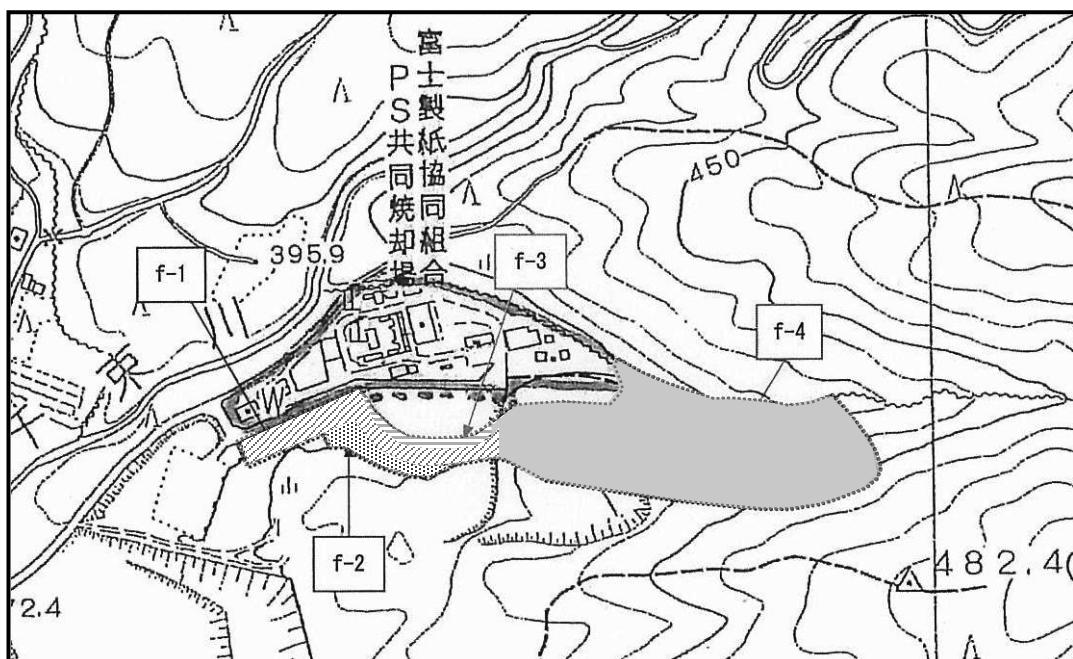


図2-2-12 現地調査範囲

現地調査範囲(f-1・f-2・f-3・f-4)の環境は以下のとおりである。

凡例	区分	現地調査範囲の環境
斜線	f-1	ヒノキ人工林、間伐、枝打ち
点線	f-2	林縁斜面 低木のマント群落及びソデ群落を形成亜高木
水平線	f-3	調査地上部の埋立地
グレー	f-4	人工林(50年生) 放置林のため、樹幹は細い

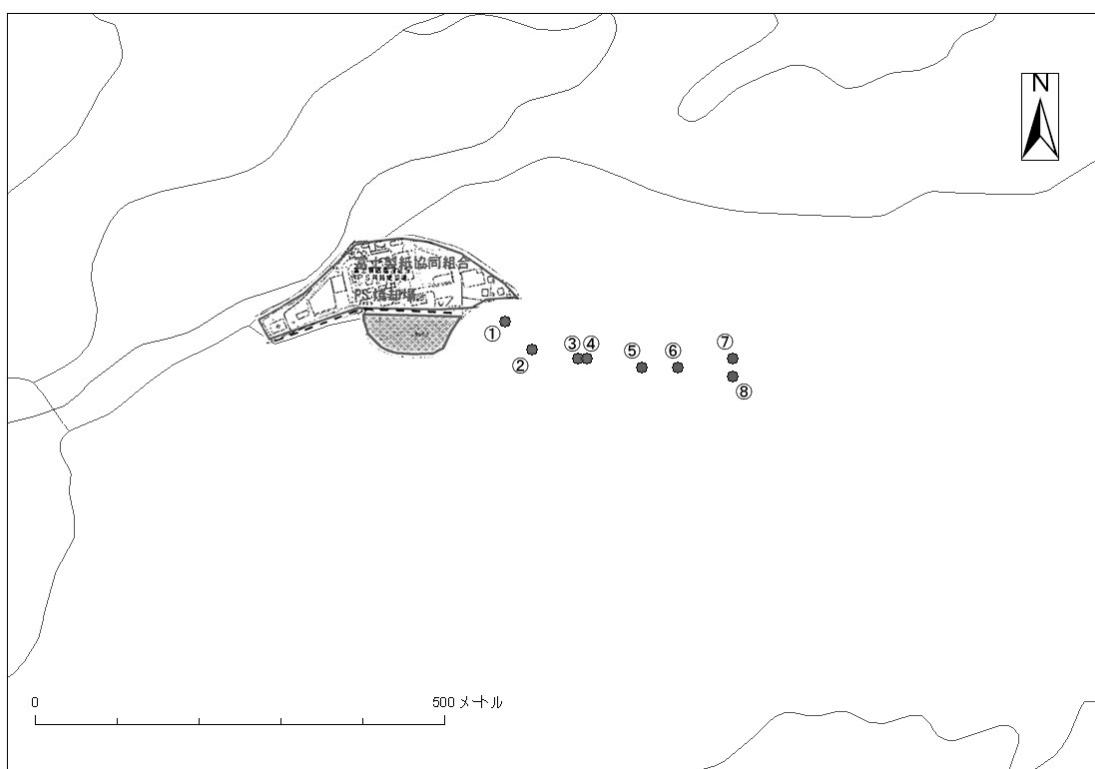
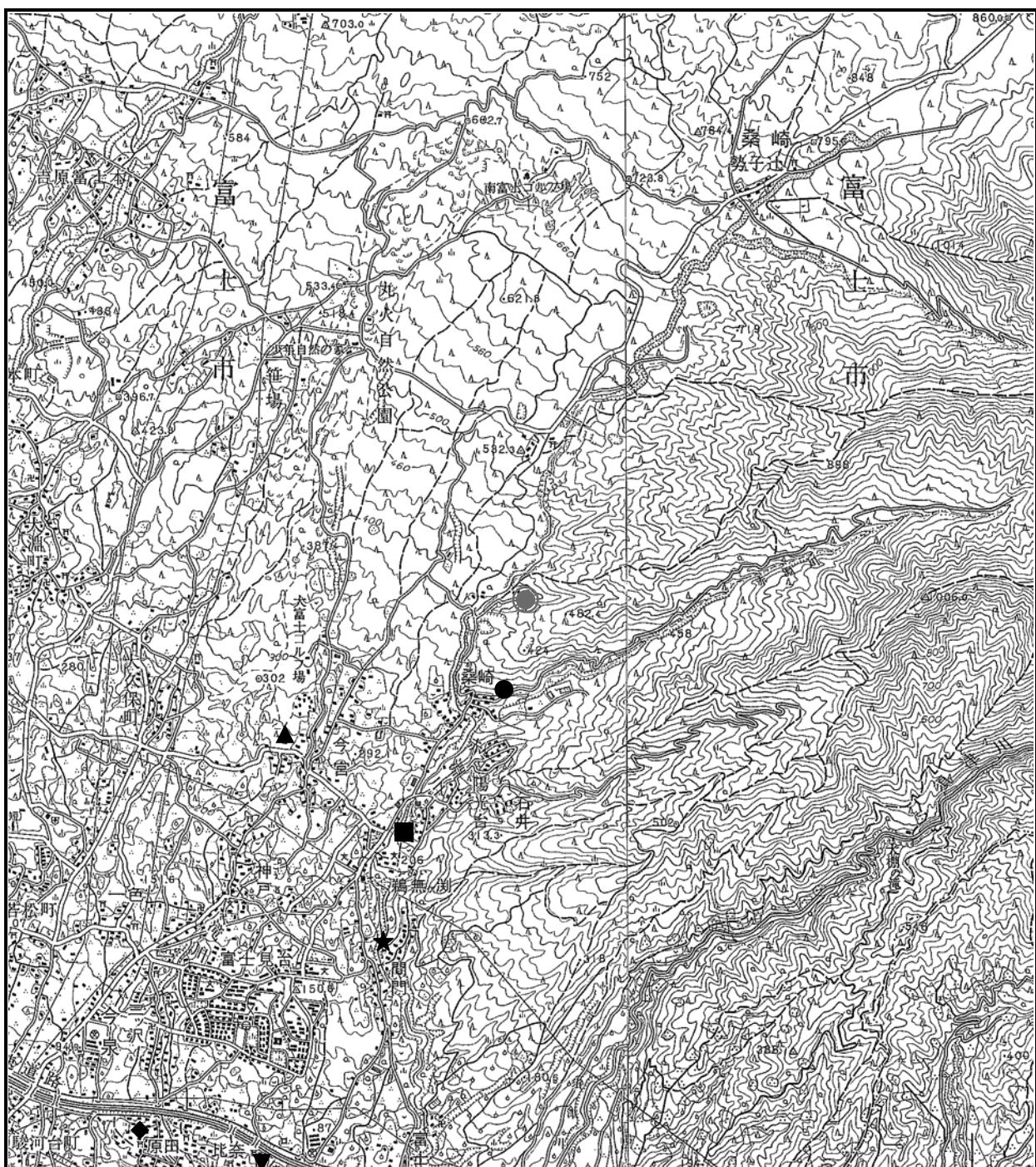


図 2-2-13 クロヤツシロラン・エビネの確認位置図

● : クロヤツシロラン      ● : エビネ

#### b. 巨樹・巨木林

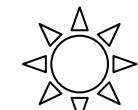
「環境省巨樹・巨木データベース」(平成 12 年 環境庁)によれば、事業実施位置及び周辺の巨樹・巨木林は図 2-2-14 に示すとおりである。



凡 例

●	事業実施位置
●	スダジイ, アカガシ (桑崎 浅間神社)
▲	スギ (今宮 浅間神社)
■	クスノキ, スダジイ (鶴無ヶ淵 神明宮)
★	スダジイ (間門 浅間神社)
▼	スダジイ, チヨウ, ムクノキ (比奈 玉泉寺)
◆	クスノキ (原田 永明寺)

N



0 1 2km  
1:50,000

図 2-2-14 事業実施位置周辺の巨樹・巨木林

## (2) 動物

### a. 哺乳類

#### ① 文献調査※

「富士市の自然 富士市域自然調査報告書」(昭和 61 年 富士市)及び「静岡県の哺乳類【資料編】」(平成 17 年 静岡県自然環境調査委員会 哺乳類部会)を整理し、事業実施位置及び周辺で記録のある種を抽出した。

その結果、6 目 9 科 17 種の記録を確認した。(確認種リストは添付資料 1 参照)  
確認種の内訳は表 2-2-6 に示すとおりである。

確認種の中で、静岡県版レッドデータブック掲載種や環境省レッドリスト掲載種など、保全の対象となる種は表 2-2-7 に示すとおりである。

※「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

表 2-2-6 確認種内訳(哺乳類)

目名	科数	種類数
食虫	1	2
靈長	1	1
ウサギ	1	1
齧歯	2	6
食肉	3	6
偶蹄	1	1

表 2-2-7 文献で確認された保全対象種(哺乳類)

科名	種名	静岡県版レッドデータブック	環境省レッドリスト
リス	ニホンリス	部会注目種	—

## ② 現地調査※

事業実施位置周辺(図 2-2-12 の f-1~f-4)で現地調査を行った結果、保全の対象となる種は確認されなかった。

事業実施位置周辺では、イノシシやニホンジカの痕跡を確認した。ニホンジカの利用頻度は高く、駐車場周辺や事業実施位置上部の埋め立て地では足跡や糞、林内では食痕や落ち角などが確認された。

※「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

## b. 鳥類

### ① 文献調査※

「富士市の自然 富士市域自然調査報告書」(昭和 61 年 富士市)を整理し、事業実施位置及び周辺において記録のある種を抽出した。

その結果、8 目 26 科 58 種の記録を確認した。(確認種リストは添付資料 1 参照)確認種の内訳は表 2-2-8 に示すとおりである。

確認種の中で、静岡県版レッドデータブック掲載種や環境省レッドリスト掲載種など、保全の対象となる種は表 2-2-9 に示すとおりである。

※「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

表 2-2-8 確認種の内訳(鳥類)

目名	科数	種類数
カモ	1	2
タカ	2	2
キジ	1	2
ハト	1	1
カッコウ	1	4
ヨタカ	1	1
キツツキ	1	2
スズメ	18	44

表 2-2-9 文献で確認された保全対象種(鳥類)

科名	種名	静岡県版レッドデータブック	環境省レッドリスト	備考
モズ	アカモズ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I B類	夏 鳥
ヨタカ	ヨタカ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	夏 鳥
カササギヒタキ	サンコウチョウ	準絶滅危惧	—	夏 鳥
ホオジロ	ミヤマホオジロ	準絶滅危惧	—	冬 鳥

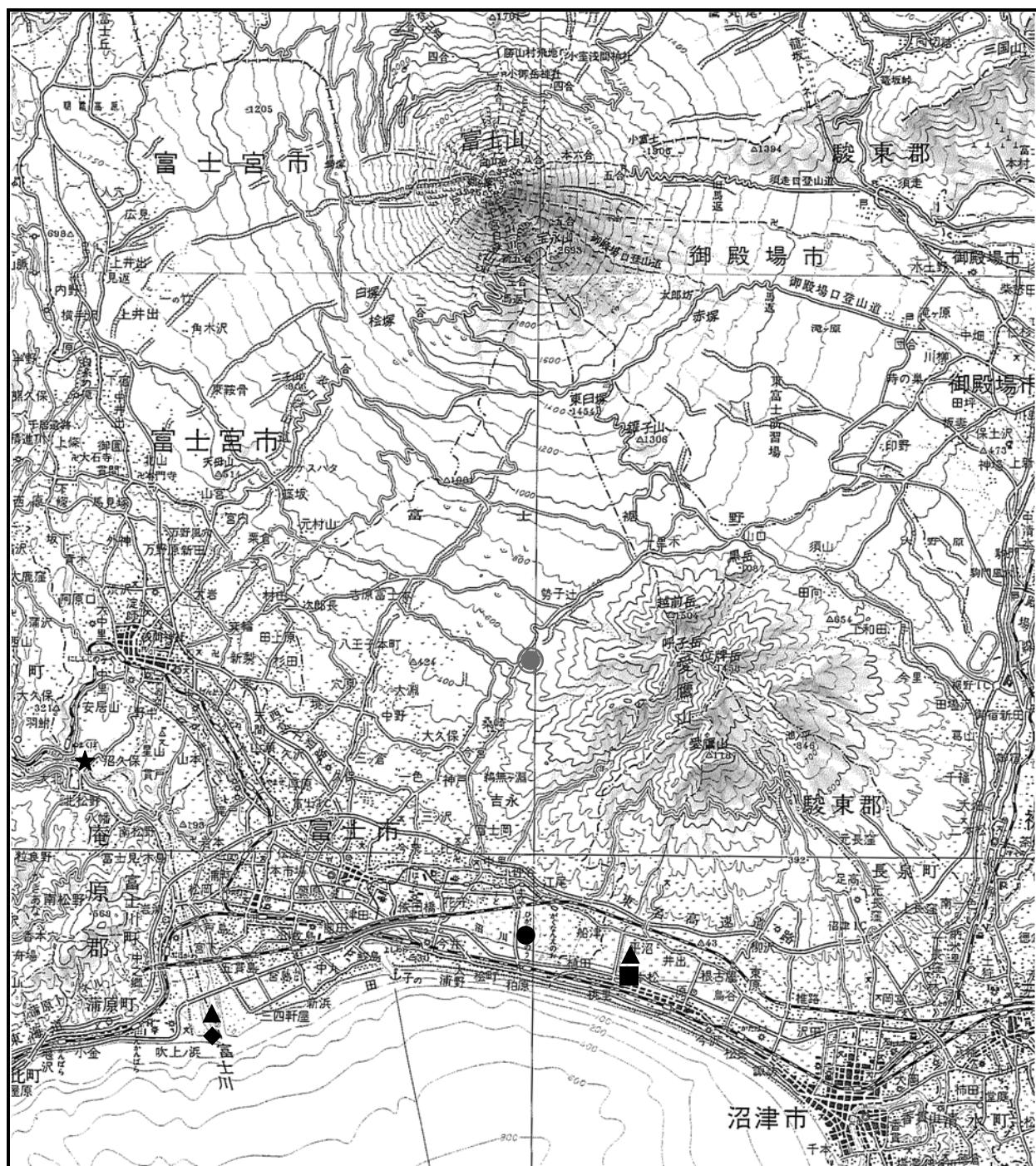
また、「第4回自然環境保全基礎調査、自然環境情報図 静岡県」(平成7年 環境庁)によれば、図2-2-15に示すとおり事業実施位置及び周辺では鳥類の集団繁殖地及び集団ねぐらはいずれも確認されていない。

## ② 現地調査\*

事業実施位置周辺(図2-2-12のf-1~f-4)で現地調査を行った結果、保全の対象となる種は確認されなかった。

事業実施位置周辺は暗く、樹幹の細い人工林が広がり、落葉広葉樹林・草地もないことから、文献調査で抽出された保全対象種の生息環境に適していないと考えられる。

\* 「平成23年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成24年3月 富士常葉大学)



凡 例

●	事業実施位置
鳥類の集団ねぐら	
●	サギ類(冬)
▲	ツバメ(夏)
■	サギ類(夏)
鳥類の集団繁殖地	
★	イワツバメ
◆	コアジサシ

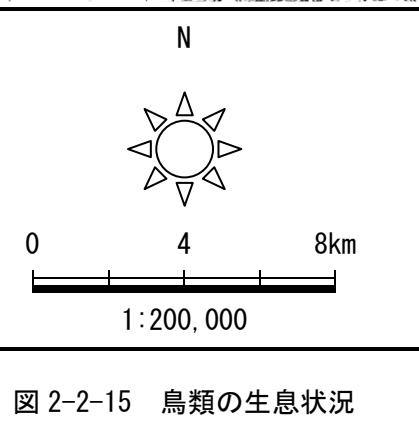


図 2-2-15 鳥類の生息状況

出典：第4回自然環境保全基礎調査 静岡県自然環境情報図(平成7年 環境庁)

### c. 爬虫類・両生類

#### ① 文献調査\*

「富士市の自然 富士市域自然調査報告書」(昭和 61 年 富士市)を整理し、事業実施位置及び周辺において記録のある種を抽出した。その結果、爬虫類は 2 目 4 科 7 種を、両生類は 2 目 5 科 7 種を記録した。(確認種リストは添付資料 1 参照)確認種の内訳は表 2-2-10 に示すとおりである。

確認種の中で、静岡県版レッドデータブック掲載種や環境省レッドリスト掲載種など、保全の対象となる種は表 2-2-11 に示すとおりである。

\* 「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

表 2-2-10 確認種の内訳(爬虫類・両生類)

綱名	目名	科数	種類数
爬虫	カメ	1	1
	トカゲ	3	6
両生	サンショウウオ	2	2
	カエル	3	5

表 2-2-11 文献で確認された保全対象種(爬虫類・両生類)

綱名	科名	種名	静岡県版 レッドデータブック	環境省 レッドリスト
爬虫	トカゲ	ニホントカゲ	分布上注目種等	—
	イシガメ	クサガメ	部会注目種	—
両生	サンショウウオ	ハコネサンショウウオ	絶滅危惧 II 類	—
	アオガエル	カジカガエル	準絶滅危惧	—
		モリアオガエル	準絶滅危惧	—
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	部会注目種	—
	アカガエル	トノサマガエル	部会注目種	—
	イモリ	イモリ(アカハライモリ)	—	準絶滅危惧

## ② 現地調査※

事業実施位置周辺(図 2-2-12 の f-1~f-4)で現地調査を行った結果、保全の対象となる種は確認されなかった。

事業実施位置周辺は、池や湿地などの水辺が存在しない。また、近くに沢が存在するが、林外に出る部分で水は地下に潜り、普段は表面を流れていない。このため、文献調査で抽出された保全対象種の生息環境に適していないと考えられる。

※「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

### d. 昆虫類(蝶類)

昆虫類の調査については、文献調査で保全対象種に選定された昆虫類が蝶類と水生昆虫類のみであったこと、事業実施位置及び周辺は池や湿地などの水辺が存在しないことから、蝶類のみを対象とした。

#### ① 文献調査※

「富士市の自然 富士市域自然調査報告書」(1986 年 富士市)を整理し、事業実施位置及び周辺において記録のある種を抽出した。

その結果、9 科 50 種を記録した。(確認種リストは添付資料 1 参照) 確認種の内訳は表 2-2-12 に示すとおりである。

確認種の中で、静岡県版レッドデータブック掲載種や環境省レッドリスト掲載種など、保全の対象となる種は表 2-2-13 に示すとおりである。

※「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

表 2-2-12 確認種の内訳(蝶類)

目名	科名	種類数
鱗翅	セセリチョウ	7
	アゲハチョウ	8
	シロチョウ	5
	シジミチョウ	8
	ウラギンシジミ	1
	テングチョウ	1
	マダラチョウ	1
	タテハチョウ	11
	ジャノメチョウ	8

表 2-2-13 文献で確認された保全対象種(蝶類)

科名	種名	静岡県版 レッドデータブック	環境省 レッドリスト	備 考
タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	絶滅	絶滅危惧 I 類	草原に生息
セセリチョウ	オオチャバネセセリ	絶滅危惧 II 類	—	雑木林の林縁に生息
シジミチョウ	クロシジミ	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 I 類	雑木林・草地に生息
	ゴマシジミ	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	草原に生息
タテハチョウ	ホシシジミ	分布上注目種等	—	疎林・草原に生息

## (2) 現地調査※

事業実施位置周辺(図 2-2-12 の f-1~f-4)で現地調査を行った結果、保全の対象となる種は確認されなかった。

文献調査で抽出された蝶類の多くは、草原や落葉広葉樹林を生息環境とする種である。事業実施位置及び周辺は暗く、樹幹の細い人工林が広がり、落葉広葉樹林・草地もないことから、文献調査で抽出された保全対象種の生息環境に適していないと考えられる。

※「平成 23 年度富士製紙協同組合新焼却炉建設に伴う自然環境調査業務」(平成 24 年 3 月 富士常葉大学)

## 5. 景観

事業実施位置周辺における自然景観資源の分布は、表 2-2-14 に示すとおりである。

富士市内には自然景観資源として火山群、火山、火山性高原、湿原及び砂嘴が、文化財保護法による名勝地として国指定特別名勝の富士山がある。

事業実施位置にはこれらの景観地はない。

表 2-2-14 事業実施位置周辺の自然景観資源

区分	名称		備考(関係市)
自然景観資源※ <sup>1</sup>	火山群	富士・愛鷹火山群	富士市ほか3市
	火山	富士山	富士市ほか4市
		愛鷹山	富士市ほか3市
	火山性高原	明星山丘陵	富士市ほか1市
	湿原	浮島沼	—
	砂嘴	田子の浦砂州	富士市ほか1市
特別名勝※ <sup>2</sup>	国指定文化財	富士山	富士市ほか4市

出典：※1 日本の自然景観 東海版(平成元年 環境庁)

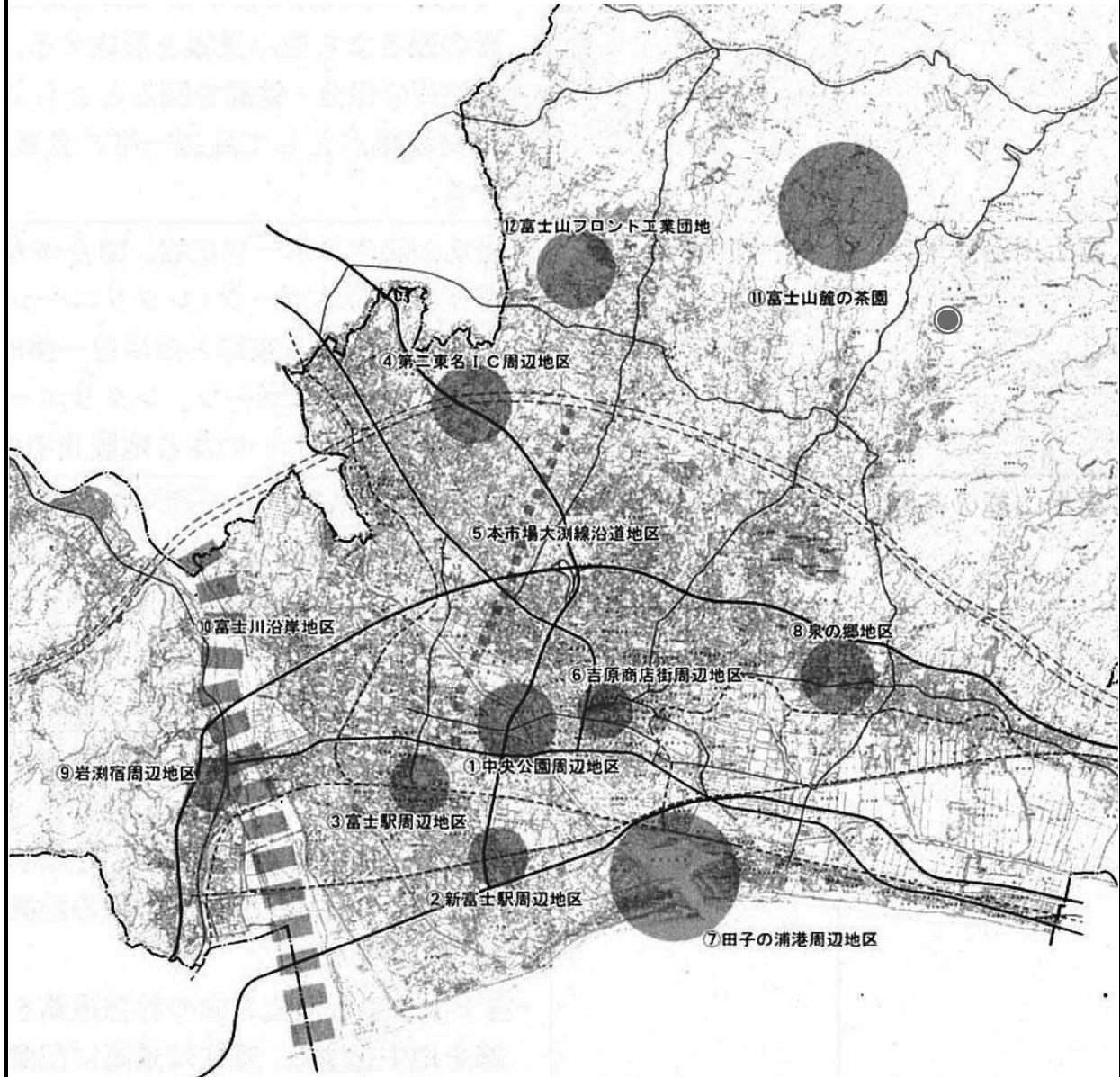
※2 富士市指定文化財一覧(平成23年 富士市)

「富士市景観形成基本計画」(平成21年7月1日)には、景観形成重点地区が12ヶ所挙げられている。(表2-2-15、図2-2-16参照)

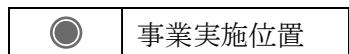
事業実施位置は景観形成重点地区には指定されていない。

表 2-2-15 景観形成重点地区

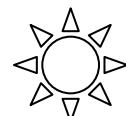
①	中央公園周辺地区 (富士中部地区、市役所周辺地区)	⑦	田子の浦港周辺地区
②	新富士駅周辺地区 (駅北地区、駅南地区)	⑧	泉の郷地区
③	富士駅周辺地区	⑨	岩淵宿周辺地区
④	第二東名 IC 周辺地区	⑩	富士川沿岸地区
⑤	本市場大淵線沿道地区	⑪	富士山麓の茶園
⑥	吉原商店街周辺地区	⑫	富士山フロント工業団地



凡 例



N



Non Scale

図 2-2-16 景観形成重点地区

出典：富士市景観形成基本計画(富士市)

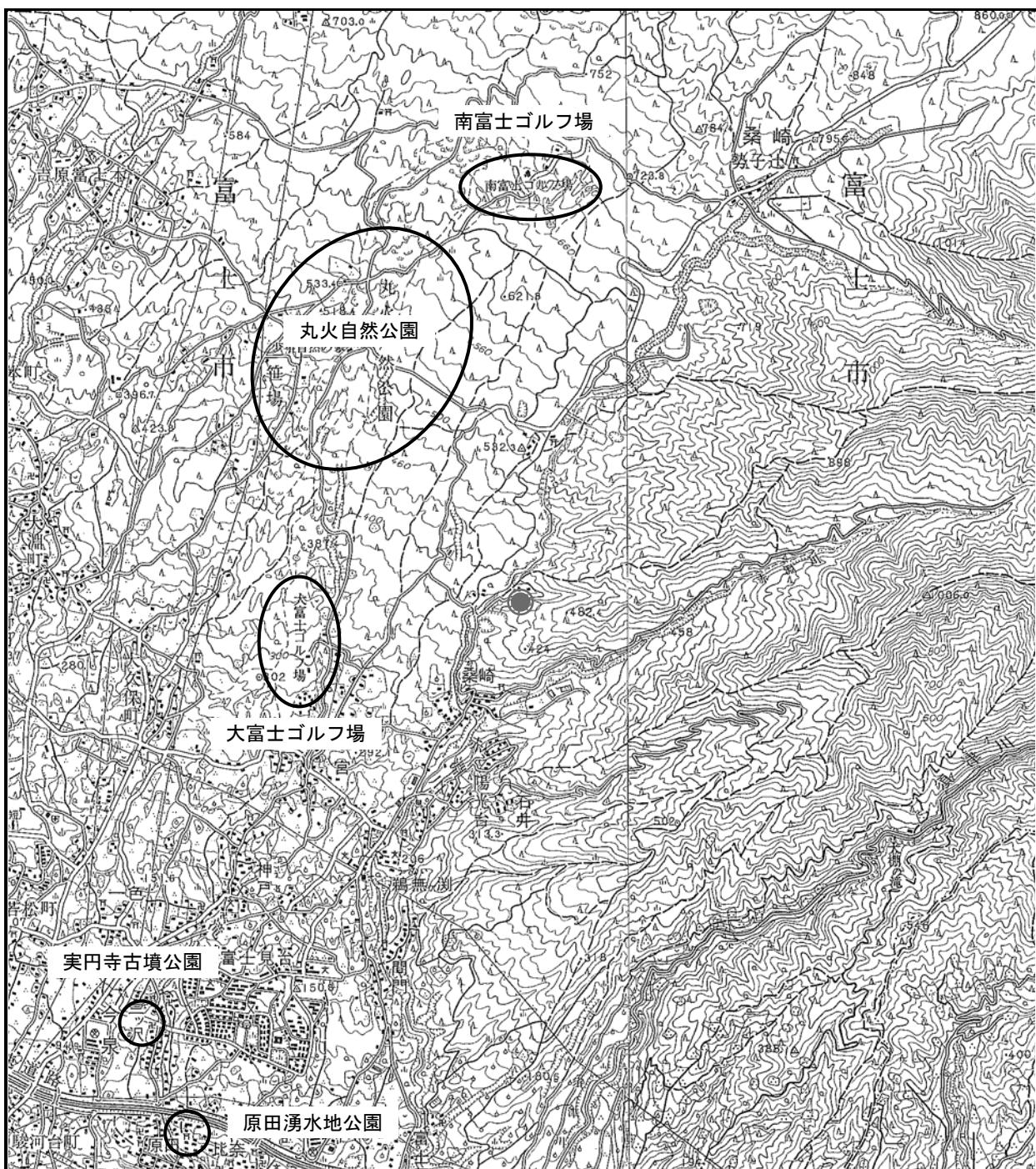
## 6. 野外レクリエーション他

事業実施位置周辺の野外レクリエーション地の分布状況は表 2-2-16 及び図 2-2-17 に示すとおりである。事業実施位置は、野外レクリエーション地には該当しない。

表 2-2-16 事業実施位置周辺の野外レクリエーション他

名 称	種 別	概 要
丸火自然公園	保健休養林	遊歩道、キャンプ場、バーベキュー場、アスレチック
原田湧水池公園	風致公園	園路、池、鑑賞デッキ、水車小屋
実円寺古墳公園	歴史公園	歴史的に重要な文化財
南富士ゴルフ場	—	—
大富士ゴルフ場	—	—

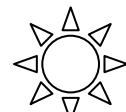
出典：富士市ホームページを基に作成



凡 例

	事業実施位置
	野外レクリエーション地

N



0 1 2km  
1:50,000

図 2-2-17 事業実施位置周辺の  
野外レクリエーション地分布  
状況

出典：富士ホームページを基に作成

## 2. 3 地域の社会的状況に係る項目

### 1. 行政区画

事業実施位置が含まれる富士市は、静岡県の東部に位置している。北は富士山を擁し、南は駿河湾に面している。東は御殿場市、裾野市、長泉町及び沼津市、西は富士宮市及び静岡市と隣接している。

事業実施位置は、富士市中部の富士市桑崎地内に位置する。

富士市の位置及び事業実施位置の位置は、図2-3-1及び図2-3-2に示すとおりである。

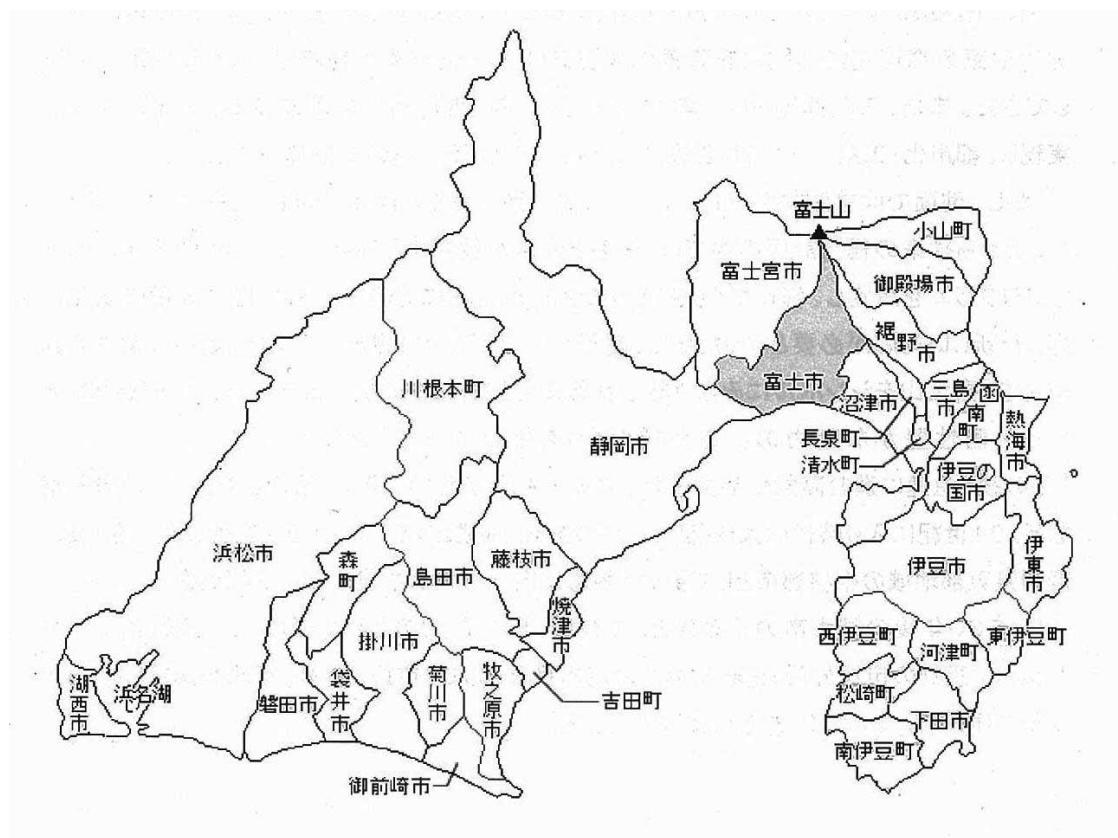
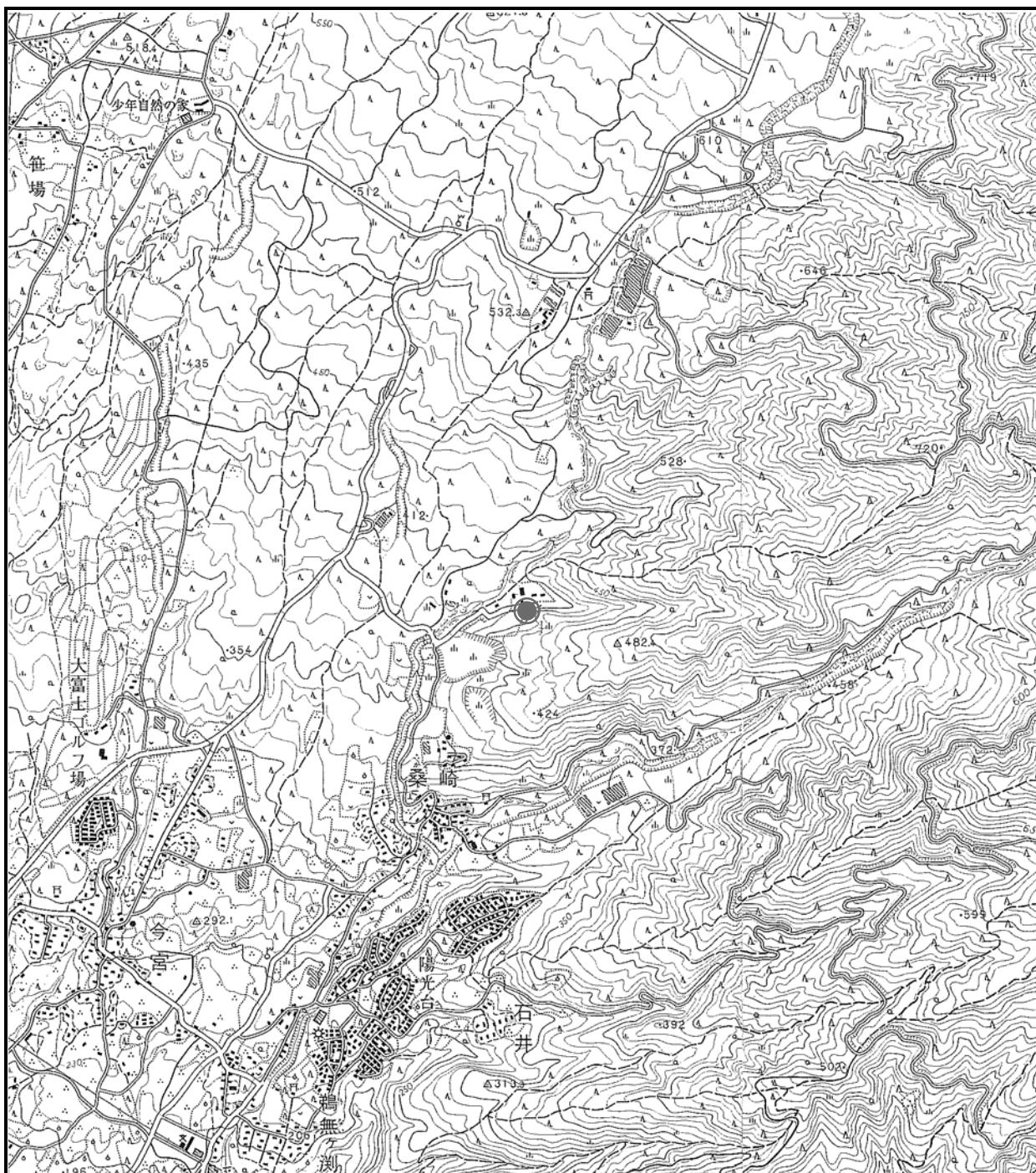
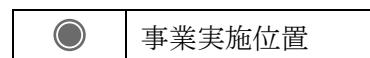


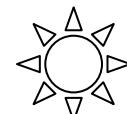
図2-3-1 富士市の位置



凡 例



N



0 0.5 1km

1:25,000

図 2-3-2 事業実施位置の位置

## 2. 人口

富士市の人口・世帯数の推移は、図 2-3-3 に示すとおりである。

過去 10 年間では人口は横ばい、世帯数は増加傾向にある。(平成 15 年から平成 19 年までは旧富士市および旧富士川町の合算値である。)

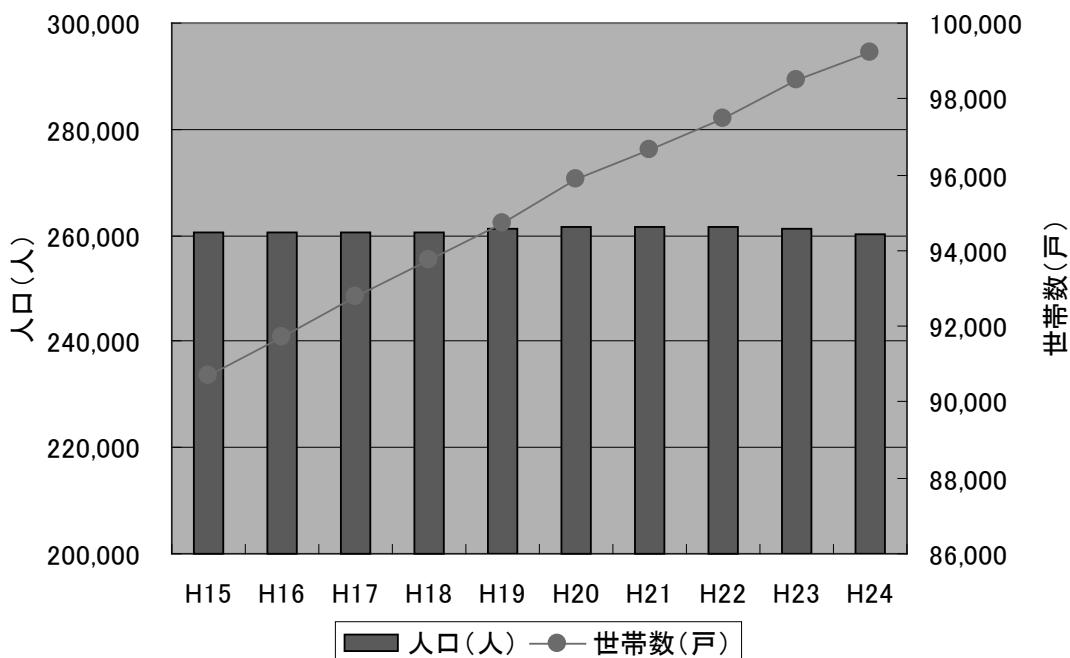


図 2-3-3 人口及び世帯数の推移

出典：富士市ホームページ 総務部総務課 統計情報 人口統計(各年 1月 1日現在)

平成 24 年 1 月 1 日現在の人口・世帯数は、261,129 人・98,500 世帯である。  
(表 2-3-1 参照)

表 2-3-1 富士市の人口・世帯数

年 次	人口(人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	
平成 23 年	261,129	129,397	131,732	98,500

出典：富士市ホームページ 総務部総務課 統計情報 人口統計(平成 24 年 1 月 1 日現在)

事業実施位置周辺の大字別人口・世帯数は、表 2-3-2 に示すとおりである。

事業実施位置の位置する桑崎地区の人口・世帯数(平成 24 年 1 月 1 日現在)は、1,549 人・532 世帯である。

表 2-3-2 事業実施位置周辺の大字別人口・世帯数

大字	人口(人)			世帯数 (世帯)
	計	男	女	
大淵	15,572	7,832	7,740	5,382
今宮	1,137	564	573	370
鶴無ヶ淵	1,295	615	680	443
桑崎	1,549	760	789	532
石井	138	74	64	48

出典：富士市ホームページ 総務部総務課 統計情報 人口統計(平成 24 年 1 月 1 日現在)

### 3. 集落の状況

事業実施位置の南側に桑崎、今宮及び鶴無ヶ淵の集落が分布している。なお、事業実施位置付近は山林であり、最寄りの集落は桑崎で敷地境界より南西側に 500m 以上離れている。

## 4. 産業

### (1) 事業所

富士市の業種別事業所数・従業者数の状況は、表 2-3-3 に示すとおりである。

事業実施位置周辺は、主として農業が行なわれている。

表 2-3-3 業種別事業所数及び従業者数

産業分類	平成 8 年		平成 13 年		平成 18 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	13, 603 753	129, 800 7, 161	13, 139 757	127, 505 7, 161	12, 379 666	120, 773 6, 292
農業	6 3	72 54	7 3	67 30	8 3	108 22
林業						
漁業						
鉱業	3 —	37 —	2 —	19 —	2 1	21 11
建設業	1, 399 123	9, 626 609	1, 364 112	8, 908 536	1, 283 97	7, 921 420
製造業	1, 964 112	49, 722 3, 340	1, 757 106	45, 866 3, 278	1, 614 97	38, 313 2, 795
電気・ガス・熱供給・水道業	16 4	518 56	16 4	444 47	18 3	512 34
情報通信業	493	10, 280	520	9, 542	476	9, 908
運輸業	18	138	16	135	13	229
情報通信業	493 18	10, 280 138	520 16	9, 542 135	68 —	682 —
運輸業					408 13	9, 226 229
卸売・小売業	5, 497 254	31, 076 1, 384	5, 237 264	32, 357 1, 306	3, 205 177	22, 373 883
金融・保険業	242 8	3, 161 73	240 10	2, 574 70	204 8	1, 982 60
不動産業	577 23	1, 171 52	606 23	1, 494 123	713 31	1, 391 118
飲食店・宿泊業					1, 500 44	8, 264 172
医療・福祉					601 35	8, 658 665
教育・学習支援	3, 361 203	22, 413 1, 348	3, 347 213	24, 449 1, 518	497 44	4, 464 103
複合サービス事業					61 5	1, 017 61
サービス業 (他に分類されないもの)					2, 152 105	14, 012 608
公務	45 5	1, 724 107	43 6	1, 785 118	45 5	1, 829 111

注) 上段 : 旧富士市、下段 : 旧富士川町

出典 : 富士市統計書 平成 23 年版

## (2) 農業

農業の状況は、表 2-3-4 に示すとおりである。

農家数、経営耕地面積ともに減少傾向にある。また、農家は約 90%が兼業農家である。なお、事業実施位置付近は山林であり、経営耕地等は存在しない。

表 2-3-4 農業の状況

年次		農家数(戸)				経営耕地面積(a)			
		総農家数	専業農家	兼業農家	自給的農家	総数	田	樹園地	畠
S 60	旧富士市	4,666	595	4,071	—	—	—	—	—
	旧富士川町	799	68	731	—	—	—	—	—
H2	旧富士市	3,815	561	3,254	—	—	—	—	—
	旧富士川町	554	58	496	—	—	—	—	—
H7	旧富士市	3,221	444	2,777	—	—	—	—	—
	旧富士川町	486	37	449	—	—	—	—	—
H12	旧富士市	3,007	320	1,499	1,188	186,839	53,281	97,937	35,621
	旧富士川町	399	16	128	255	8,542	1,978	5,497	1,607
H17	旧富士市	2,671	271	1,137	1,263	162,174	45,166	89,249	27,759
	旧富士川町	334	19	96	219	7,000	1,400	4,400	1,200

出典：富士市統計書 平成 23 年版

### (3) 工業

工業の状況は、表 2-3-5 及び表 2-3-6 に示すとおりである。

富士市は、平成 22 年において事業所が 934 所、従業者数が 34,216 人、製造品出荷額等が 142,486,260 万円となっている。また、産業中分類別にみると、事業所数、従業者数、製造品出荷額のすべてでパルプ・紙が最も多くなっている。

表 2-3-5 工業の状況(事業者数 4 人以上の事業所)

年次	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
H18	旧富士市	1,003	36,110	137,681,966
	旧富士川町	58	2,850	10,471,545
H19	旧富士市	1,005	36,533	144,877,976
	旧富士川町	57	2,812	9,450,950
H20	富士市	1,053	37,278	158,393,407
H21		957	35,038	135,132,893
H22		934	34,216	142,486,260

出典: 富士市統計書 平成 23 年版

表 2-3-6 平成 22 年次 産業中分類別工業の状況(事業者数 4 人以上の事業所)

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総数	934	34, 216	142, 486, 260
食料品	40	2, 311	5, 548, 885
飲料・たばこ・飼料	22	575	2, 756, 378
繊維工業	19	180	116, 238
木材・木製品	15	409	1, 513, 441
家具・装備品	10	65	50, 534
パルプ・紙	245	8, 966	44, 876, 348
印刷	23	269	429, 958
化学工業製	33	3, 124	25, 476, 849
石油・石炭	3	31	220, 488
プラスチック製品	74	2, 123	4, 595, 886
ゴム製品	5	89	140, 238
なめし革・同製品	2	23	—
窯業・土石	19	370	1, 148, 580
鉄鋼業	14	536	4, 343, 448
非鉄金属	9	88	141, 585
金属製品	90	1, 917	4, 228, 049
はん用機械	55	750	1, 035, 989
生産用機械	140	2, 777	4, 890, 830
業務用機械	7	507	488, 833
電子用品・デバイス	8	290	602, 091
電気機械	32	2, 683	8, 439, 142
情報通信機械	2	31	—
輸送機械	42	5, 821	31, 012, 884
その他	25	281	379, 295

出典：富士市統計書 平成 23 年版

#### (4) 商業

商業の状況は、表 2-3-7 に示すとおりである。

平成 19 年の商店数は 3,041 店(旧富士市 : 2,872 店、旧富士川町 : 169 店)、従業者数は 21,225 人(旧富士市 : 20,189 人、旧富士川町 : 1,036 人)、年間商品販売額は 67,834,112 万円(旧富士市 : 66,523,441 万円、旧富士川町 : 1,310,671 万円)であり、それぞれ減少傾向にある。

表 2-3-7 商業の状況

項目 年次	商店数 (店)		従業者数 (人)		年間商品販売額 (万円)	
	旧富士市	旧富士川町	旧富士市	旧富士川町	旧富士市	旧富士川町
H 3	3,793	220	19,745	786	84,434,813	1,204,700
H 6	3,700	207	20,796	866	76,520,926	1,197,400
H 9	3,508	199	20,376	860	85,314,287	1,246,459
H14	3,379	207	22,047	981	70,147,481	1,340,766
H19	2,872	169	20,189	1,036	66,523,441	1,310,671

出典：富士市統計書 平成 23 年版

## 5. 交通

### (1) 道路

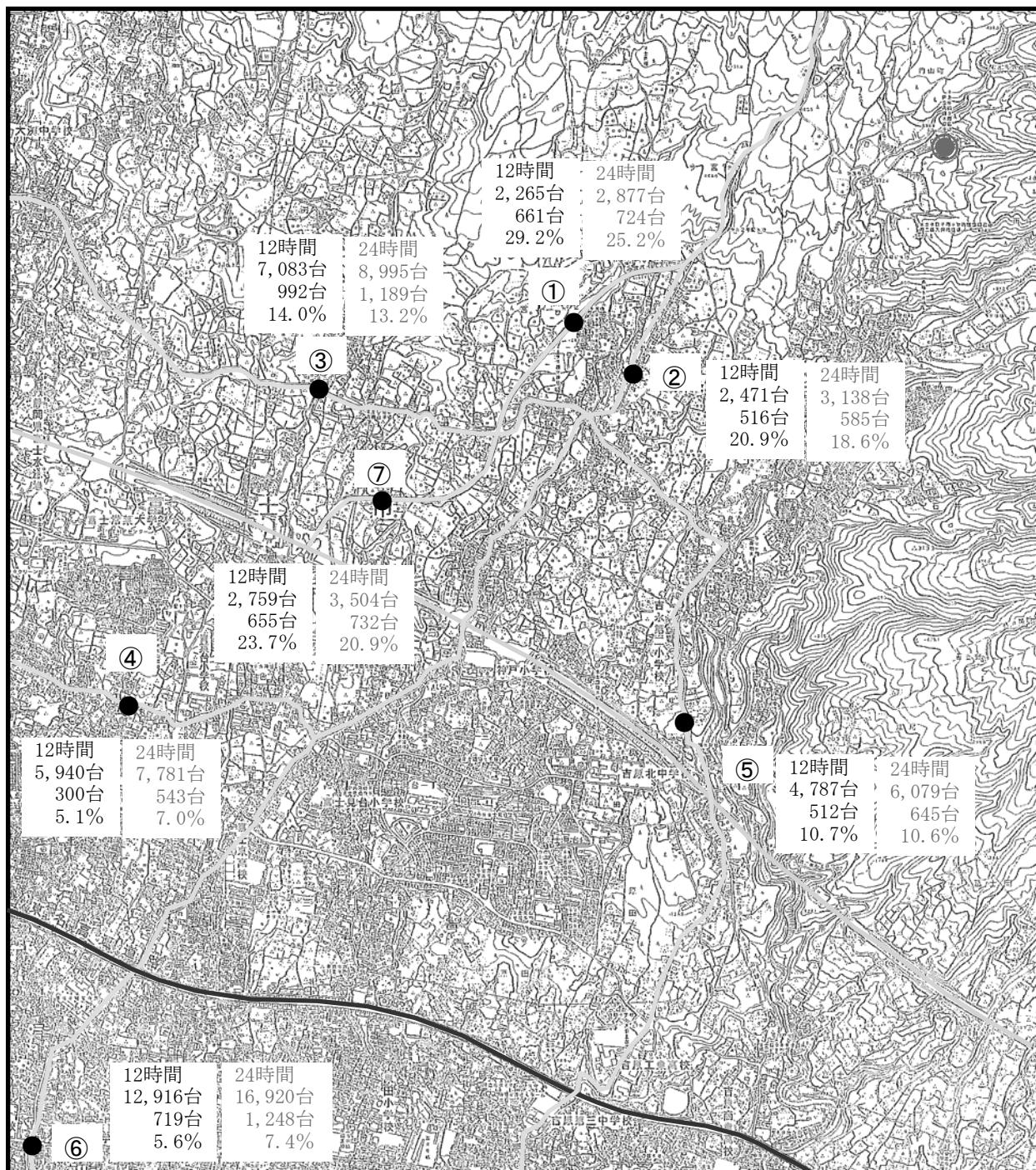
事業実施位置周辺の道路状況は図 2-3-4、主要道路の交通量は表 2-3-8 に示すとおりである。主な道路として事業実施位置の西方には主要地方道(富士裾野線)が通り、南方には東名高速道路が通っている。

表 2-3-8 主要道路における交通量(平日) 調査結果

路線名	番号	観測地点名	12 時間		24 時間	
			小型車	大型車	小型車	大型車
主要地方道 富士裾野線	①	富士市今宮 983-13	1,604	661	2,153	724
富士裾野線	②	富士市今泉 737-4	1,955	516	2,553	585
富士富士宮由比線	③	富士市今宮大久保 242-2	6,091	992	7,806	1,189
一色久沢線	④	富士市一色 264-1	5,640	300	7,238	543
富士富士宮由比線	⑤	富士市間門 225-5	4,275	512	5,434	645
富士裾野線	⑥	富士市今泉 2051-5	12,197	719	15,672	1,248
富士裾野線	⑦	富士市一色今泉 554-1	2,104	655	2,772	732

注) 番号は図 2-3-4 の番号に対応する。

出典：平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査



#### 凡 例

	事業実施位置	● : 交通量調査地点 (①~⑥)
	有料道路	① 主要地方道 富士裾野線
	主要地方道	② 主要地方道 富士裾野線
	新東名高速道路	③ 主要地方道 富士富士宮由比線
		④ 主要地方道 一色久沢線
		⑤ 主要地方道 富士富士宮由比線
		⑥ 主要地方道 富士裾野線
		⑦ 主要地方道 富士裾野線

※上段：合計台数  
中段：大型車  
下段：大型車混入率

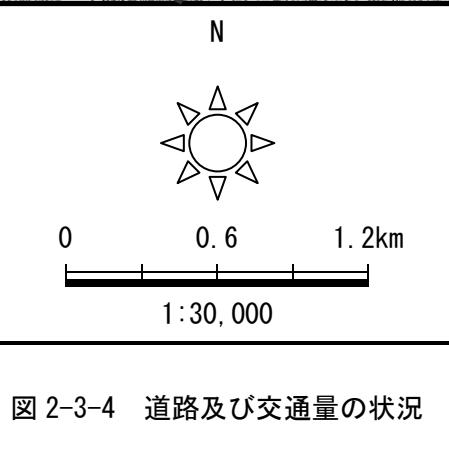


図 2-3-4 道路及び交通量の状況

## (2) 鉄道

事業実施位置周辺の鉄道の状況は、図 2-3-5 に示すとおりである。

事業実施位置の南側に岳南鉄道がある。

最寄りの駅は、須津駅で事業実施位置より約 5km 離れている。

岳南鉄道の平成 22 年度の利用状況は、表 2-3-9 に示すとおりである。

表 2-3-9 平成 22 年度 事業実施位置周辺の鉄道駅の利用状況

鉄道名称	駅名		乗車人数(人)	降車人数(人)
岳南鉄道	①	ジャトコ前駅	8,045	21,680
	②	吉原本町駅	181,767	233,378
	③	本吉原駅	31,645	80,617
	④	岳南原田駅	24,405	53,570
	⑤	比奈駅	20,049	21,130
	⑥	岳南富士岡駅	38,387	49,166
	⑦	須津駅	16,702	36,046
	⑧	神谷駅	9,572	26,291
	⑨	岳南江尾駅	6,094	18,440

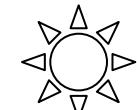
出典：富士市統計書 平成 23 年版



凡 例

(●)	事業実施位置	(5)	比奈駅
—	東海道新幹線	(6)	岳南富士岡駅
—	岳南鉄道	(7)	須津駅
①	ジャトコ前駅	(8)	神谷駅
②	吉原本町前駅	(9)	岳南江尾駅
③	本吉原駅		
④	岳南原田駅		

N



0 1 2km

1:50,000

図 2-3-5 鉄道網

## 6. 土地利用

### (1) 土地利用状況

富士市の土地利用状況は、図2-3-6に示すとおりである。富士市の市域は245.0km<sup>2</sup>であり、そのうち山林が81.5km<sup>2</sup>と33.3%を占めている。次いで宅地が40.3km<sup>2</sup>で16.4%、農地(田・畑)が35.4km<sup>2</sup>で14.5%を占めている。

出典：富士市統計書 平成23年版

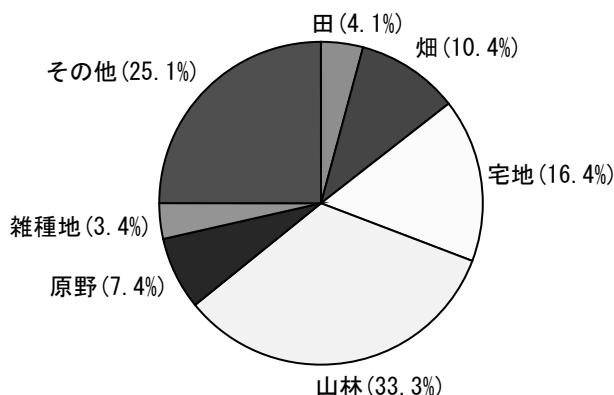


図2-3-6 富士市の土地利用状況

### (2) 富士市の地目別土地面積の推移

富士市の地目別土地面積の推移は、表2-3-10に示すとおりである。過去5年間の推移をみると、田・畑が減少傾向にあり、宅地が増加している。

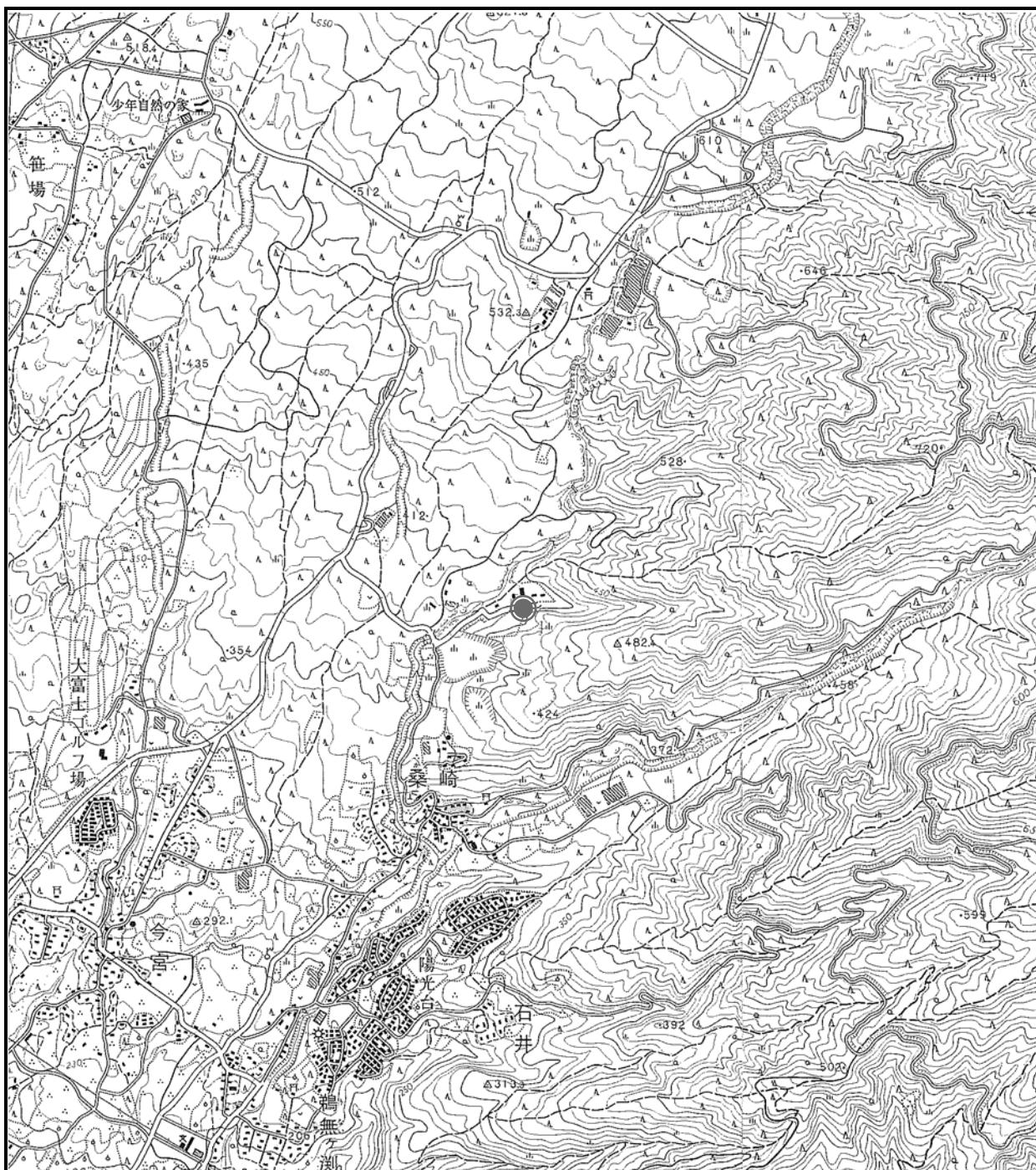
表2-3-10 地目別土地面積(単位：m<sup>2</sup>)

年次、地目	総数	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H19 旧富士市	214,100,000	8,455,860	19,988,440	37,089,797	98,638,702	7,433,574	7,082,864	35,410,763
	旧富士町	30,920,000	983,941	3,118,024	2,651,979	15,628,163	113,007	1,350,900
H20 旧富士町	214,100,000	8,319,470	19,864,248	37,306,420	98,604,450	7,429,506	7,146,001	35,429,609
	2019年1月1日現在	30,920,000	984,864	3,129,879	2,675,690	15,646,095	114,936	1,297,364
H21 富士市	245,020,000	10,158,809	25,645,213	39,911,576	81,704,294	18,021,941	8,100,762	61,477,405
H22	245,020,000	10,049,044	25,540,886	40,047,866	81,573,890	18,014,961	8,272,250	61,521,103
H23	245,020,000	9,971,389	25,473,276	40,275,509	81,535,331	18,014,807	8,298,249	61,451,439

注) 各年1月1日現在 出典：富士市統計書 平成23年版

### (3) 用途地域

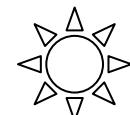
事業実施位置周辺における都市計画法に係る用途地域の指定状況は、図2-3-7に示すとおりである。事業実施位置及びその周辺は、市街化調整区域である。



凡 例

	事業実施位置
	市街化調整区域（図2-3-7の全域）

N



0 0.5 1km

1:25,000

図2-3-7 事業実施位置周辺の用途地域等指定状況

出典：岳南広域都市計画図(平成24年4月 富士市)を基に作成

## 7. 施設等の設置状況

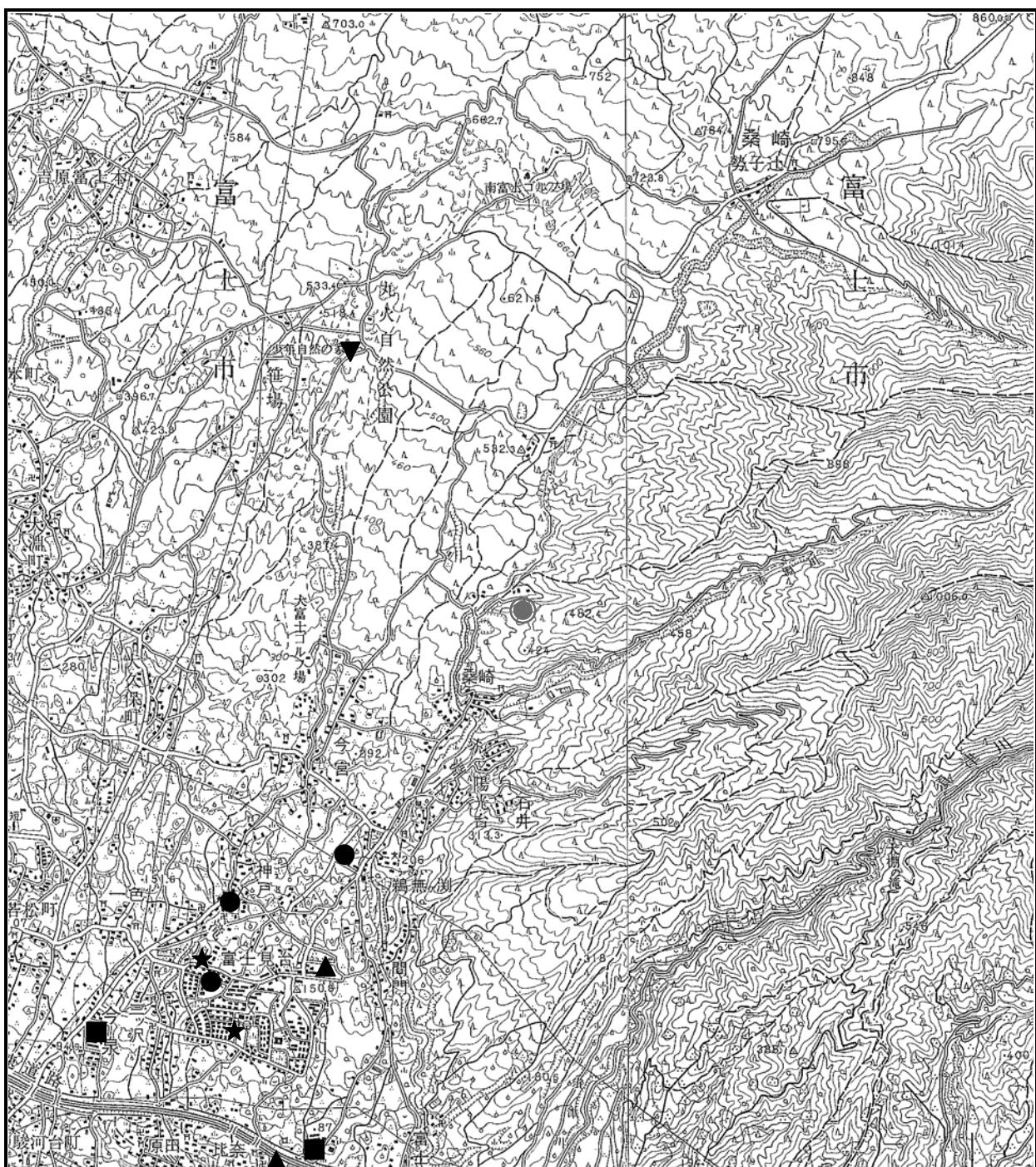
事業実施位置周辺の学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要な施設等（環境保全施設）の分布状況・数は、図 2-3-8、図 2-3-9 及び表 2-3-11 に示すとおりである。これら環境保全施設は、事業実施位置の南西側に分布している。

表 2-3-11 事業実施位置周辺の環境保全施設の数

施設区分		施設数
教育施設	幼稚園	2
	小学校	3
	中学校	2
	高等学校	2
社会教育施設	少年自然の家	1
福祉施設	保育園	1
	社会福祉施設	4
病院		2

注) 社会福祉施設とは、児童福祉施設、老人福祉施設及び知的障害者福祉施設をいう。

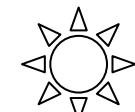
出典：富士市統計書 平成 23 年版



凡 例

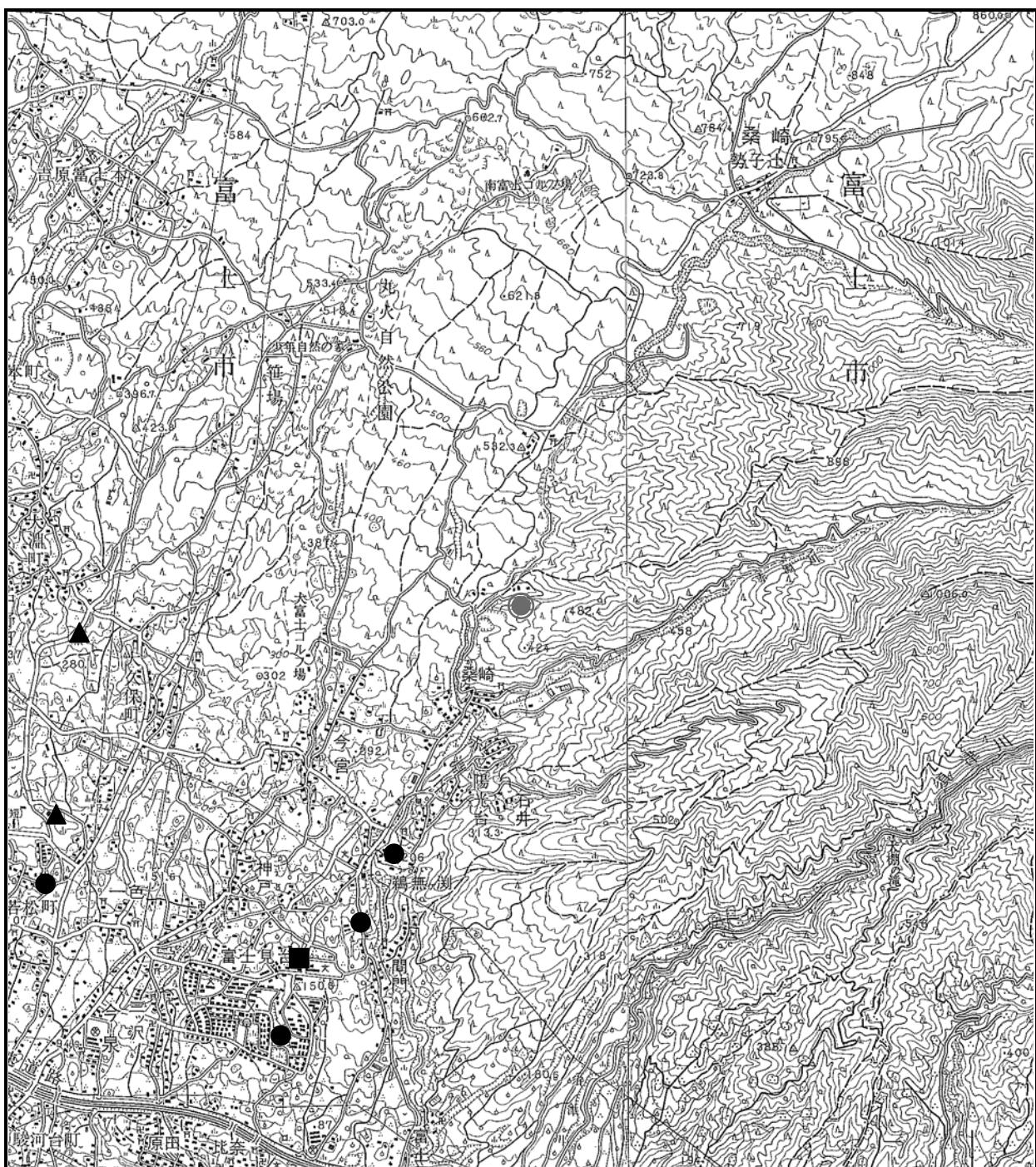
●	事業実施位置
★	幼稚園
●	小学校
▲	中学校
■	高等学校
▼	少年自然の家

N



0 1 2km  
1:50,000

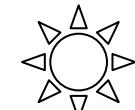
図 2-3-8 事業実施位置周辺の  
施設分布  
(教育施設・社会教育施設)



凡 例

◎	事業実施位置
●	社会福祉施設
▲	病院
■	保育園

N



0 1 2km  
1:50,000

図 2-3-9 事業実施位置周辺の施設分布(福祉施設・病院)

## 8. 水域とその利用

「富士市の環境」(平成 24 年)によれば、富士市内の河川水利用としては潤井川が該当し、事業実施位置付近を流れる千束川では河川水の利用はみられない。

富士市においては、地下水は主として工業、生活用水として利用されている。

富士市における地下水の用途別利用状況は、表 2-3-12 に示すとおりである。

平成 23 年における地下水の揚水量は 670,817m<sup>3</sup>/日であり、工業用としての利用が最も多い。

表 2-3-12 地下水の用途別利用状況（平成 23 年実績採取量） 単位：m<sup>3</sup>/日

用途	生 活	農 業	養 魚	工 業	建 物	その他	計
井戸本数	120	37	3	502	44	34	736
採取量	119,716	9,385	2,460	527,175	7,350	4,731	670,817

出典：富士市の環境(平成 24 年)

## 9. 文化財等

### (1) 史跡・天然記念物

事業実施位置周辺における史跡・天然記念物の分布は、図 2-3-10 及び表 2-3-13 に示すとおりである。

表 2-3-13 事業実施位置周辺における史跡・天然記念物

種類	指定区分	名称	所在地	指定年月日
史跡 天然記念物	市	実円寺西第1号墳	実円寺古墳公園内・三ツ沢286-1	昭和51年7月23日
		間門浅間神社のシイ	浅間神社・間門	昭和45年12月21日
		一色のかや	一色443	昭和49年9月1日
		今宮浅間神社のスギ	浅間神社・今宮387	昭和45年12月21日
		鶴無ヶ渕神明宮のクス	神明宮・鶴無ヶ渕295	昭和45年12月21日

出典：富士市(教育委員会)指定文化財一覧

### (2) 埋蔵文化財

事業実施位置周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布は、図 2-3-11 に示すとおりである。

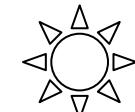
事業実施位置の南西約 2 km に今宮浅間神社のスギ、南南西約 2 km に鶴無ヶ渕神明宮のクスがある。



凡 例

●	事業実施位置
■	実円寺西第1号墳(市指定史跡)
▲	今宮浅間神社のスギ(市指定天然記念物)
▲	鶴無ヶ渕神明宮のクス(市指定天然記念物)
▲	一色のカヤ(市指定天然記念物)
▲	間門浅間神社のシイ(市指定天然記念物)

N



0 1 2km

1:50,000

図 2-3-10 事業実施位置周辺における史跡・天然記念物の分布

出典：富士市の文化財 富士市教育委員会 2001

# 財分布地図



凡例

○	事業実施位置
○	集落跡, 土墳墓群, 寺院跡, 散布地他
▲	指定史跡, 建造物, 天然記念物等
●	円墳(存在)
●	円墳(消滅)
◎	古墳が存在すると推定できる範囲

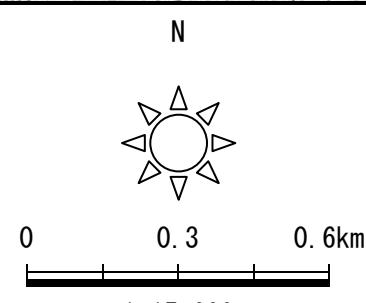


図 2-3-11 事業実施位置周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布

出典：富士市埋蔵文化財分布地図

## 10. 各種開発計画等の策定状況

### (1) 富土地域公害防止計画

富士市では、昭和 48 年から 8 期 38 年にわたり、公害防止計画を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきた。

各種施策の推進によって策定当初より環境は改善されたものの、目標達成までには至らなかつたため、富土地域公害防止計画が平成 24 年 3 月に策定されている。

#### a. 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、静岡県の区域の内、富士市とする。

#### b. 計画の目標

当地域における計画の目標は表 2-3-14 に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、目標が平成 29 年度を目途に達成されるよう努める。

なお、当地域の実情にかんがみ、本計画において特に重点的に解決を図るべき主要課題として、「ダイオキシン類による田子の浦港の底質汚染」が挙げられている。（本計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間とする。）

表 2-3-14 計画の目標

区分	項目	目標	適用区域	備考
水質汚濁 健康項目 水質 (底質を含む)	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」 (平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)第 1 に定める基準値	全公共用水域	適切な監視測定の実施により、実態の把握及び原因の究明に努めるとともに、現時点で可能な対策を講じる。

## 11. 水道事業計画等

富士市では、上水道(市水道)、簡易水道、専用水道、飲料水供給施設が使われている。取水施設は68井の井戸から構成されている。

水道の普及状況は、表2-3-15に示すとおりである。

上水道の普及率は、平成22年度末で富士上水道が90.0%、富士川上水道が98.7%であるが、簡易水道、専用水道などを合わせると、水道普及率は富士上水道、富士川上水道とも100.0%である。

表2-3-15 水道普及状況

年 度 末		総人口	給水人口	普及率(%)	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設
H18	旧富士市	243,445	243,203	99.9	217,472	24,704	969	58
	旧富士川町	16,913	16,913	100.0	16,661	—	—	252
H19	旧富士市	244,140	243,898	99.9	219,092	23,856	891	59
	旧富士川町	16,713	16,713	100.0	16,455	—	—	258
H20	富士上水道	244,507	244,265	99.9	219,614	23,739	856	56
	富士川上水道	17,012	17,012	100.0	16,787	—	—	225
H21	富士上水道	244,597	244,355	99.9	219,873	23,499	929	54
	富士川上水道	16,976	16,976	100.0	16,751	—	—	225
H22	富士上水道	244,450	244,208	99.9	219,924	23,322	908	54
	富士川上水道	16,885	16,885	100.0	16,660	—	—	225

出典:富士市統計書 平成23年版

## 12. 環境保全対策の状況

### (1) 下水道等環境整備の状況等

富士市における下水道の普及状況及び接続状況は、表 2-3-16 及び表 2-3-17 に示すとおりである。平成 22 年度の人口普及率は 70.3%、人口水洗化率は 91.1% である。

表 2-3-16 下水道普及状況

年度	人口普及率			面積普及率	
	行政区域内人口 (人)	排水可能人口 (人)	普及率 (%)	排水(可能) 区域面積(ha)	市街化区域面積に 対する普及率(%)
H18	243,445	166,644	68.5	3,517	63.7
H19	244,140	173,340	71.0	3,577	64.8
H20	261,519	178,445	68.2	3,642	65.9
H21	261,573	180,887	69.2	3,691	66.8
H22	261,335	183,628	70.3	3,749	63.2

出典：富士市統計書 平成 23 年版

表 2-3-17 下水道接続状況

年度	世帯水洗化率			人口水洗化率		
	排水可能世帯 (戸)	水洗化世帯 (戸)	水洗化率 (%)	排水可能人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
H18	61,357	54,861	89.4	166,644	149,747	89.9
H19	64,467	58,278	90.4	173,340	157,396	90.8
H20	66,946	60,793	90.8	178,445	162,360	91.0
H21	68,153	61,877	90.8	180,887	164,520	91.0
H22	69,750	63,364	90.8	183,628	167,193	91.1

出典：富士市統計書 平成 23 年版

下水道計画図は、図 2-3-12 に示すとおりである。

事業実施位置は、公共下水道計画区域界の外(浄化槽区域) である。

南は公共下水道計画区域、

天間地区及び汚水幹線こ  
区域を公共下水道計画区域

・富士松野団地を中心台  
外を浄化槽区域とします。

**浄化槽区域**

**自動車道**

**区域**

事業実施位置

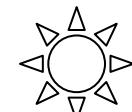
汚水幹線こどもの国比奈線に接する区域

こどもの国

凡 例

行政区域界	
公共下水道計画区域界	
公共下水道計画区域	
公共下水道認可区域内	
公共下水道認可区域外	
浄化槽区域	
旧富士市及び旧富士川町 用途地域外	
旧富士川町用途地域内	

N



0 0.5 1km  
1:25,000

図 2-3-12 下水道計画図

出典：富士市生活排水処理区分図

## (2) 廃棄物

### a. ごみ

富士市のごみは市全域が収集処理の対象であり、その収集量及び処理量は表2-3-18に示すとおりである。

ごみ処理量の総量は87,724t(平成22年度)であり、過去5年間の推移をみると、減少傾向を示している。

表2-3-18 年度別ごみ収集量及び処理量

年度		総数	収集量				処分量			
			可燃物		不燃物		総数	焼却	埋立	再利用
			収集量	持込量	収集量	持込量				
H18	旧富士市	95,273	52,270	25,500	15,457	2,046	95,273	77,770	2,396	15,107
	旧富士川	4,877	3,145	795	936	—	4,877	3,940	106	830
H19	旧富士市	94,577	52,271	26,309	13,946	2,051	94,577	78,580	2,014	13,983
	旧富士川	4,897	3,078	904	915	—	4,897	3,982	147	768
H20	富士市	97,556	54,731	26,725	13,844	2,256	97,556	81,456	2,911	13,189
H21		89,472	45,942	26,774	15,153	1,603	89,472	72,716	2,600	14,156
H22		87,724	46,130	26,687	13,261	1,646	87,724	72,817	2,665	12,242

出典：富士市統計書 平成23年版

ごみ処理施設の状況は、表2-3-19に示すとおりであり、可燃ごみは富士市環境クリーンセンターで処理されている。

表2-3-19 主な廃棄物処理施設

施設区分	施設名称	所在地	処理能力	備考
ごみ焼却	富士市 環境クリーンセンター	富士市大淵232番地	300t/日 (150t/日×2)	余熱は温水プール等に利用

出典：環境衛生事業概要 平成23年度版 富士市環境部廃棄物対策課

### b. し尿

富士市のし尿及び浄化槽汚泥は、市全域が収集処理の対象であり、その収集量は表 2-3-20 に示すとおりである。

処理量は、生し尿 4,751.0kL、浄化槽汚泥 34,924.7kL(平成 22 年度)であり、過去 5 年間の推移をみると、ともに減少傾向にある。

表 2-3-20 年度別し尿等処理量(単位 : kL)

年 度		総数	生し尿	浄化槽汚泥	合併浄化槽汚泥
H18	旧富士市	56,847.0	5,351.9	36,666.1	14,829.0
	旧富士川町	12,618.9	1,430.4	3,701.7	7,486.8
H19	旧富士市	55,774.2	4,679.0	36,683.7	14,411.5
	旧富士川町	12,589.8	1,299.7	3,828.5	7,461.6
H20	富士市	67,795.3	5,313.3	39,644.0	22,838.0
H21		65,857.4	5,012.6	35,134.9	25,709.9
H22		65,330.5	4,751.0	34,924.7	25,654.8

出典:富士市統計書 平成 23 年版

し尿等処理施設は、富士市内に 1 箇所存在する。

その概要は、表 2-3-21 に示すとおりである。

表 2-3-21 し尿等処理施設の状況

名 称	富士市クリーンセンターききょう
所 在 地	富士市五貫島 1027 番地の 2
処理能力	186 kL/日(し尿 32kL/日・浄化槽汚泥 154kL/日)

出典:環境衛生事業概要 平成 23 年度版 富士市環境部廃棄物対策課

## 2. 4 環境関係法令等による規制等の状況

### 1. 大気汚染

#### (1) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 2-4-1(1)～表 2-4-1(3)に示すとおりである。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所以外の地域に適用される。

表 2-4-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考

- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(二酸化いおう・光化学オキシダント・一酸化炭素・浮遊粒子状物質：昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

(二酸化窒素：昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

(微小粒子状物質：平成21年9月9日環境庁告示第33号)

表 2-4-1(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン：平成9年2月4日環境庁告示第4号)

表 2-4-1(3) ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

基準値	備考
0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーブラジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>基準値は、年間平均値とする。</li> <li>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</li> </ul>

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

## (2) 法・条例による規制

「大気汚染防止法」に基づき、同法に定めるばい煙発生施設に対して規制が行われている。ばい煙発生施設のうち廃棄物焼却炉に対する規制の概要は、表 2-4-2 に示すとおりである。事業実施位置に計画している廃棄物焼却炉は、ばい煙発生施設に該当する。

表 2-4-2 廃棄物焼却炉に対する規制の概要

対象となる施設 (廃棄物焼却炉)	規制物質名		排出基準			
	い お う 酸 化 物	量規制 (K値規制)	$q = K \times 10^{-3} H e^2$ $q$ : 硫黄酸化物の許容排出量( $m_N^3/h$ ) $K$ : 地域別に定める定数(新設 1.75) $He$ : 補正された排出口の高さ(煙突実高+煙上昇高、m)			
火格子面積： 2 m <sup>2</sup> 以上 または 焼却能力： 200kg/h 以上	ばいじん	総量規制	$Q = 2.8w^{0.8} + 0.3 \times 2.8 \{(w + wi)^{0.8} - w^{0.8}\}$ $Q$ : 特定工場等において排出が許容される硫黄酸化物の量( $m_N^3/h$ ) $w$ : 特定工場等に昭和 52 年 3 月 31 日前に既に設置されているすべてのばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量の合計量(i を除く) $wi$ : 特定工場等に昭和 52 年 3 月 31 日以後に設置されるすべてのばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量の合計量			
	有害物質	塩化水素	焼却能力	4,000kg/h 以上	0.04g/ $m_N^3$	
				2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	0.08g/ $m_N^3$	
				2,000kg/h 未満	0.15g/ $m_N^3$	
		窒素酸化物		—	700mg/ $m_N^3$	
浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)				450ppm		
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉、最大定格排ガス量 4 万 $m_N^3/h$ 以上)				250ppm		
廃棄物焼却炉(上記以外)				250ppm		
廃棄物焼却炉 (連続炉以外、最大定格排ガス量 4 万 $m_N^3/h$ 以上)				250ppm		

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通産省令第 1 号)

いおう酸化物(総量規制) : (昭和 52 年 3 月 14 日 静岡県告示第 220 号)

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出規制は、同法に定める特定施設に対して規制が行われている。

廃棄物焼却炉に対するダイオキシン類規制の概要は、表 2-4-3 に示すとおりである。

事業実施位置に計画している廃棄物焼却炉は、特定施設に該当する。

表 2-4-3 廃棄物焼却炉に対するダイオキシン類規制の概要

対象となる施設 (廃棄物焼却炉)	1 時間当たりの焼却能力	排 出 基 準
火床面積 : 0.5m <sup>2</sup> 以上 または 焼却能力 : 50kg/h 以上	4,000kg 以上	0.1ng-TEQ/ m <sub>N</sub> <sup>3</sup>
	2,000kg 以上～4,000kg 未満	1 ng-TEQ/ m <sub>N</sub> <sup>3</sup>
	2,000kg 未満	5 ng-TEQ/ m <sub>N</sub> <sup>3</sup>

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号)

また、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」では、次の 6 種類の施設を規制の対象としているが、事業実施位置に設置される施設でこれらに該当するものはない。

- ① 硫黄燃焼施設(パルプ、紙の製造業)
- ② アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶解めつき施設
- ③ 溶解メッキ施設、溶融メッキ施設(鉛、鉛合金用)
- ④ 反応施設(弗化炭化水素、弗素系合成樹脂用)
- ⑤ 湯煮施設(食料品、飲料製造用)
- ⑥ 漂白施設(塩素又は塩素ガス使用のもの)

## 2. 騒音

### (1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表 2-4-4 及び図 2-4-1 に示すとおりである。各類型をあてはめる地域は、富士市長が指定している。

事業実施位置は、市街化調整区域であることから、地域の類型 B の環境基準が適用される。

表 2-4-4 騒音に係る環境基準

#### 【道路に面する地域以外の地域(一般地域)】

地域の類型	時間区分		該当地域
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	
A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注) 当該地域は、「騒音に係る環境基準の地域の類型の指定」(平成 23 年 4 月 1 日 富士市告示第 74 号)を元に作成

#### 【道路に面する地域】

地域の区分	時間区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		
車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備 考  
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

## (2) 法・条例による規制

工場騒音は、「騒音規制法」に定める特定施設又は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定める特定施設について規制されている。

主な特定施設の概要は表 2-4-5、規制基準は表 2-4-6(1)及び表 2-4-6(2)に示すとおりである。

事業実施位置に計画されている空気圧縮機及び送風機、クーリングタワー、集じん施設は特定施設に該当し、事業実施位置は市街化調整区域に位置していることから、発生する騒音に対して「第 2 種区域」の規制値が適用される。(図 2-4-1 参照)

表 2-4-5 主な特定施設の概要

法・条例の区分	主な特定施設	
	施 設	規模能力
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
静岡県生活環境の保全等に関する条例	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上
	集じん施設	—

「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号)  
「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第 8」(平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号)

表 2-4-6(1) 騒音規制法に基づく特定工場等の騒音の規制基準

区域の区分	基 準 値		
	昼 間 午 前 8 時 か ら 午 後 6 時 ま で	朝 ・ 夕 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午 後 10 時 か ら 午 前 6 時 ま で
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ第 1 表の区域欄に掲げる区域をいう。

2 特定工場等が属する区域又は特定工場等が属する区域に隣接する区域の変更に伴い、当該特定工場等に適用される規制基準が従前の規制基準より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は従前の規制基準を適用する。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)

(平成 13 年 3 月 13 日 富士市告示第 21 号)

【区域の区分】第 1 表

区 域			
第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域 (付表 1 項及び付表 2 項に掲げる区域を除く。)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表 1 項に掲げる区域	工業地域 付表 2 項に掲げる区域

備考

この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域準住居地域及び市街化調整区域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められたそれぞれの地域及び区域をいう。

付表

項	区 域
1	富士市大字弥生新田字川岸場、大字香西新田字松の木の一部、大字弥生新田字川岸場、字神明前、字鎌田、字水神前、大字伝法字田端、字中柄、字清水の各一部、字六人新田、大字厚原字八反田の一部(富士市騒音規制指定地域図に記載のとおり)
2	富士市大字川尻字池田の一部、大字中里字水門前、字大坪新田添、字池田下の一部(富士市騒音規制指定地域図に記載のとおり)

(平成 13 年 3 月 13 日 富士市告示第 21 号)

表 2-4-6(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の騒音の規制基準

区域の区分	基 準 値		
	昼 間 午 前 8 時 か ら 午 後 6 時 ま で	朝 ・ 夕 午前 6 時 か ら 午前 8 時 ま で 午後 6 時 か ら 午後 10 時 ま で	夜 間 午 後 10 時 か ら 午 前 6 時 ま で
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

1. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
2. 第 1 種区域と第 3 種区域又は第 2 種区域第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から 30m の区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
3. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域についてはそれぞれ騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ次の表のとおりとする。

第 1 種区域	第 1 種低層専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第 2 種区域	第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域以外の区域(市街化調整区域)
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港以外の分区(用途地域内の区域を除く)
第 4 種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く)

備考

この表において用途地域、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 39 条第 1 項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。

4. デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
5. 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は早い動特性(F A S T)を用いることとする。
6. 騒音の測定方法は、当分の間、規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9」(平成 11 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号)

自動車騒音は、「騒音規制法」に基づき、表 2-4-7 に示すとおり限度が定められている。

各類型をあてはめる地域は、富士市長が指定している。

事業実施位置周辺は、市街化調整区域であることから「b 区域」の要請限度が適用される。(図 2-4-1 参照)

表 2-4-7 道路交通騒音の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 区 分	
	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

【自動車騒音の限度を定める省令の区域の区分の指定】

区域の区分	該 当 地 域
a 区域	第 1 種区域並びに騒音規制法に基づく第 2 種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用住居専用地域
b 区域	第 2 種区域のうち a の区域の区分をあてはめる地域以外の地域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域
備考	
この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ第 1 表の区域欄に掲げる区域をいい、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用住居専用地域とは都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条の規定に定められた地域をいう。	

(平成 13 年 3 月 13 日 富士市告示第 21 号)

工場・事業場における作業は、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき表2-4-8に示す特定作業が規制の対象となる。事業実施位置にて実施する工事は「鉄骨又は橋りょうの組立ての作業」が特定作業に該当し、事業実施位置は市街化調整区域に位置することから、特定作業に係る規制を受ける。(図2-4-1参照)

表2-4-8 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定作業

1	厚さ0.5mm以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立ての作業
3	鋼製船舶の建造又は修理の作業
備考	
この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。	

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第10」(平成11年3月12日静岡県規則第9号)

建設作業騒音は、「騒音規制法」又は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき表2-4-9に示す特定建設作業が規制の対象となる。事業実施位置にて実施する工事は「くい打機、バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」が特定建設作業に該当し、事業実施位置は市街化調整区域に位置することから、特定建設作業に係る規制を受ける。(図2-4-1参照)

表2-4-9 騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
6	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日 政令第324号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第11」(平成11年3月12日静岡県規則第9号)

【特定建設作業騒音に伴って発生する騒音の規制】

特定建設作業の 場所の敷地境界 線における騒音 の大きさ	作業でき ない時刻		1日 の 作業時間		作業期間		日曜・休日	
	一 号 区 域	二 号 区 域	一 号 区 域	二 号 区 域	一 号 区 域	二 号 区 域		
85 デシベルを超える大きさのものでないこと	午前七時から	午後六時から	午前六時まで	午後十時から	超えないと ること	十時間超えな いこと	連続六日を超えないこと	禁 止
当該作業がその作業を開始した日に終わるもの除く。(政令2条)	災害時、危険防止のための場合、鐵道の運行、道交法で夜間に行う場合を除く。		災害時、危険防止のための場合を除く。		災害時、危険防止のための場合、鐵道の運行、変電所工事、道路法、道交法により行う場合を除く			

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

【区域の区分】

区域の区分	市長が指定する区域
1号区域	ア. 第1種区域として定められた区域 イ. 第2種区域として定められた区域 ウ. 第3種区域として定められた区域 エ. 第4種区域として定められた区域のうち、学校等の施設の敷地の周囲おおむね80mの区域内
第2号区域	法第3条第1項の規定により指定された地域のうち前号に掲げる区域以外の区域

(平成13年3月13日 富士市告示第21号)

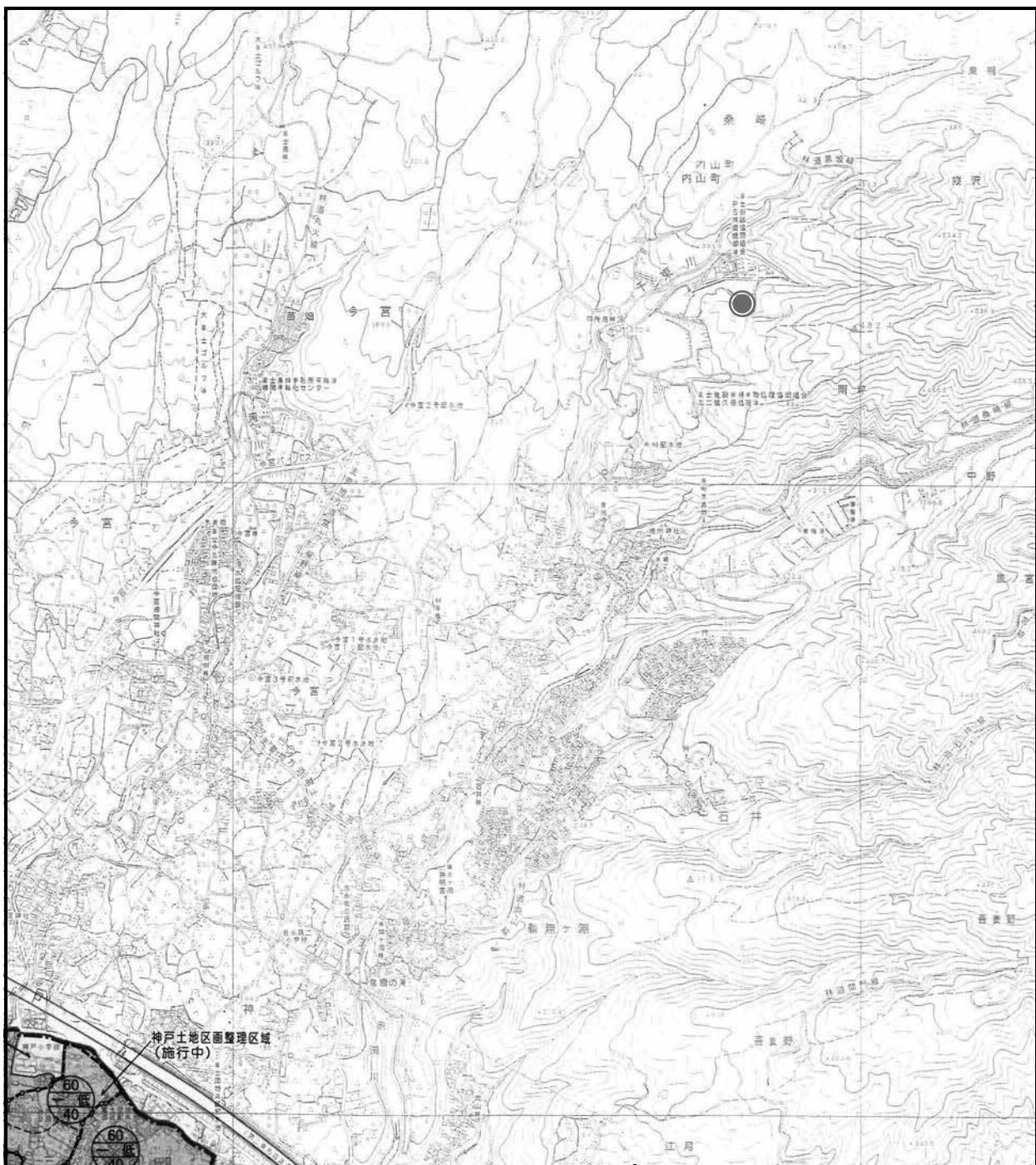
拡声機による商業宣伝等の制限は、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき表 2-4-10 に示すとおりである。

表 2-4-10 拡声機による商業宣伝等の制限

区分		商業宣伝			商業宣伝以外
		病院、学校等周辺 (第 1 項第 1 号)	航空機から機外へ (第 1 項第 2 号)	屋外、屋内から 屋外へ (第 1 項第 3 号)	
使用時間		午前 10 時から 午後 6 時まで	午前 10 時から 午後 6 時まで	午前 10 時から 午後 8 時まで	
禁止時間		上記以外、 1 回 10 分間以内 とし、次の使用ま での 10 分間	上記以外及び 日曜日、祝日	上記以外	制限なし
音量	第 1 種区域	50 デシベル	—	55 デシベル	55 デシベル
	第 2 種区域	55 デシベル	—	60 デシベル	60 デシベル
	第 3 種区域	65 デシベル	—	70 デシベル	70 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル	—	75 デシベル	75 デシベル
測定地点		10m先	—	10m先	10m先

注)  
 ・広報、その他の公共の目的のために拡声機を使用するとき。  
 ・公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用するとき。  
 ・祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために拡声機を使用するとき。

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第 13」(平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号)



凡 例

区 域		環境基準	規制基準	自動車騒音	特定建設作業
●	事業実施位置	B 類型	第2種 区域	b区域	1号区域
■	市街化調整区域				
■	第一種低層 住居専用地域	A 類型	第1種 区域	a区域	1号区域
■	第一種中高層 住居専用地域	B 類型	第2種 区域	a区域	1号区域

N

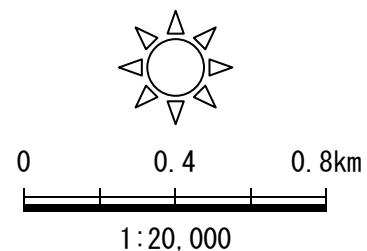


図 2-4-1 騒音に係る環境基準等の指定状況

出典：岳南広域都市計画図(平成 24 年 4 月 富士市)

### 3. 振動

#### (1) 法・条例による規制

工場振動は、「振動規制法」に定める特定施設又は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に定める特定施設について規制されている。

主な特定施設の概要は表 2-4-11、規制基準は表 2-4-12 及び表 2-4-13 に示すとおりである。

事業実施位置に計画されている圧縮機は特定施設に該当し、事業実施位置は市街化調整区域に位置していることから、発生する振動に対して「第 1 種区域の 2」の規制値が適用される。(図 2-4-2 参照)

表 2-4-11 主な特定施設の概要

法・条例の区分	主な特定施設	
	施 設	規模能力
振動規制法	圧 縮 機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
静岡県生活環境の保全等に関する条例	圧 縮 機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上

「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第 14」(平成 11 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号)

表 2-4-12 振動規制法に基づく特定工場等の振動の規制基準

区域の区分		基 準 値	
		昼 間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜 間 午後 8 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	1	騒音規制法に基づく 第 1 種区域	60 デシベル
第 1 種区域	2	騒音規制法に基づく 第 2 種区域	65 デシベル
第 2 種区域	1	騒音規制法に基づく 第 3 種区域	70 デシベル
第 2 種区域	2	騒音規制法に基づく 第 4 種区域	70 デシベル

備考

この表において、騒音規制法に基づく第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき市長が定めるそれぞれの区域をいう。

2 特定工場等が属する区域の変更に伴い、当該特定工場等に適用される規制基準が従前の規制基準より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は従前の規制基準を適用する。

(平成 13 年 3 月 13 日 富士市告示第 22 号)

表 2-4-13 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の振動の規制基準

区域の区分	基 準 値	
	昼 間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜 間 午後 8 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域の 1 〔騒音規制法に基づく 第 1 種区域〕	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 1 種区域の 2 〔騒音規制法に基づく 第 2 種区域〕	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域の 1 〔騒音規制法に基づく 第 3 種区域〕	70 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域の 2 〔騒音規制法に基づく 第 4 種区域〕	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
- この表において、騒音規制法に基づく第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく騒音の規制基準(平成 9 年静岡県告示第 344 号の 5)の別表第 1 の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。
- デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。  
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
    - 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所
  - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。  
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10dB 未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	
7 デシベル	
8 デシベル	1 デシベル
9 デシベル	

- 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
  - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が無い場合は、その指示値とする。
  - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個またはこれに準ずる感覚、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の値とする。

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第 15」(平成 11 年 3 月 12 日 静岡県規則第 9 号)

道路交通振動は「振動規制法」に基づき表 2-3-14 に示すとおり限度が定められて  
いる。

事業実施位置は、第1種区域の2に指定されていることから「第1種区域」の要請限度が適用される。(図2-4-2参照)

表2-4-14 道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時～20時)	夜間 (20時～翌日の8時)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)  
(平成13年3月13日 富士市告示第22号)

#### 【区域の区分】

区域の区分	省令別表第2の備考1の規定に基づき市長が定める区域
第1種区域	指定地域のうち第1種区域の1及び第1種区域の2として定められた区域
第2種区域	指定地域のうち第2種区域の1及び第2種区域の2として定められた区域
備考	
指定地域：振動規制法第3条第1項の規定に基づき、市長が指定する地域	

(平成13年3月13日 富士市告示第22号)

建設作業振動は、「振動規制法」又は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき表 2-4-15 に示す特定建設作業が規制対象となる。

事業実施位置にて実施する工事は「くい打機」が特定建設作業に該当し、事業実施位置は市街化調整区域に位置することから、特定建設作業に係る規制を受ける。(図 2-4-2 参照)

表 2-4-15 特定建設作業振動

【振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業】

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。) くい打く機(油圧式くい抜機を除く。) くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。〕
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 〔作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。〕

「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第 16」(平成 11 年 3 月 12 日静岡県規則第 9 号)

【特定建設作業振動に伴って発生する振動の規制】

特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	作業ができない時刻		1日当たりの作業時間		同一場所における作業期間		日曜休日ににおける作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75 デシベルを超える大きさのものでないこと	午後七時から午前七時まで	午後十時から午前六時まで	十時間を超えなさいこと	十四時間を超えなさいこと	連続6日を超えないこと		禁止
	災害時で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため夜間に行う必要のある場合及び道路法、道路交通法に基づき夜間に行うべき場合を除く。		災害等で緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため及び変電所の工事で休日に行う必要のある場合、並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うべき場合を除く。		

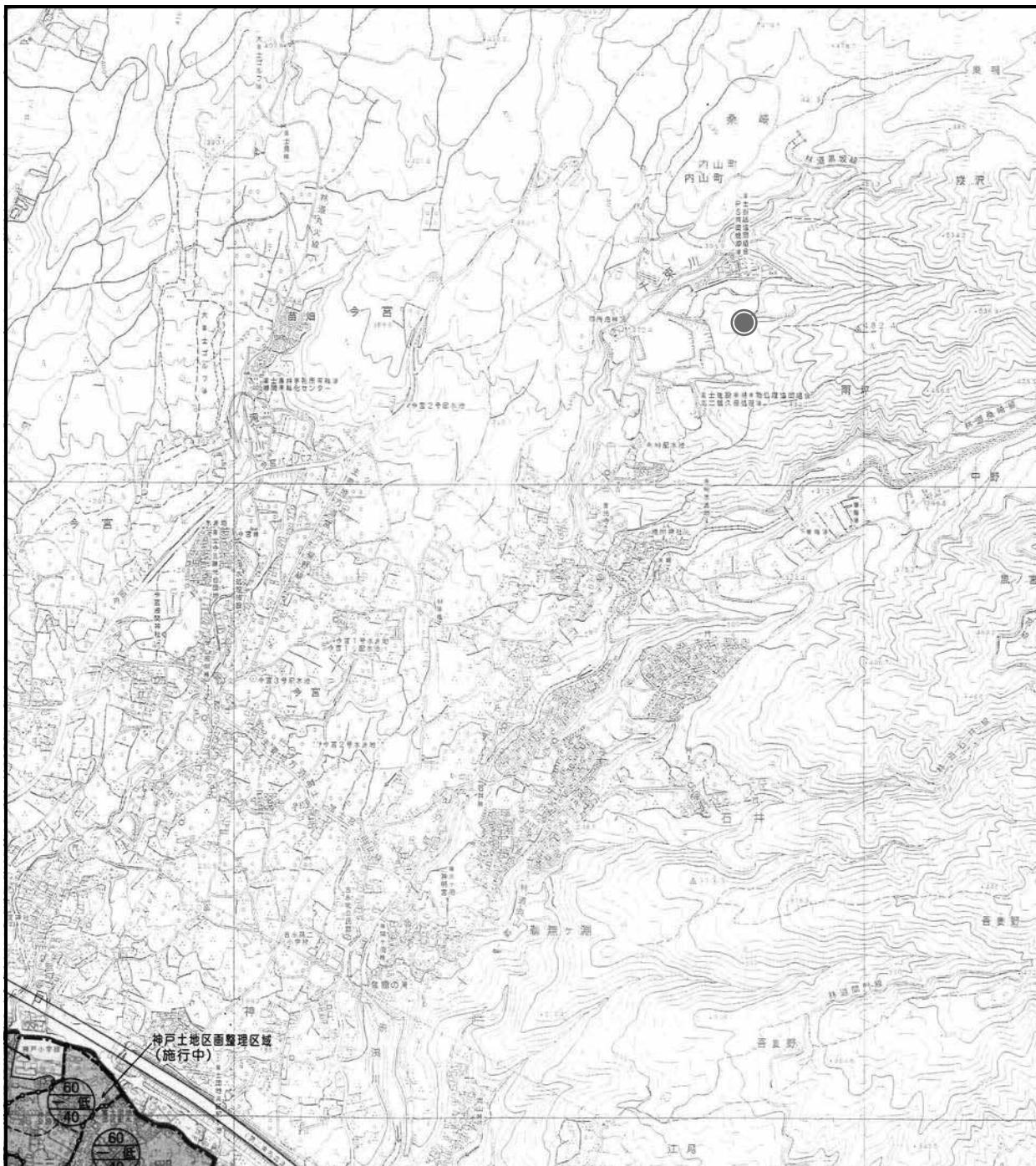
「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

【区域の区分】

区域の区分	指定地域
第1号区域	第1種区域の1として定められた区域 第1種区域の2として定められた区域 第2種区域の1として定められた区域 第2種区域の2として定められた区域のうち、学校等の施設の敷地の周囲おむね80mの区域内
第2号区域	法第三条第一項の規定により指定された地域のうち前号に掲げる区域以外の区域

(平成13年3月13日 富士市告示第21号)

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)



凡 例

区 域	規制基準	道路交通振動	特選建設作業
● 事業実施位置	第1種区域の2	第1種 区域	第1号 区域
□ 市街化調整区域			
■ 第一種低層 住居専用地域	第1種区域 の1	第1種 区域	第1号 区域
■ 第一種中高層 住居専用地域	第1種区域 の2	第1種 区域	第1号 区域

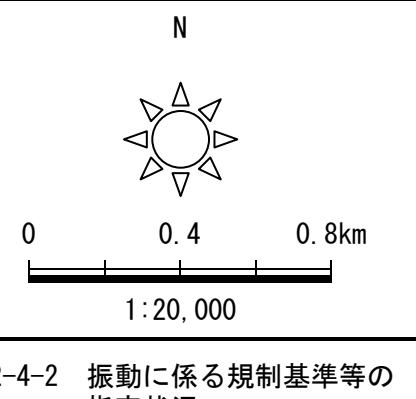


図 2-4-2 振動に係る規制基準等の指定状況

出典：岳南広域都市計画図(平成 24 年 4 月 富士市)

#### 4. 悪臭

富士市では、工場や事業所から発生する悪臭について、悪臭防止法に基づき表 2-4-16 に示すとおり規制されている。

表 2-4-16 富士市における臭気指数規制

規制地域・規制基準	内 容
1 法第 3 条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定による富士市の市街化区域、市街化調整区域及び旧富士川町の都市計画区域外の区域とし、別表第 1 に掲げるところにより区分する。
2 法第 4 条第 2 項各号の規定により定める規制基準	<p>1 に規定する地域に適用される事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の規制基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(2) 法第 4 条第 2 項第 2 号に定める規制基準は、別表第 2 に掲げる規制基準の値を基礎として、同表の規制基準に係る区域の区分ごとに、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。</p> <p>(3) 法第 4 条第 2 項第 3 号に定める規制基準は、別表第 3 のとおりとする。</p>

別表第 1 : 規制基準に係る区域の区分

区 分	地 域
第 1 種区域(臭気指数区域)	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住宅地域、第 2 種中高層住宅地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域(臭気指数区域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域 旧富士川町の都市計画区域以外の区域
第 3 種区域(臭気指数区域)	工業地域、工業専用地域

別表第 2 : 法第 4 条第 2 項第 1 号に定める事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

規制基準に係る区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 10
第 2 種区域	臭気指数 13
第 3 種区域	臭気指数 15

別表第3：法第4条第2項第3号に定める事業場から排出される排出水の規制基準

規制基準に係る区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 29
第3種区域	臭気指数 31

(平成23年3月29日 富士市告示第46号)

また、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」においては、次の施設を規制の対象としているが、事業実施位置に設置される施設でこれらに該当するものはない。

- ① セロファン製膜施設
- ② アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲紙施設
- ③ パルプ又は紙の製造の用に供する加熱型乾燥施設
- ④ 調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型乾燥施設
- ⑤ 合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設
- ⑥ 有機顔料の製造の用に供する反応施設
- ⑦ 木材チップの堆積場であって、面積が1,000平方メートル以上のもの
- ⑧ 動物系の飼料もしくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設
  - ・蒸煮施設
  - ・湯煮施設
  - ・真空濃縮施設
  - ・乾燥施設
- ⑨ 鶏舎及び豚舎であって面積が400平方メートル以上のもの及び豚舎であつて面積が150平方メートル以上のもの
- ⑩ サイズの製造の用に供する反応施設

## 5. 水質汚濁

### (1) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 2-4-17 (1) ~表 2-4-17 (6) に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシンに関する環境基準は、全水域に適用される。

生活環境に係る環境基準は類型指定された水域に対して、類型毎の環境基準が適用される。

富士市における水域の類型指定状況は、図 2-4-3 に示すとおりである。

事業実施位置からの排水が流入する河川は赤淵川であるが、赤淵川では類型指定はされていない。

なお、地下水に関する環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 2-4-17(1) 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—	—

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 2-4-17(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

【河川(湖沼を除く。)】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする						

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

" 3 級：コイ、フナ等 β- 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 1 級：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表2-4-17(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

## 【湖沼】

(天然湖及び貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人口湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

## イ

類型 項目	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	1mg/L 以下

備考 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
 3 農業用水については全燐の項目の基準値は適用しない。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルペソセソスルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 2-4-17(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

## 【海域】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるものの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

イ

項目 類	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 硝 素	全 燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1 環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種 : 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種 : 一部底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物 の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必 要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 2-4-17(5) 水質汚濁に係る環境基準(地下水)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム <small>亜</small>	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

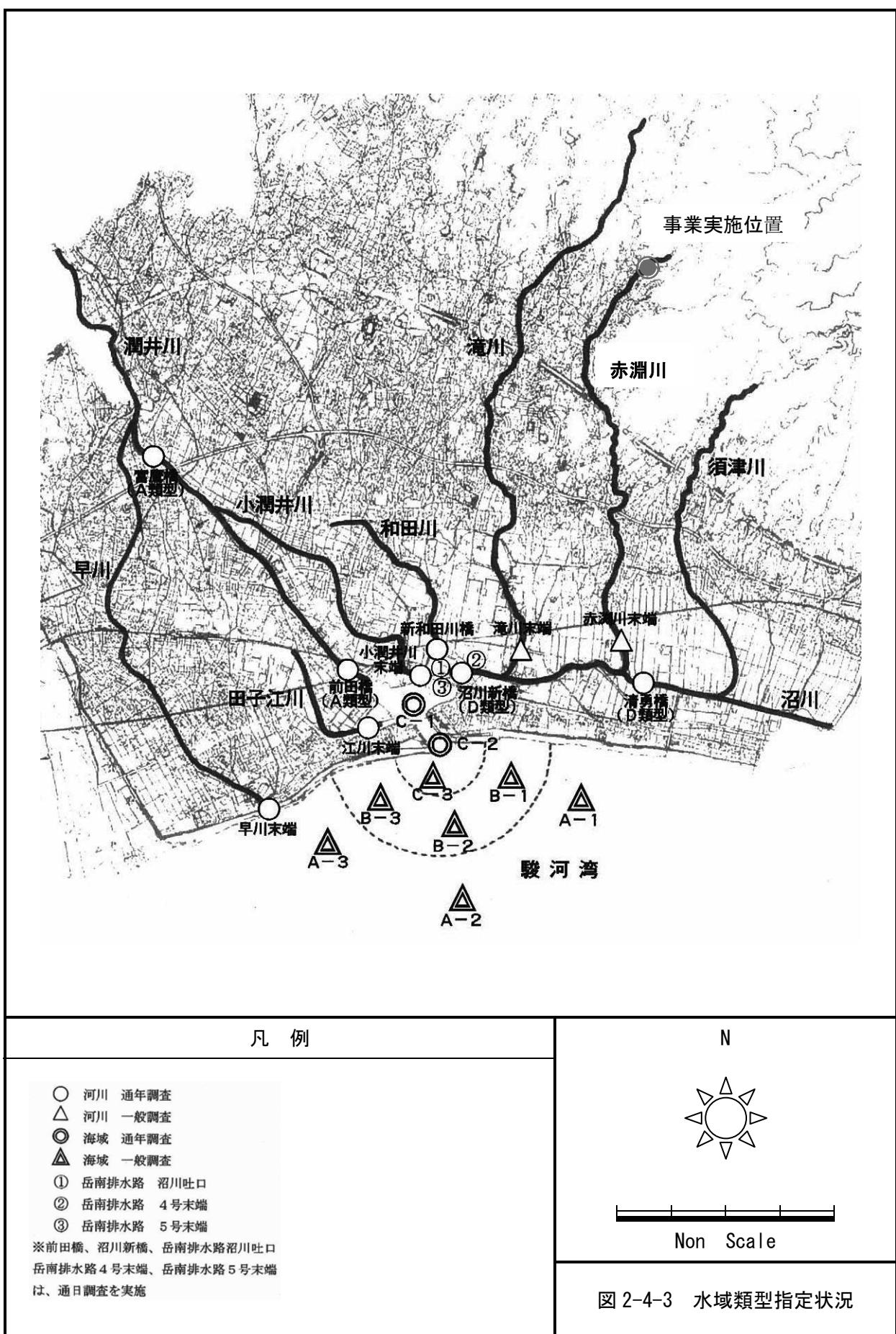
備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

表 2-4-17(6) ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

基 準 値	備 考
1pg-TEQ/L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</li> <li>・基準値は、年間平均値とする。</li> <li>・公共用水域及び地下水について適用する。</li> </ul>

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)



## (2) 法・条例による規制

「水質汚濁防止法」に基づき、同法に定める特定施設を設置する事業場(特定事業場)の排水に係る排水基準は、表 2-4-18 に示すとおりである。

表 2-4-18 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度	
p H(水素イオン濃度)	5.8 以上 8.6 以下(河川及び湖沼)	
B O D(生物化学的酸素要求量)	最大 160mg/L(日間平均 120mg/L)	
C O D(化学的酸素要求量)	最大 160mg/L(日間平均 120mg/L)	
S S(浮遊物質量)	最大 200mg/L(日間平均 150mg/L)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	最大 5mg/L
	動植物油脂類	最大 30mg/L
フェノール類含有量	最大 5mg/L	
銅含有量	最大 3mg/L	
亜鉛含有量	最大 5mg/L	
溶解性鉄含有量	最大 10mg/L	
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/L	
クロム含有量	最大 2mg/L	
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量	最大 120mg/L 以下(日間平均 60mg/L)	
りん含有量	最大 16mg/L(日間平均 8mg/L)	

備考 1 排水基準は、1 日当りの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup>以上の工場又は事業場について適用する  
 2 BOD の排水基準は、海域又は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、COD の排水基準は、海域又は湖沼に排出される排出水に限って適用する。  
 3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。燐含有量について準用する。

特定事業場のうち田子の浦水域に放流される排水は「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例」に基づく上乗せ排水基準が設定されている。

産業廃棄物処理施設である焼却施設の排水等の上乗せ排水基準は、表 2-4-19 に示すとおりである。

表 2-4-19 上乗せ排水基準(田子の浦水域、冷凍調理食品製造業用施設等(新設)、抜粋)

1日の 平均的 な排水 の量 (m <sup>3</sup> /日)	項目及び許容限度					
	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	銅 (mg/L)	亜鉛 (mg/L)	クロム (mg/L)
50 以上	25(20)	25(20)	30(20)	—	3	—
50 未満	—	—	—	3	5	2

注) 1 BOD, COD, SS に係る許容限度は、岳南排水路以外の公共用水域に排出される場合のものである。

2 BOD, COD, SS 欄のカッコ内は平均値。

3 冷凍調理食品製造業用施設等とは、冷凍調理食品製造業、たばこ製造業、一般製材業、木材チップ製造業、合成製造業、パーティクルボード製造業、新聞業、出版業、印刷業、製版業、自動車タイヤチューブ製造業等、医療・衛生ゴム製造業等、空ビン・空き缶等空容器卸売業のうち空きビン卸売業、自動車分解整備事業及び産業廃棄物処理施設。

(昭和 47 年 7 月 11 日 静岡県条例第 27 号)

本事業計画により設置される施設のうち、「産業廃棄物処理施設である焼却施設」は法に定める特定施設に該当して排水規制の対象となるが、供用時において発生する排水は循環無放流とし、公共用水域には放流しない計画であることから、同法に基づく排水規制が適用されない。

「静岡県生活環境の保全等に関する条例」においては、次の 4 種類の施設を規制の対象としているが、事業実施位置に設置する施設でこれらに該当するものはない。

- ① アスファルトプラントの廃ガス洗浄施設
- ② 非鉄金属製造業(銅の圧延、アルミニウム等ダイカストマシン)
- ③ ゴム製品製造業の混線施設
- ④ ニッケルメッキ用電気メッキ施設

有害物質使用特定事業場における特定地下浸透水が有害物質を含むものとして認められる要件は、表 2-4-20 に示す項目のうち該当する項目が検出されることとされているが、該当しない。

表 2-4-20 特定地下浸透水の要件となる有害物質

物 質 名	物 質 名
カドミウム及びその化合物	1, 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPMに限る。)	1, 1, 2-トリクロロエタン
鉛及びその化合物	1, 3-ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チラウム
砒素及びその化合物	シマジン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
アルキル水銀化合物	ベンゼン
P C B	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふつ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	塩化ビニルモノマー
1, 2-ジクロロエタン	1, 4-ジオキサン
1, 1-ジクロロエチレン	

「水質汚濁防止法 第 8 条」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 13 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出規制は同法に定める特定施設に対して規制が行われている。

廃棄物焼却炉に関する施設に対する規制の概要は、表 2-4-21 に示すとおりである。

表 2-4-21 廃棄物焼却炉に関する施設に対するダイオキシン規制の概要

施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/L)	備 考
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	廃ガス洗浄施設 (2ヶ所) 湿式集じん施設	10
廃棄物焼却炉において生じる灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの		10
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第7条第12号の2及び第13号 に掲げる施設	廃PCB等PCB処理物 の分解施設	10
	PCB汚染物又は PCB処理物の洗 浄施設	10

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成11年12月27日 政令第433号)

## 6. 土壌汚染

### (1) 環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表 2-4-22(1)に示すとおりである。

表 2-4-22(1) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チラウム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、表 2-4-22(2)に示すとおりである。

表 2-4-22(2) ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

基 準 値	備 考
1,000pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジヘンゾーハーフラージオキシンの毒性に換算した値とする。</li><li>・環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</li><li>・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。</li></ul>

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」  
(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

## 7. 自然環境保全に係る地域の指定状況

### (1) 自然環境保全地域

静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図(平成 22 年 4 月、静岡県自然保護課)によれば、事業実施位置周辺には「静岡県自然環境保全条例」に基づく「愛鷹山自然環境保全地域」がある。愛鷹山自然環境保全地域は図 2-4-4 に示すとおりである。

### (2) 自然公園

静岡県自然公園・自然環境保全地域配置図(平成 22 年 4 月、静岡県自然保護課)によれば、事業実施位置周辺には「自然公園法」及び「静岡県立自然公園条例」に基づく自然公園はない。

### (3) 風致地区

岳南広域都市計画図(富士市)等によれば、富士市で風致地区に指定されている地区はない。

### (4) 鳥獣保護区等

事業実施位置周辺の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等の指定地域は、図 2-4-5 及び表 2-4-23 に示すとおりである。

表 2-4-23 事業実施位置周辺の鳥獣保護区等

番号	名称	指定区分	面積(ha)	期限
②	愛鷹山特別保護地区	森林鳥獣生息地	193	平成 24 年 10 月 31 日
⑥	愛鷹山鳥獣保護区	〃	3,848	〃
⑬	富士市境塚鳥獣保護区	〃	441	平成 23 年 10 月 31 日
⑭	丸火鳥獣保護区	〃	120	平成 24 年 10 月 31 日
⑮	愛鷹山西鳥獣保護区	〃	510	〃
㉕	日本ランド鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	470	平成 31 年 10 月 31 日
㉗	須山小学校鳥獣保護区	〃	5	平成 26 年 10 月 31 日
㉙	浮島沼銃猟禁止区域	特定猟具使用禁止区域	1,012	平成 31 年 10 月 31 日
㉛	浮島沼東銃猟禁止区域	〃	460	平成 27 年 10 月 31 日

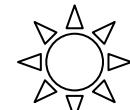
出典：平成 22 年度 静岡県鳥獣保護区等位置図(平成 22 年 10 月)



凡 例

	事業実施位置
	国立、国定公園(普通地域)
	県自然環境保全地域(特別地区)
	県自然環境保全地域(普通地区)

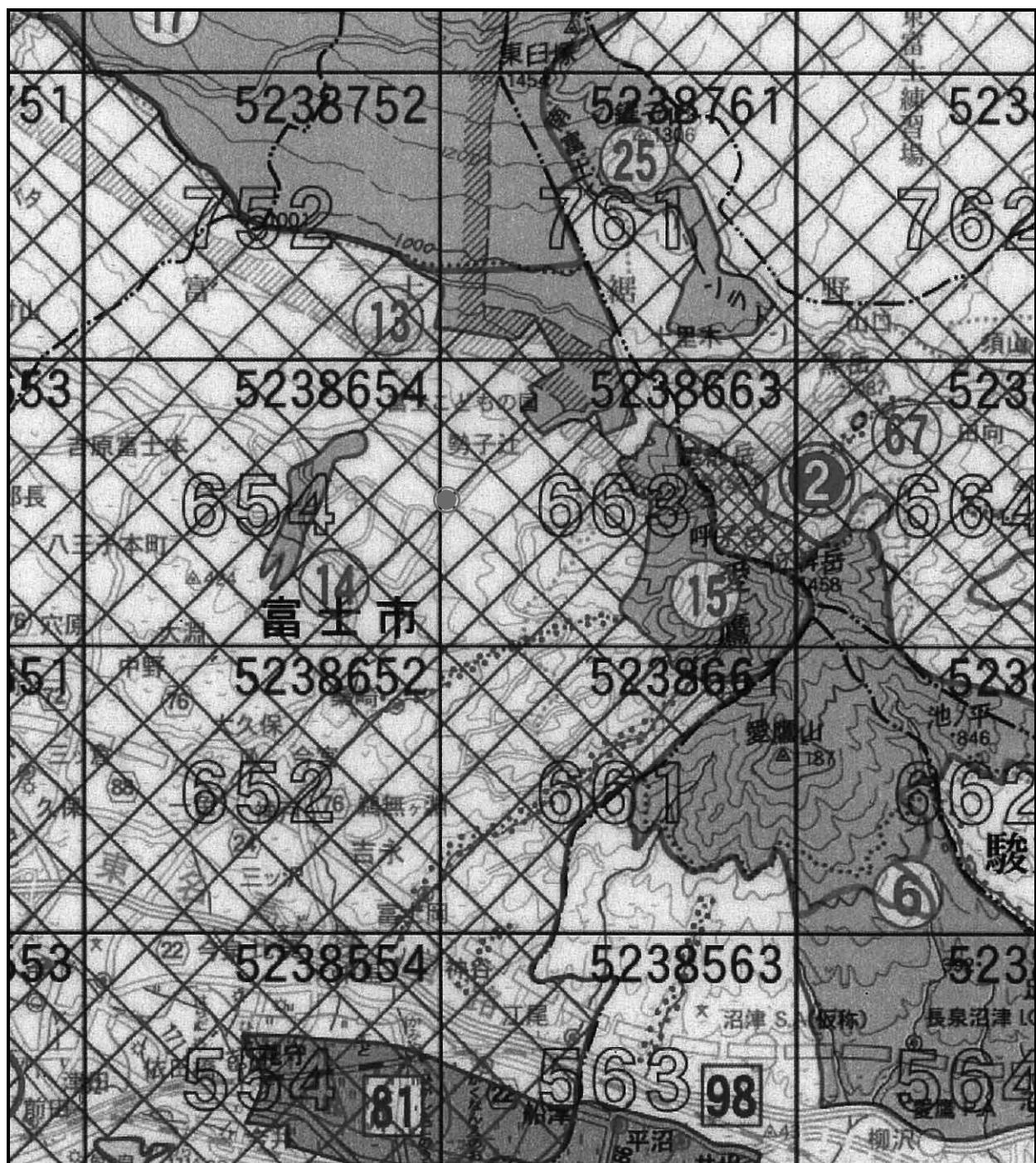
N



0 1.5 3km

1:75,000

図 2-4-4 自然環境保全地域

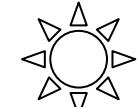


凡 例

● : 事業実施位置

[Symbol: Special protection area]	特別保護地区 Special protection area
[Symbol: Wildlife protection area]	鳥獣保護区 Wildlife protection area
[Symbol: Designated hunting area]	特定射獣(狼)使用禁止区域 Designated hunting area (no use of wolf)
[Symbol: Despecified hunting area]	指定獵法禁止区域 Despecified Way of Hunting
[Symbol: Prohibited area]	狩猟禁止区域 Prohibited Area
[Symbol: Despecified hunting area]	指定獵法禁止区域 Despecified Way of Hunting
[Symbol: Hunting prohibited area]	狩猲禁止区域 Hunting prohibited area
[Symbol: Hunting prohibited area]	狩猲禁止区域 オヌクチ Male Japanese Mink
[Symbol: Hunting prohibited area]	狩猲禁止区域 イノシシニホンジカを除く鳥獣
[Symbol: Raid game area]	獵 Raid game area
[Symbol: Specific hunting area]	特定計画指定区域 Social protection area according to specific plan law
[Symbol: Prefecture forestry office]	県森林事務所 Prefecture forestry office
[Symbol: National Forest]	国有林 National Forest

N



0 2 4km

1:100,000

図 2-4-5 鳥獣保護区等位置図

出典：平成 22 年度 静岡県鳥獣保護区等位置図(平成 22 年 10 月)

## 2. 5 生活環境の状況

### 1. 大気質

富士市内における大気汚染の常時監視として 13 地点が設置されている。

大気汚染監視体制は表 2-5-1、事業実施位置周辺における大気汚染常時監視局位置は図 2-5-1 に示すとおりである。

表 2-5-1 大気汚染監視体制（平成 23 年度）

局番 測定局	測定項目 用途地域	住 所	二 酸 化 硫 黄	二 浮 遊 粒 子 状 物 質	一 窒 素 酸 化 水 素	一 炭 化 炭 素	光 化 学 才 キ シ ダ ント	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	放 射 収 支 量	酸 性 雨	テ レ メ タ ー 接 続	主たる移動発生源
1 救急医療センター	工業	津田 217-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	県道田子の浦港富士タタ一線、国道 139 号
2 吉原第三中学校	第 1 種住居	比奈 2126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東名高速道路、県道三島富士線
3 青少年センター	第 1 種高層住居専用	石坂 456-5	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	東名高速道路、県道一色久沢線、県道富士御殿線
4 元吉原中学校	第 1 種住居	鈴川中町 28-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県道富士清水線、県道田子の浦港大野線
5 鷹岡小学校	第 1 種住居	久沢 2-3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国道 139 号、県道鷹岡柚木線
6 大淵中学校	市街化調整	大淵 2920	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県道富士御野線、県道元吉原大淵富士宮線
7 富士中学校	第 2 種高層住居専用	中島 320-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市道富士御野線、臨港富士線
8 東小学校	市街化調整	西船津 220	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東名高速道路
9 富士川第一中学校	第 1 種住居	岩淵 855-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県道富士由比線、県道岩淵富士川停車場線
10 自排塔の木	近隣商業	蓼原 28-11 地先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県道富士由比線、市道田子浦伝法線
11 自排宮島	準住居	宮島 1425-3 地先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国道 1 号
12 富士見台中央公園	第 1 種低層住居専用	富士見台 6 丁目 1-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※移動局
13 丸ヶ少年自然の家	市街化調整	大淵 10847-1									○		

注) ○: 静岡県測定 ○: 富士市測定 出典: 富士市の環境(平成 23 年)



凡 例

●	事業実施位置
①	大淵中学校
②	青少年センター
③	吉原第三中学校
④	富士市消防本部

N



0 1 2km

1:50,000

図 2-5-1 事業実施位置周辺における大気汚染常時監視局位置

## (1) 一般環境大気測定局の状況

### a. 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、平成 23 年度の年平均値が 0.001~0.003ppm であり、全ての測定局で環境基準を達成している。(表 2-5-2 参照)

表 2-5-2 二酸化硫黄調査結果(平成 23 年度)

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値 が 0.1ppm を超 えた時間 数とそ の割合		日平均 値が 0.04ppm を超 えた日数 とその 割合		1 時 間値の最 高値	日平 均値の 2%除 外値	連 続の有 無	長期的 評価に より日 平均値 が 0.04ppm を超 えた日数	環境 基準の 長期的 評価の 適否
				日	時間	ppm	時間				日	
救急医療センター	357	8524	0.003	0	0.0	0	0.0	0.023	0.006	無	0	○
吉原第三中学校	365	8711	0.001	0	0.0	0	0.0	0.026	0.003	無	0	○
元吉原中学校	363	8684	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	無	0	○
大淵中学校	362	8667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	無	0	○
富士中学校	360	8629	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.002	無	0	○
富士川第一中学校	364	8474	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	無	0	○
移動局 (富士見台)	329	7904	0.001	0	0.0	0	0.0	0.024	0.003	無	0	○

注) 環境基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

### b. 窒素酸化物

二酸化窒素は、平成 23 年度の年平均値が 0.009~0.021ppm であり、全ての測定局で環境基準を達成している。(表 2-5-3～表 2-5-5 参照)

表 2-5-3 二酸化窒素調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目 有効測定日数	測定時間 日 時間	年平均値 ppm	1 時間値 が 0.1ppm を超えた時間 数とその 割合		日平均 値が 0.06ppm を超えた日数 とその 割合		日平均 値が 0.04~ 0.06ppm の日数 とその 割合		日平 均値 の 98% 値	98%評 価で日 平均値 が 0.06ppm を超えた日数	環境 基準 の 適否	市目標 値
				時間 ppm	%	日	%	日数	%				
救急医療センター	284	6821	0.021	0	0.0	2	0.7	5	1.8	0.041	0	○	×
吉原第三中学校	361	8591	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0	○	○
青少年センター	364	8630	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○	○
元吉原中学校	365	8672	0.014	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	○
鷹岡小学校	363	8679	0.014	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○	○
大淵中学校	362	8677	0.009	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○	○
富士中学校	364	8687	0.012	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	○	○
東小学校	364	8695	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0	○	○
富士川第一中学校	366	8711	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○	○
移動局 (富士見台)	329	7898	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○	○

注) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-4 一酸化窒素調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目 有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 年間 98% 値
		日	時間	ppm	ppm
救急医療センター	284	6821	0.013	0.157	0.033
吉原第三中学校	361	8591	0.015	0.195	0.045
青少年センター	364	8630	0.004	0.101	0.013
元吉原中学校	365	8672	0.005	0.084	0.016
鷹岡小学校	363	8679	0.005	0.090	0.014
大淵中学校	362	8677	0.002	0.040	0.007
富士中学校	364	8687	0.003	0.108	0.013
東小学校	364	8695	0.012	0.160	0.044
富士川第一中学校	366	8711	0.006	0.141	0.019
移動局(富士見台)	329	7910	0.003	0.085	0.012

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-5 窒素酸化物調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目 有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時間 値の最 高値	日平均 値の年 間 98% 値	年平均値 NO <sub>2</sub> /NOx
		日	時間	ppm	ppm	ppm
救急医療センター	284	6821	0.034	0.204	0.065	62.3
吉原第三中学校	361	8591	0.034	0.253	0.073	56.3
青少年センター	364	8630	0.017	0.138	0.036	77.9
元吉原中学校	365	8672	0.019	0.117	0.040	74.1
鷹岡小学校	363	8679	0.019	0.121	0.037	75.6
大淵中学校	362	8677	0.011	0.066	0.027	79.7
富士中学校	364	8687	0.016	0.134	0.032	78.5
東小学校	364	8695	0.029	0.200	0.071	56.4
富士川第一中学校	366	8711	0.020	0.173	0.038	68.1
移動局(富士見台)	329	7910	0.018	0.115	0.040	82.1

出典：富士市の環境(平成 24 年)

### c. 光化学オキシダント

光化学オキシダントは平成 23 年度の年平均値が 0.026~0.032ppm であり、全ての測定局で環境基準に適合しなかった。(表 2-5-6 参照)

光化学オキシダントの緊急時発令状況を見ると、平成 23 年度は注意報が 1 回発令された。(表 2-5-7 参照)

表 2-5-6 光化学オキシダント調査結果(平成 23 年度)

測定局 項目	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		1 時間値が 0.12ppm を超えた日数と時間数		1 時間値の最高値	日最高値の年平均値	環境基準の適否
				日	時間	ppm	日		ppm	
救急医療センター	364	5408	0.026	55	226	0	0	0.102	0.040	×
鷹畠小学校	349	5166	0.027	82	428	0	0	0.112	0.043	×
大淵中学校	365	5416	0.027	66	261	1	1	0.123	0.042	×
東小学校	366	5474	0.029	101	569	1	2	0.127	0.048	×
富士川第一中学校	354	5243	0.032	96	541	0	0	0.111	0.049	×

注) 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-7 光化学オキシダント緊急時発令状況

年度 項目	富士地区・庵原地区		県内	
	緊急時発令状況	人体被害届出人数	注意報発令延べ日数	人体被害届出人数
14	なし	0	4	0
15	なし	0	1	0
16	なし	0	5	0
17	なし	0	0	0
18	注意報 2 回	1	9	3
19	注意報 3 回	0	7	204
20	注意報 1 回	0	2	3
21	注意報 1 回	0	2	21
22	注意報 1 回	0	3	0
23	注意報 1 回 (富士)	0	1	0

注) 注意報：1 時間値が 0.12ppm 以上で気象条件からその状態が継続すると認められるとき。

警報：1 時間値が 0.24ppm 以上で気象条件からその状態が継続すると認められるとき。

重大緊急警報：1 時間値が 0.40ppm 以上で気象条件からその状態が継続すると認められるとき。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

#### d. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、平成 23 年度の年平均値が  $0.015\sim0.025\text{mg}/\text{m}^3$  であり、全ての測定局で環境基準を達成している。(表 2-5-8 参照)

表 2-5-8 浮遊粒子状物質調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目 有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値 が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 時間数と その割合		日平均値 が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 日数とそ の割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 除外値	連続 の有無	長期的評 価により 日平均値 が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 日数	環境基準の長期的評価の適否
				日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>
救急医療センター	362	8671	0.025	0	0.0	0	0.0	0.170	0.050	無	0	○
吉原第三中学校	365	8760	0.023	0	0.0	0	0.0	0.138	0.051	無	0	○
青少年センター	366	8758	0.018	0	0.0	0	0.0	0.097	0.039	無	0	○
元吉原中学校	361	8661	0.018	2	0.0	1	0.3	0.327	0.050	無	0	○
鷹岡小学校	366	8778	0.021	0	0.0	0	0.0	0.133	0.067	無	0	○
大淵中学校	361	8721	0.016	0	0.0	0	0.3	0.187	0.061	無	0	○
富士中学校	363	8720	0.019	0	0.0	0	0.0	0.178	0.057	無	0	○
東小学校	366	8762	0.015	0	0.0	0	0.0	0.144	0.040	無	0	○
富士川第一中学校	364	8753	0.017	0	0.0	0	0.0	0.161	0.053	無	0	○
移動局富士見台	324	7853	0.021	0	0	0	0.0	0.112	0.058	無	0	○

注) 環境基準

1 時間値の 1 日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1 時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

## (2) 自動車排出ガス測定局の状況

自動車排ガスの代表的汚染物質である二酸化窒素は、平成 23 年度では全局において環境基準を達成している。(表 2-5-9～表 2-5-13 参照)

表 2-5-9 二酸化窒素調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04～0.06ppm の日数とその割合		日平均値の 98% 値	環境基準の適否	市目標値	
					日	時間	ppm	時間	%	日	%	日数	%	ppm
自排塔の木		364	8686	0.029	0	0.0	0	0.0	0	45	12.4	0.047	○	×
自排宮島		355	8523	0.034	2	0.0	6	1.7	99	27.9	0.060	○	×	

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-10 一酸化窒素調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目	有効測定日数	測定時間		年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値
			日	時間			
自排塔の木		364		8686	0.025	0.206	0.061
自排宮島		355		8523	0.039	0.293	0.089

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-11 硝酸化物調査結果(平成 23 年度)

測定局	項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値		日平均値の年間 98% 値	年平均値 NO <sub>2</sub> /NOx
					日	時間		
自排塔の木		364		0.055		0.253	0.095	53.9
自排宮島		355		0.074		0.342	0.139	46.7

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-12 浮遊粒子状物質調査結果(平成 23 年度)

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		一時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	連続の有無	長期的評価により日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準の長期的評価の適否	
				日	時間	$\text{mg}/\text{m}^3$	時間	%	日	%	$\text{mg}/\text{m}^3$	$\text{mg}/\text{m}^3$	日
自排塔の木	357	8608	0.027	0	0.0		1	0.3	0.198	0.074	無	0	○
自排宮島	360	8658	0.028	1	0.0		1	0.3	0.275	0.072	無	0	○

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-13 一酸化炭素調査結果(平成 23 年度)

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8 時間値が $20\text{ppm}$ を超えた回数とその割合		日平均値が $10\text{ppm}$ を超えた日数とその割合		1 時間値が $30\text{ppm}$ 以上の日数とその割合		日平均値の 2% 除外値	連続の有無	長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準の長期的評価の適否		
				日	時間	ppm	回	%	日	%	日	%	ppm	ppm	日
自排塔の木	326	7806	0.5	0	0.0		0	0.0	0	0.0	1.8	0.7	無	0	○
自排宮島	362	8668	0.4	0	0.0		0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	無	0	○

出典：富士市の環境(平成 24 年)

### (3) 有害大気汚染物質

平成 23 年度は、環境基準が定められている 4 物質(ジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)すべてにおいて環境基準に適合していた。

(表 2-5-14 参照)

表 2-5-14 平成 23 年度有害大気汚染物質モニタリング結果 (年平均値、単位 :  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目	鷹岡小学校	救急医療センター	吉原第三中学校	基準値等
塩化ビニルモノマー	0.016	0.012	0.012	10(指針値)
1.3-ブタジエン	0.070	0.087	0.095	2.5(指針値)
アクリロニトリル	0.10	0.088	0.036	2(指針値)
ジクロロメタン	0.84	5.1	5.3	150
クロロホルム	0.45	0.28	0.23	18(指針値)
1.2-ジクロロエタン	0.11	0.097	0.10	1.6(指針値)
ベンゼン	0.98	1.1	0.93	3
トリクロロエチレン	0.26	0.25	0.38	200
テトラクロロエチレン	0.17	0.22	0.077	200
アセトアルデヒド	2.0	1.5	1.6	5 *
ホルムアルデヒド	1.9	1.2	1.8	0.8 *
ニッケル化合物	0.0020	0.0025	0.0023	0.025(指針値)
ひ素及びその化合物	0.000084	0.00019	0.00020	0.002 *
ベリリウム及びその化合物	0.0000055	0.0000055	0.0000055	0.004 *
マンガン及びその化合物	0.0031	0.0044	0.0038	0.15 **
クロム及びその化合物	0.00096	0.0018	0.0015	0.00025 **#
水銀及びその化合物	0.001	0.0011	0.0012	0.04(指針値)
ベンゾ(a)ピレン	0.000096	0.000098	0.00078	0.0001 **
酸化エチレン	0.055	0.19	0.076	

\* : EPA 発ガン性 10 の-5 乗リスク濃度を用いた場合 \*\* : WHO 欧州事務局ガイドライン

#クロムの基準値等 : 6 倍クロムとしての値(測定値は全クロム) 着色 : 環境基準が定められているもの

出典 : 富士市の環境(平成 24 年)

#### (4) ダイオキシン類

富士市では、平成 10 年度から環境大気中のダイオキシン類の濃度を測定している。平成 23 年度の環境大気中ダイオキシン類濃度は鷹岡小学校、救急医療センター、元吉原中学校で測定を実施した。全ての地点において、環境基準である  $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  を下回る年平均値であった。(鷹岡小学校については、平成 23 年度データが未公表のため、平成 22 年度データを掲載。) (表 2-5-15 参照)

表 2-5-15 平成 23 年度 環境大気中のダイオキシン類の測定結果(単位 : pg-TEQ/ $\text{m}^3$ )

	春	夏	秋	冬	平均	環境基準の適否
鷹岡小学校 (平成 22 年度環境省調査)	0.016	0.014	0.023	0.067	0.030	適
救急医療センター (富士市調査)	0.021	0.036	0.027	0.042	0.032	適
元吉原中学校(富士市調査)	0.020	0.020	0.021	0.031	0.023	適

出典：富士市の環境(平成 24 年)

## 2. 騒音

### (1) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)の騒音調査

富士市では、平成 13 年度から一般地域における環境基準の類型ごとの達成状況を把握・評価するために、18 測定点を選定し、3 年間で一巡させる方法により調査・測定を行ってきた。平成 23 年度は、5 地点で調査を実施した。(表 2-5-16 参照)

表 2-5-16 平成 23 年度 一般地域環境騒音測定結果

No.	測定地点	用途地域	地域の類型	測定年月日		測定値(dB)		環境基準(dB)		環境基準適否	
				開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	南松野	第二種中高層住居専用地域	A	H24. 2. 16	H24. 2. 17	48	37	55	45	○	○
2	中之郷	第一種住居地域	B	H24. 2. 16	H24. 2. 17	55	52			○	×
3	富士町	商業地域	C	H24. 2. 29	H24. 3. 1	51	46	60	50	○	○
4	浅間本町	第一種住居地域	B	H24. 2. 27	H24. 2. 28	50	37	55	45	○	○
5	依田橋	工業地域	C	H24. 2. 27	H24. 2. 28	47	43	60	50	○	○

※ 評価は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )である。

※ 騒音レベル：昼間(6 時～22 時)、夜間(22 時～翌 6 時)

出典：富士市の環境(平成 24 年)

### (2) 道路に面する地域の騒音調査

富士市では、幹線道路を担う道路について延長 184.3km を、29 のグループに類型化し、各グループの代表点において道路・交通量の実測を行い、道路に面する地域の環境基準の達成状況の把握を行っている。

平成 23 年度は、国道 1 号の宮島地先と市道田子浦伝法線の蓼原地先をはじめ市内 7 地点において自動車交通騒音等の測定を実施し、類型化によって同じグループとされた区間合わせて 7 区間 30.7km について評価を行った。評価区間の住居等戸数でみると、環境基準達成率は昼・夜とも達成 86.1%、昼のみ達成 3.7%、夜のみ達成 0.1%、昼・夜とも未達成 10.1% であった。(表 2-5-17 及び表 2-5-18 参照)

表 2-5-17 平成 23 年度 自動車交通騒音等測定結果

No.	道路名	測定場所	環境基準類型	測定月日		車線数	測定位置 (m)	騒音 レベル $L_{Aeq}$ (dB)		環境基準 適合		要請限度 適合		交通量 (台/10 分)	
								車道端から の距離	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
								70 dB 以下	65 dB 以下	75 dB 以下	70 dB 以下				
1	一般国道 1 号	宮島 611-1	B	12/5	12/6	5	4.5	70.6	70.2	×	×	○	○	482	177
2	市道 田子浦伝法線	蓼原 1673	C	12/5	12/6	4	7.0	64.5	60.4	○	○	○	○	329	67
3	東名高速道路	長通 45-12	B	12/5	12/6	4	17	59.2	59.3	○	○	○	○	521	370
4	主要地方道 富士川身延線	中之郷 3615-1	B	12/5	12/6	2	3.0	72.0	67.1	×	×	○	○	171	33
5	主要地方道 富士富士宮由比線	北松野 1886-1	A	12/5	12/6	2	1.5	62.9	53.2	○	○	○ ※1	○ ※2	45	5
6	一般県道 岩淵 富士川停車場線	北松野 1320	A	12/5	12/6	2	0.5	67.8	56.9	○	○	○ ※1	○ ※2	97	18
7	一般県道 富士由比線	中之郷 3929	C	12/5	12/6	2	2.0	70.9	66.8	×	×	○	○	167	34

注) 騒音レベル：昼間(6 時～22 時)、夜間(22 時～翌 6 時)のエネルギー平均

交通量：昼間(6 時～22 時)、夜間(22 時～翌 6 時)の各時間帯 10 分間測定の上下線合計の平均値

測定位置（地上からの高さ）：1.2m

※1 : 70dB 以下 ※2 : 65dB 以下

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-18 平成 23 年度 自動車交通騒音に係る環境基準の達成状況面の評価

グループ	道路名 (評価区間)	車線数	評価法	住居等戸数	環境基準達成戸数				環境基準達成率(%)				区間延長 (km)
					昼・夜とも達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼・夜とも未達成	昼・夜とも達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼・夜とも未達成	
1	一般国道 1 号	4	推計	24	0	1	0	23	0.0	4.2	0.0	95.8	0.9
		4	推計	3	0	1	0	2	0.0	33.3	0.0	66.7	2.1
		4	推計	167	109	58	0	0	65.3	34.7	0.0	0.0	1.1
		5	観測	165	111	54	0	0	67.3	32.7	0.0	0.0	1.3
2	市道 田子浦伝法線	4	推計	1	1	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.5
		4	推計	107	107	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.8
		4	観測	30	30	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.6
		4	推計	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0.1
3	東名高速道路	4	観測	511	497	14	0	0	97.3	2.7	0.0	0.0	4.2
		4	推計	0	0	0	0	0	—	—	—	—	1.0
		4	推計	34	24	7	0	3	70.6	20.6	0.0	8.8	4.5
4	主要地方道 富士川身延線	2	推計	26	26	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.5
		2	観測	282	259	0	0	23	91.8	0.0	0.0	8.2	5.1
		2	推計	85	60	0	0	25	70.6	0.0	0.0	29.4	0.7
5	主要地方道 富士富士宮由比線	2	観測	112	112	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.7
		2	推計	59	59	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.5
6	一般県道 岩淵 富士川停車場線	1	推計	34	28	0	0	6	82.4	0.0	0.0	17.6	0.1
		2	推計	60	54	0	0	6	90.0	0.0	0.0	10.0	0.3
		2	観測	361	359	0	0	0	99.4	0.0	0.6	0.0	1.1
		2	推計	82	72	0	0	10	87.8	0.0	0.0	12.2	0.3
7	一般県道 富士由比線	2	推計	160	149	0	0	11	93.1	0.0	0.0	6.9	1.0
		2	推計	242	185	0	0	57	76.4	0.0	0.0	23.6	0.9
		2	観測	449	429	0	0	20	95.5	0.0	0.0	4.5	1.2
		2	推計	301	258	0	0	43	85.7	0.0	0.0	14.3	1.4
		2	推計	293	169	0	0	124	57.7	0.0	0.0	42.3	1.6
		2	推計	206	162	2	0	42	78.6	1.0	0.0	20.4	2.0

注) 観測：評価区間のうち、騒音レベルを実測した区間

推定：他の区間に於ける騒音レベルを元に、騒音レベルの推計を行った区間

市道田子浦伝法線の第4区間は工業専用区域のため、東名高速道路の第2区間は橋梁部のため、それぞれ住居が存在しない。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

### 3. 振動

富士市では、騒音と同様に、一般地域 5 地点で振動調査を実施している。

(表 2-5-19 参照)

表 2-5-19 平成 23 年度 一般地域環境振動測定結果

No.	測定 地点	用途地域	測定年月日		測定値	
			開始日	終了日	昼間	夜間
1	南松野	第二種中高層住居専用地域	H24. 2. 16	H24. 2. 17	30dB 未満	30dB 未満
2	中之郷	第一種住居地域	H24. 2. 16	H24. 2. 17	30dB 未満	30dB 未満
3	富士町	商業地域	H24. 2. 29	H24. 3. 1	30dB 未満	30dB 未満
4	浅間本町	第一種住居地域	H24. 2. 27	H24. 2. 28	30dB 未満	30dB 未満
5	依田橋	工業地域	H24. 2. 27	H24. 2. 28	32dB	30dB 未満

※ 振動レベル：昼間(8 時～20 時)、夜間(20 時～翌 8 時)

出典：富士市の環境(平成 24 年)

### 4. 悪臭

事業実施位置周辺においては、悪臭の定期的な調査は行われていない。

### 5. 水質

富士市では潤井川(富鷹橋)等で河川等環境監視を行っている。

平成 23 年度の測定結果は、以下のとおりである。

#### (1) 「人の健康の保護に関する環境基準」の達成状況

河川はカドミウム、シアン等 25 項目について水質調査を実施したが、全て環境基準を達成していた。

#### (2) 「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況

環境基準地点及び補助地点の BOD 等 5 項目の達成状況は、以下のとおりである。

(表 2-5-20(1) 及び表 2-5-20(2) 参照)

**a. pH (水素イオン濃度)**

潤井川(前田橋・A類型)、潤井川(富鷹橋・A類型に準ずる)、沼川(沼川新橋・D類型)及び沼川(清勇橋・D類型に準ずる)でpHの基準(A類型 6.5~8.5・D類型 6.0~8.5)を100%達成していた。

**b. DO (溶存酸素量)**

潤井川(前田橋・A類型)、潤井川(富鷹橋・A類型に準ずる)、沼川(沼川新橋・D類型)及び沼川(清勇橋・D類型に準ずる)でDOの基準(A類型 7.5mg/L・D類型 2mg/L)を100%達成していた。

**c. BOD (生物化学的酸素要求量)**

潤井川(前田橋・A類型)、潤井川(富鷹橋・A類型に準ずる)、沼川(沼川新橋・D類型)及び沼川(清勇橋・D類型に準ずる)でBODの基準(A類型 2mg/L・D類型 8mg/L)を達成していた。

※評価方法

河川はBOD75%値で評価する。

年間のすべてのデータを低い順に並べて、全体の75%にあたる値が環境基準を達成しているか否かを評価する。(昭和57年7月1日環水管第52号)

**d. SS (浮遊物質量)**

潤井川(前田橋・A類型)、潤井川(富鷹橋・A類型に準ずる)、沼川(沼川新橋・D類型)及び沼川(清勇橋・D類型に準ずる)でSSの基準(A類型 25mg/L・D類型 100mg/L)を100%達成していた。

**e. 大腸菌群数**

潤井川(前田橋・A類型)及び潤井川(富鷹橋・A類型に準ずる)で大腸菌群数の基準を達成できていなかった。

なお、沼川(沼川新橋・D類型)及び沼川(清勇橋・D類型に準ずる)には大腸菌群数の基準が設定されていない。

表 2-5-20(1) 平成 23 年度 河川等環境監視測定結果(生活環境保全に関する項目)

採取場所			補助地点	環境基準地点	補助地点	環境基準地点	その他の地点	
			潤井川富鷹橋	潤井川前田橋	沼川清勇橋	沼川沼川新橋	和田川新和田川橋	江川末端
流量	平均値	千 m <sup>3</sup> /s	1,108	990	624	2,043	159	120
p H	最小～最大	—	7.5～7.8	7.5～8.1	6.9～7.2	7.0～7.3	7.0～7.8	7.2～7.7
D O	最小～最大	mg/L	9.9～12.0	10.0～12.0	3.5～8.7	5.5～9.9	8.9～13.0	6.3～10.0
	平均値	mg/L	10.0	10.0	6.1	7.7	10.0	8.9
	平均値	mg/L	1.3	1.0	2.6	2.3	1.2	2.6
B O D (C O D)	負荷量	t/日	1.4	1.0	1.6	4.7	0.2	0.3
	75%値	mg/L	1.3	1.1	3.0	2.6	1.2	2.8
	平均値	mg/L	1.6	2.1	11.4	11.5	5.9	4.4
S S	負荷量	t/日	1.8	2.1	7.1	23.5	0.9	0.5
	平均値	mg/L	—	—	—	—	—	—
大腸菌群数	平均値	MPN/100mL	15,650	17,600	24,650	10,150	—	—
全亜鉛	平均値	mg/L	0.009	0.007	0.019	0.012	—	—
全窒素	平均値	mg/L	—	2.3	—	4.1	4.0	7.3
全燐	平均値	mg/L	—	0.12	—	0.12	0.11	0.92

出典：富士市の環境(平成 24 年)

表 2-5-20(2) 平成 23 年度 河川等環境監視測定結果(生活環境保全に関する項目)

採取場所			その他の地点				
			小潤井川末端	早川末端	岳南排水路沼川吐口	沼川4号末端	和田川5号末端
流量	平均値	千 m <sup>3</sup> /s	165	281	476	130	289
p H	最小～最大	—	7.2～7.7	7.1～7.7	6.8～7.0	6.5～7.2	6.7～7.1
D O	最小～最大	mg/L	6.0～9.5	7.4～10.0	3.8～8.4	2.0～7.3	3.4～8.0
	平均値	mg/L	7.5	8.7	5.7	4.0	5.3
	平均値	mg/L	5.7	2.3	(49.2)	(48.9)	(37.1)
B O D (C O D)	負荷量	t/日	0.9	0.6	(23.4)	(6.4)	(10.7)
	75%値	mg/L	4.7	2.4	(49)	(51)	(40)
	平均値	mg/L	10.8	7.5	24.8	17.8	17.2
S S	負荷量	t/日	1.8	2.1	11.8	2.3	5.0
	平均値	mg/L	—	—	—	—	—
大腸菌群数	平均値	MPN/100mL	—	—	—	—	—
全亜鉛	平均値	mg/L	—	—	—	—	—
全窒素	平均値	mg/L	2.3	5.5	4.2	6.7	3.6
全燐	平均値	mg/L	0.45	0.46	0.21	0.13	0.18

出典：富士市の環境(平成 24 年)

## 6. 土壤

富士市は、県の測定計画に基づいてダイオキシン類調査を実施している。

(表 2-5-21 参照)

表 2-5-21 平成 23 年度 土壤におけるダイオキシン類の測定結果(単位 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

区分	測定地点	調査主体	測定結果	平成 21 年度※ 全国調査結果範囲	環境基準
一般環境把握調査	大淵第一小学校	富士市	0.14	0.000032~61	1,000

※「全国調査結果範囲」については、平成 23 年度データが環境省より公表されていないため、平成 22 年度データを掲載した。

出典：富士市の環境(平成 24 年)

## 第3章 環境影響評価項目の選定